

不当寄附勧誘防止法の施行状況について

令和 7 年 6 月

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

【目次】

第 1 章. 不当寄附勧誘防止法のあらまし	1
(1) 「法人等」の定義 (法第 1 条)	1
(2) 「寄附」の定義 (法第 2 条)	1
(3) 配慮義務・禁止行為 (法第 3 条～第 5 条)	2
ア 配慮義務 (法第 3 条)	2
イ 禁止行為 (法第 4 条・第 5 条)	3
(4) 配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則 (法第 6 条・ 第 7 条、第 16 条～第 18 条)	4
ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置 (法第 6 条)	4
イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則 (法第 7 条、第 16 条～第 18 条)	5
(5) 寄附の意思表示の取消し (法第 8 条・第 9 条)	5
(6) 債権者代位権の行使に関する特例 (法第 10 条)	6
(7) 法運用上の配慮 (法第 12 条)	6
第 2 章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況	8
(1) 基礎的な取組	8
ア 全国の関係機関に対する事務連絡 (通知) の発出	8
イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料 (Q & A 形式) の 公表	9
ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表	9
エ 処分基準等の策定及び公表	9
(2) 法人等向けの主な取組	10
ア 公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣	10
イ 文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣	10
ウ 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催 (消費者庁主催)	13

(ア) 目的.....	13
(イ) 開催実績及び説明内容.....	14
(ウ) 効果.....	16
エ 私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）	17
（３）個人向けの主な取組.....	18
ア 周知・啓発用チラシの公表.....	18
イ 政府広報との連携	19
ウ 周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示	21
(ア) 関係機関等への配布実績.....	22
(イ) 東京メトロ駅構内への掲示	22
エ 広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信.....	22
オ 社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿.....	24
カ 不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表.....	24
(ア) 内容.....	25
(イ) 「消費者力」の育成・強化との関係.....	26
キ 不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困って いませんか？」の公表.....	29
第３章. 寄附に関する情報の受付状況.....	31
(１) 情報を収集するための３つの窓口	31
(２) 各窓口の特性.....	31
ア 消費者庁ウェブフォーム.....	32
イ 全国の消費生活センター等.....	37
ウ 靈感商法等対応ダイヤル.....	37
(３) 受付情報件数の推移.....	39
ア 窓口別の受付情報件数	39
イ 事件の受理	40
(ア) 概要.....	40

(イ) 受理件数の推移	41
(ウ) 窓口別の受理率	43
第4章. 嫌疑情報に対する調査の状況	44
(1) 事件の調査及び処理	44
(2) 調査の結果	45
ア 公表時における処理区分	45
イ 各期の処理件数	45
ウ 嫌疑情報に基づく対象法人等	47
(ア) 類型の整理	47
(イ) 対象法人等の類型別の処理件数	47
(ウ) 処理区分別の対象法人等の類型別件数	48
エ 調査対象事件の代表的事例	50
(ア) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	50
(イ) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	66
(ウ) 法律施行日前の事案と認められるもの等	67
(3) 調査の実態	68
ア 調査期間	68
イ 法人登記照会状況	70
ウ 文書による照会等の実施状況	70
エ 事情聴取の状況	71
(ア) 概況	71
(イ) 情報提供者に対する事情聴取の実施状況	72
(ウ) 被勧誘者に対する事情聴取の実施状況	73
(エ) 情報提供者と被勧誘者の相関関係	74
オ 被勧誘者の実態	76
(ア) 性別・年代	76
(イ) 居住都道府県	79

カ 情報提供者の実態	81
(ア) 情報提供者の身分	81
(イ) 性別・年代	82
(ウ) 居住都道府県	85
第5章. 違法情報を看過しないための補完的な取組	87
(1) 関係情報の分析	87
ア 関係情報の類型化	87
イ 類型別の受付件数	90
ウ 情報提供者の類型	91
エ 情報提供者別の関係情報の類型別件数	92
(ア) 当事者本人	92
(イ) 配偶者	93
(ウ) 当事者の親	94
(エ) 当事者の子	95
(オ) 当事者の兄弟姉妹	96
(カ) 当事者の親族	97
(キ) 当事者の友人、知人、代理人等	98
オ 関係法人等の類型	99
(ア) 類型の整理	99
(イ) 関係法人等の類型別関係情報受付件数	100
カ 関係法人等別の関係情報の類型	101
(ア) 宗教団体	101
(イ) 宗教団体以外	102
(ウ) 関係法人等不明	103
(2) 寄附に関する消費生活相談の傾向分析	
～PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～ ..	105
ア 概要	105
イ 分析方法	106

(ア) 対象データ	106
(イ) キーワードの変更等に対する措置	106
ウ 分析結果	108
(ア) 全体の傾向	108
(イ) 商品別分類の付与状況	109
(ウ) 商品キーワードの付与状況	109
(エ) 内容等キーワードの付与状況	109
(オ) 寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別	113
(カ) 内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数	118
(3) 警察に対する協力要請	125
ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請	126
イ 幹部警察官に対する寄附法講義	128
参考資料	130
(参考資料1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	131
(参考資料2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく 消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（令和5年4月17 日消政策136号）	138
(参考資料3-1) 執行アドバイザーの委嘱について（令和5年3月31日）	141
(参考資料3-2) 執行アドバイザーの委嘱について（令和7年4月1日）	143

第1章. 不当寄附勧誘防止法のあらまし

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)(以下「不当寄附勧誘防止法」、「寄附法」又は「法」という。)は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から制定されたが、その内容としては、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務、法人等が寄附の勧誘に際し勧誘を受ける個人を困惑させることや借入れ等による資金調達を要求することの禁止、配慮義務の不遵守や禁止行為違反に関する行政措置・罰則、法人等による不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消権、子や配偶者が養育費・婚姻費用等を保全するための債権者代位権の行使に関する特例等が定められている。本章では、こうした法の主な内容について概説する¹(本章における記載は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説²」(令和5年2月1日)を基にしており、新規の解釈等は含まれない)。

(1) 「法人等」の定義(法第1条)

法において「法人等」とは、「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」と定義しており、法人格を有する法人に加え、その実質において法人と同視することができる存在として、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも対象としている。

ここでいう「法人等」は、特定の法人に限らずあらゆる法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを対象としている。

(2) 「寄附」の定義(法第2条)

法において「寄附」とは、以下のア又はイに該当するものをいう。

ア 個人³と法人等との間で締結される次に掲げる契約

¹ 法の条文については、参考資料1参照。

² https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

³ 事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。

- ・ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約
- ・ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

イ 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

上記のとおり、法の規律の対象となる寄附は、契約によるものに限らず、遺贈などの単独行為によるものも含まれる。ただし、契約による寄附について、移転の対象となる財産又はこれと同種同等のもの返還を約するものは、法における寄附の対象外となる。また、純粋な個人間における寄附についても、原則として対象外となる⁴。

(3) 配慮義務・禁止行為（法第3条～第5条）

法では、法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等が個人に寄附勧誘を行うに当たって遵守すべき事項についての配慮義務及び法人等の寄附の勧誘に関する禁止行為が定められており、これらに違反した場合において所要の要件を満たすときは、後述する行政措置や寄附の意思表示の取消しの対象となる。以下では、配慮義務及び禁止行為について概説する。

ア 配慮義務（法第3条）

法人等が個人に寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない事項として、以下の3点が規定されている。

- ・ 自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすること（第1号）
- ・ 寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること（第2号）
- ・ 勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにすること（第3号）

⁴ 法人等が勧誘や財産の移転先の名目を、見かけ上当該法人等ではなく個人にしている場合であっても、当該法人等による寄附の勧誘と評価される場合には、外形上は個人間の寄附であるが、法の適用対象になると考えられる。

これらの配慮義務は、後述する禁止行為が禁止対象となる法人等の行為の類型を規定しているのと異なり、法人等のどのような行為によるものであったとしても寄附の勧誘に当たって個人にもたらしてはならない結果（状況）を示したものとなっており、こうした結果をもたらす不当な行為をより幅広く捉えることを可能としている。なお、これらの規定は法人等が配慮義務に違反した場合の当該事案ごとの民事的な法的効果を直接規定するものではないが、配慮義務の規定が法に定められることで、民法上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求が容易になるものと考えられ⁵、法施行前の事案に対して、不当寄附勧誘防止法の趣旨なども斟酌した上で献金勧誘行為の違法性の判断基準を示した最高裁判決が存在する⁶。

イ 禁止行為（法第4条・第5条）

法第4条では、法人等が寄附の勧誘に際して行ってはならない6つの禁止行為が規定されている。これらは、消費者契約法第4条第3項第1号

⁵ この点については、法案の審議において、岸田文雄内閣総理大臣（当時）から、「配慮義務については、それ自体が遡って適用されることはないものの、寄附勧誘に当たっての規範を示すものであり、こうした規範は、過去の寄附に関する被害についての民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求の裁判の実務においても考慮される可能性があると考えています。」（令和4年12月6日衆議院本会議）などの答弁がある。

⁶ 「宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」（令和4年（受）第2281号 損害賠償請求事件 令和6年7月11日 第一小法廷判決）。

から第4号まで、第6号及び第8号の規定内容⁷を踏まえ、規定されている。

- ・ 不退去（第1号）
- ・ 退去妨害（第2号）
- ・ 勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行（第3号）
- ・ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害（第4号）
- ・ 恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知（第5号）
- ・ 靈感等による知見を用いた告知（第6号）

これらに加え、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法第5条において、法人等が個人に借入れ等により寄附をするための資金調達を求めることも禁止している。

（4）配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第6条・第7条、第16条～第18条）

法人等が法第3条～第5条で定める配慮義務・禁止行為に違反した場合には、行政措置等をとることができる旨が規定されている。以下では、配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に関する行政措置等についてそれぞれ概説する。

なお、行政措置の適用に関する具体的な基準等については「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について(令和5年4月17日消政策136号)」(以下「処分基準等」という。)で定め、消費者庁ウェブサイト上で公表している⁸。

ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置（法第6条）

法第3条に定める配慮義務を遵守していないと認められる法人等については、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認められる場合、当該法人等に対して遵守す

⁷ 消費者契約法第4条は、不当な勧誘により意思表示がされた場合の取消権について規定しているところ、規定内容から片務契約又は単独行為である寄附への適用が問題となる場面が想定されるもの。

⁸ 参考資料2参照。

べき事項を示し、これに従うべき旨を勧告することができる。

また、勧告先の法人等がこれに従わなかった場合には、その旨を公表することができるほか、勧告を行うために必要な限度において法人等に対し配慮義務の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則(法第7条、第16条～第18条)

法人等が禁止行為を行っている可能性がある場合については、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるとき⁹、その必要の限度において、法人等に対して寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めることができる。

そして、禁止行為に違反したと認められる法人等については、当該法人等が引き続き当該行為をするおそれが著しいと認められる場合において、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告ができる。また、勧告先の法人等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合、当該勧告に従うことを命令することができ、命令を行った場合にはその旨を公表することになる。

以上のとおり禁止行為違反に対する行政上の措置が定められているが、これに違反した場合の罰則についても規定されている。法人等が命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金刑が科され、又はこれを併科する旨が定められている。また、寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めたにもかかわらずこれを実施しなかった、又は虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金刑が科される。さらに、法人等の代表者等がこれらの罰則の対象となる行為をした場合には、行為者本人に加え、法人等も罰則(罰金刑)の対象とされる、いわゆる法人両罰規定が設けられている。

(5) 寄附の意思表示の取消し(法第8条・第9条)

法第8条では、法人等が寄附の勧誘をするに際し、法第4条で掲げた6つの禁止行為のいずれかにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示

⁹ 「特に必要と認めるとき」とは、例えば、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などが想定される。

をした場合に当該寄附の意思表示を取り消すことができると規定されている¹⁰。

法第9条では、取消権の行使期間について、追認をすることができる時から1年間（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は3年間）行わないとき、又は寄附の意思表示をした時から5年（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は10年）を経過したとき、時効によって取消権は消滅するものと定められている。

（6）債権者代位権の行使に関する特例（法第10条）

寄附によって資力が悪化し、寄附者の家族等が適切な扶養等を受けられなくなるといった家族等の被害救済に資するよう、扶養や扶助を受ける権利を被保全債権として、不当寄附勧誘防止法や消費者契約法に基づく取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権を代位行使することについては、被保全債権の期限が到来することを要しないとする、民法の債権者代位権の特則が定められている¹¹。

（7）法運用上の配慮（法第12条）

法に基づく行政上の措置を実際に運用する際には、個人を保護するために必要な場合に限り勧告等を行うこととするものの、寄附が無償行為であり、法人等が寄附を受領する場合には、その態様や位置付け等において、一般の商取引における事業者の経済活動とは異なる側面がある。特に、学校法

¹⁰ ただし、消費者契約法の取消しの対象となる場合との適用関係を明確にする観点から、当該寄附が消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、不当寄附勧誘防止法で定める取消権の対象から除かれている。

¹¹ 債権者代位権とは、債務者が自己の権利を行使しないときに、債権者が債務者に代わって権利を行使することにより、責任財産の維持を図るための権利である。債権者代位権が認められるための要件の1つとして、被保全債権の履行期が到来していることが民法第423条第2項で定められている。この例外として、不当寄附勧誘防止法第10条第1項では、扶養義務等に係る定期金債権のうち期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、債務者がした寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。）の意思表示に関する第8条第1項の取消権、消費者契約法第4条第3項（第1号から第4号まで、第6号又は第8号に係る部分に限る。）の取消権、これらの行使によって生ずる財産の返還請求権を代位行使することができるとしている。

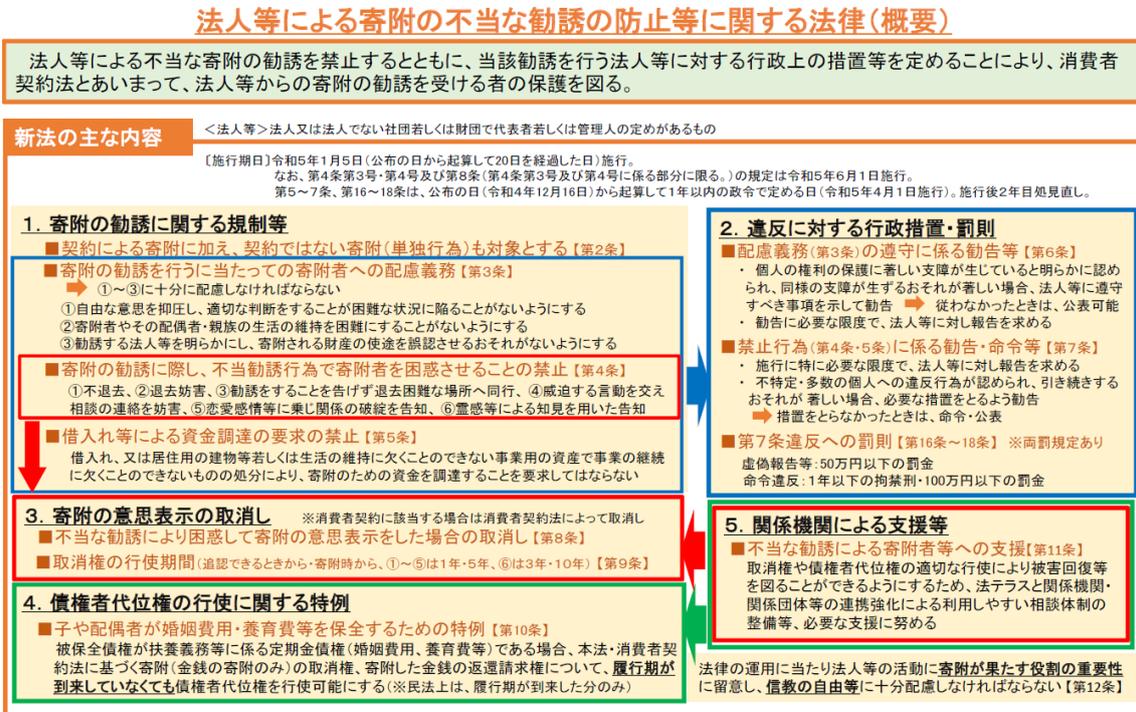
人、宗教法人、政治団体については、これらの団体の主要な活動が寄附で成り立っている側面があり、かつ、当該活動は憲法上の権利でもある学問の自由、信教の自由、政治活動の自由とそれぞれ関連性を有する側面がある。

したがって、法人等による不当な寄附勧誘に対する行政措置等の運用に当たっては、寄附の勧誘等の適正性を確保することが重要となるものの、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を不当に侵害したり抑制したりすることにならないよう十分配慮しなければならない旨が規定されている。

当該規定を踏まえながら行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるようにするため、消費者庁では令和5年4月1日付けで各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱しており、必要に応じて関係分野の有識者から意見を伺うものとしている。

以上が不当寄附勧誘防止法の主な内容となっており、その全体像は図表1-1の概要資料で示しているとおりである。

【図表1-1】不当寄附勧誘防止法の概要



第2章. 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況

不当寄附勧誘防止法は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的としているところ、消費者庁においては、法を厳正に運用するべく、積極的な周知・啓発の取組を実施している。

本章では、当該取組の詳細等について整理している（なお、特に断りのない限り、令和7年3月31日までに実施した取組について記している。）。

（1）基礎的な取組

ア 全国の関係機関に対する事務連絡（通知）の発出

令和4年12月の不当寄附勧誘防止法の公布及び令和5年1月以降の施行に際し、消費者庁から関係府省庁及び都道府県等に事務連絡（通知）文書を発出し、関係府省庁及び都道府県等を通じて、全国の関係機関等に対し、①不当寄附勧誘防止法が公布・施行される旨、②「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」（以下「消費者庁ウェブフォーム」という。）の開設及び③不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等について周知した。

当該文書の発出実績は図表2-1のとおりである。

【図表2-1】事務連絡の発出実績

実施年月	通知先	内容
令和4年 12月	都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の公布等
令和5年 1月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の一部の規定を除く施行等
令和5年 4月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の行政措置等に係る一部の規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等
令和5年 6月	各府省庁消費者政策担当課及び都道府県・政令指定都市消費者行政担当課	不当寄附勧誘防止法の全ての規定の施行、消費者庁ウェブフォームの開設、不当寄附勧誘防止法に係る広報資料等

イ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q & A形式）の公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法が公布されたことを受け、令和4年12月に消費者庁ウェブサイト上において公表した解説資料である¹²。

具体的な内容としては、総論から個別の規定に至るまで、想定される質問と、これに対する法解釈等の回答を示している。質問の内容例については、図表2-2のとおりである。

なお、本資料は、令和5年6月に更新しており、今後も、必要に応じ、追加等を行うこととしている。

【図表2-2】不当寄附勧誘防止法解説資料（Q & A形式）における掲載質問例

Q1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定された趣旨はどのようなものですか。
Q12 困惑した状態で寄附の返金の請求をしないという寄附の返金に関する合意書（いわゆる念書）を書かせた場合にはその念書は有効ですか。
Q17 債権者代位権の特例の規定をどのようにして実効的に行使できるようにするのですか。特に、未成年者の場合はどうですか。
Q20 本法は、寄附に関する記録の交付を義務付けるものですか。

ウ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説の公表

本資料は、令和5年2月に消費者庁ウェブサイト上において公表した不当寄附勧誘防止法の逐条解説である¹³。

本逐条解説については、後述する法人に対する説明会等において積極的に配布するなど、ウェブサイトへの掲載にとどまらず、広く活用している。

エ 処分基準等の策定及び公表

本資料は、不当寄附勧誘防止法の行政措置等の規定が施行されたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に基づき、不当寄附勧誘防止法に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等を定め、

¹² https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230704_01.pdf

¹³ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

令和5年4月に公表したものである¹⁴（参考資料2参照）。

本資料の策定に当たっては、意見募集（パブリック・コメント）を令和5年2月1日から令和5年3月2日まで実施し、寄せられた意見に対する考え方についても公表している¹⁵。

（2）法人等向けの主な取組

ア 公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣

本取組は、公益財団法人日本宗教連盟が主催（又は文化庁と共催）する説明会に消費者庁から講師を派遣し、宗教法人関係者らに対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

各回の説明実績は図表2-3のとおりである。

【図表2-3】公益財団法人日本宗教連盟等主催の説明会への講師派遣実績

実施年月	主催（共催）	場所	参加者
令和5年1月	公益財団法人日本宗教連盟	東京都港区	84名
同年6月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	沖縄県 豊見城市	30名
同年7月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	京都府 京都市	39名
同年9月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	福島県 福島市	31名
令和6年2月	公益財団法人日本宗教連盟 及び文化庁	岡山県 岡山市	33名

イ 文化庁等主催の宗教法人実務研修会への講師派遣

本取組は、文化庁及び開催地の地方公共団体が共催する「宗教法人実務研修会」において、令和5年度及び令和6年度開催分に消費者庁から講師を派遣し、当該研修会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等について説明したものである。

当該研修会は、宗教法人の管理運営の適正化に資するという趣旨の下、宗教法人等の法人事務担当者を対象に、各年度、全国9か所において開催されている。消費者庁が講師を派遣した年度における開催実績はそれぞれ図表2-4のとおりである。

¹⁴ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf

¹⁵ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000252728>

【図表 2 - 4】 宗教法人実務研修会への講師派遣実績

令和 5 年度開催実績		
開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	(北海道) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 北海道
関東甲信越静岡 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	(埼玉県) 令和 5 年 9 月	文化庁及び 埼玉県
	(長野県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 長野県
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	(三重県) 令和 5 年 9 月	文化庁及び 三重県
	(兵庫県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 兵庫県
中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	(山口県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 山口県
	(愛媛県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 愛媛県
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	(熊本県) 令和 5 年 10 月	文化庁及び 熊本県
	(大分県) 令和 5 年 11 月	文化庁及び 大分県
研修内容		
<p>【 1 日目】</p> <p>講義 I 「宗教法人の管理運営について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。 <p>講義 II 「宗教法人の公益性について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。 <p>講義 III 「不当寄附勧誘防止法等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。 <p>講義 IV 「税務の基礎知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説 		

明。

講義Ⅴ「登録免許税の非課税証明等」(仮)

- ・開催県における実務の担当者から、事務手続及び留意点等について説明。

【2日目】

1. 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」
2. 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

- ・宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。

令和6年度開催実績

開催地区	開催地・説明年月	主催（共催）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	(岩手県) 令和6年11月	文化庁及び 岩手県
関東甲信越静岡 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	(神奈川県) 令和6年9月	文化庁及び 神奈川県
	(群馬県) 令和6年10月	文化庁及び 群馬県
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	(福井県) 令和6年10月	文化庁及び 福井県
	(奈良県) 令和6年11月	文化庁及び 奈良県
中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	(高知県) 令和6年10月	文化庁及び 高知県
	(島根県) 令和6年11月	文化庁及び 島根県
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	(鹿児島県) 令和6年10月	文化庁及び 鹿児島県
	(長崎県) 令和6年11月	文化庁及び 長崎県

研修内容

【1日目】
講義Ⅰ「宗教法人の管理運営について」

・文化庁から、規則変更の手續や財産処分等の管理運営における留意点について説明。

講義 II 「宗教法人の公益性について」

・公益財団法人日本宗教連盟から、その活動内容等について説明。

講義 III 「不当寄附勧誘防止法等について」

・消費者庁から、令和 5 年 1 月に施行された不当寄附勧誘防止法の概要等について説明。

講義 IV 「税務の基礎知識」

・国税局・税務署における実務の担当者から、宗教法人に関係の深い所得税や法人税等の税務処理における注意事項等について説明。

講義 V 「登録免許税の非課税証明等」(仮)

・開催県における実務の担当者から、事務手續及び留意点等について説明。

【2 日目】

1. 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」

2. 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

・宗教法人の会計・税務処理について豊富な経験のある税理士法人から、日常の会計処理の基本知識、会計書類の作成や税額の計算方法等について解説。

ウ 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催（消費者庁主催）

本説明会は、消費者庁主催の下、あらゆる法人等を対象として、不当寄附勧誘防止法について説明を行ったものである。令和 5 年度は、委託事業により実施し（図表 2-5）、令和 6 年度は、消費者庁新未来創造戦略本部の協力により実施した。

（ア）目的

消費者庁において、寄附を募るあらゆる法人等に法の理解を促進するため、全国各地で不当寄附勧誘防止法についての説明会を開催し、法の周知・啓発に取り組むことを主たる目的として実施したものである。その際、法の配慮義務及び禁止規定は、社会通念上、不当な勧誘行為と考えられるものに限っているにもかかわらず、法人等の中には、寄附の勧誘に際して、法に抵触するのではないかといった漠然とした不安を抱いている法人等が存在することも鑑み、本事業の実施を通じて、正当

な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念が解消されることを目指すこととした。

あわせて、不当寄附勧誘防止法に係る啓発資料を本説明会において配布することで法人等に法の理解を促すとともに、本説明会に係る参加者の理解度を調査、分析するなどし、法に係る今後の周知・啓発の検討に活用することも目的とした。

(イ) 開催実績及び説明内容

令和5年度における本説明会は、令和6年2月から同年3月にかけて、大阪・福岡・東京の3か所において開催した上、東京会場では会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。また、令和6年度における本説明会は、令和7年3月に消費者庁新未来創造戦略本部（徳島）において開催した上、会場参加とオンライン配信とのハイブリット形式とすることで、全国の法人等が参加可能な形式で実施した。各地の開催実績及び説明内容の詳細は図表2-6のとおりである。

【図表2-5】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催案内（令和5年度）

**法人向け
不当寄附勧誘防止法説明会
in 大阪 2024**

開催日 2024年2月14日(水)
時間 16:00 ~ 18:00 (予定) / 受付開始 15:30 ~
会場 毎日インテシオ 4階
大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5
・JR「大阪」駅桜橋口より徒歩8分
・JR「福島」駅より徒歩5分

参加方法 **参加無料** お申し込みは [こちら](#)
事前申込制
WEBサイトにて受付中!
【定員になり次第応募締切】

プログラム

- ・講演1 本村弁護士による基調講演
「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」
～ 不当寄附勧誘防止法の中核～ 法律の背景と目的、今後の課題について
- ・講演2 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ・質疑応答

「不当寄附勧誘防止法」について、
(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律)
知りたい、理解を深めたい法人向けの説明会です。

- 不当な寄附勧誘とは？
- どのような勧誘行為が規制の対象となるのか？
- 寄附の勧誘の際には、
どのようなことに注意をすればよいか？

【図表 2 - 6】法人向け不当寄附勧誘防止法説明会の開催実績及び説明内容

大阪会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 大阪）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年2月	大阪府大阪市	32名（学校法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
福岡会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 福岡）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年2月	福岡県福岡市	20名（学校法人、NPO法人、公益法人、病院等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に注意しなければならないこと」～不当寄附勧誘防止法のキホン～ 法律の背景と目的、今後の課題について 本村 健太郎 氏（弁護士） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
東京会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2024in 東京）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和6年3月	東京都中央区 及びオンライン配信	会場：38名 オンライン：391名 （学校法人、NPO法人、公益法人、株式会社等）

プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 基調講演「法人等が寄附を募る際に知っておくべきことについて」 八代 英輝 氏（元裁判官・国際弁護士・武蔵野大学客員教授） 3. 質疑応答 4. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 5. 質疑応答 6. 閉会		
徳島会場（不当寄附勧誘防止法説明会 2025 in 徳島）		
開催年月	会場	参加人数（主な属性）
令和7年3月	徳島県徳島市（消費者庁新未来創造戦略本部）及びオンライン配信	会場：18名 オンライン：176名 （学校法人、NPO法人、公益法人、病院、独立行政法人等）
プログラム		
1. 開会挨拶：消費者庁審議官 2. 消費者庁からの説明「不当寄附勧誘防止法について」 3. 質疑応答 4. 閉会		

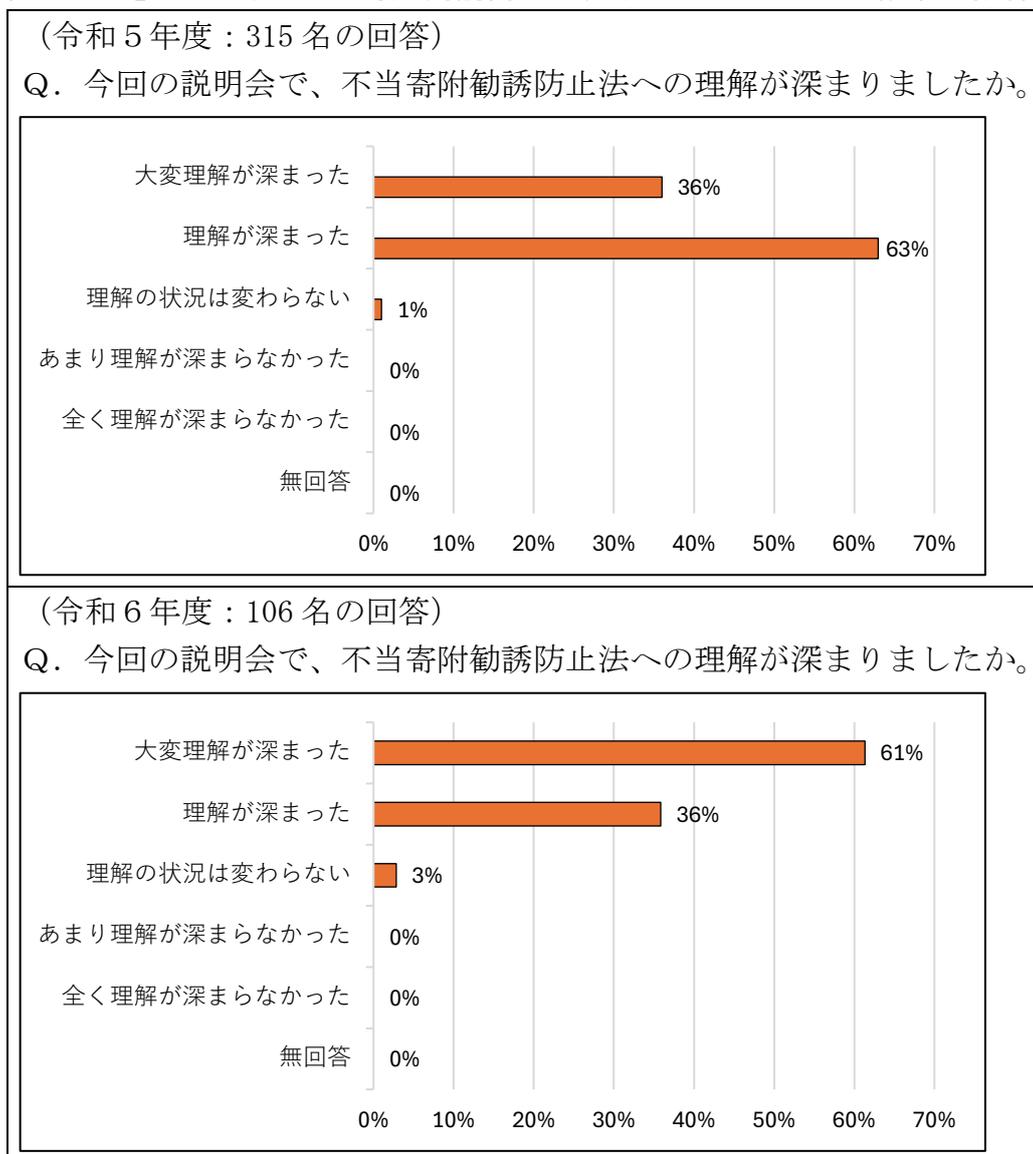
（ウ）効果

令和5年度の本説明会においては、全ての会場の参加者を対象に、説明会実施後の満足度についてアンケート形式で調査した。

当該アンケートの回答者は、各会場合計315名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は99パーセントとなっていることから、本説明会の開催により一定の周知効果があったものと考えられる。

また、令和6年度も同様にアンケート調査を実施しており、回答者が計106名であったところ、「今回の説明会で、不当寄附勧誘防止法への理解が深まりましたか。」との質問に対し、「大変理解が深まった」、「理解が深まった」と回答した者の割合は97パーセントとなっており、引き続き一定の効果があったものと考えられる（図表2-7）。

【図表 2-7】 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会のアンケート結果（抜粋）



エ 私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣（オンライン）

一般社団法人日本私立大学連盟及び日本私立大学協会がそれぞれ主催する、当該団体の加盟大学職員向けの説明会において、消費者庁から講師を派遣し、当該説明会の出席者に対し、不当寄附勧誘防止法の概要等についてオンラインで説明した。その実績は図表 2-8 のとおりである。

【図表 2-8】私立大学職員を対象とした説明会への講師派遣実績

時期	主催	説明内容
令和 6 年 10 月	一般社団法人日本私立大学連盟	不当寄附勧誘防止法と私立大学
令和 6 年 10 月	日本私立大学協会	不当寄附勧誘防止法の概要及び学校法人における留意点について

(3) 個人向けの主な取組

ア 周知・啓発用チラシの公表

令和 5 年 1 月 5 日に改正消費者契約法や不当寄附勧誘防止法の一部規定等が施行されたことを踏まえ、同日、消費者契約法等の改正内容を含む周知・啓発用チラシ（図表 2-9）を、消費者庁、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）及び日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の連名で、消費者庁ウェブサイト上に公表している。

【図表 2-9】周知・啓発用チラシ

靈感商法等による消費者被害の救済の 実効化のための消費者契約法等改正について

令和 4 年 12 月 10 日成立、令和 5 年 1 月 5 日施行

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法」の一部を改正する法律が成立しました。

※太い赤字が改正部分

消費者契約法の改正

- 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事柄について、そのままで**現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができない**不安を抱えていることに**乗じて、契約を締結することが必要不可欠と盲信することにより、同意し、契約をした場合**は、これを取り消すことができます。
- 靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、遡及することができます。改正前5年（改正前1年）、契約締結時から10年（改正前5年）の間、行使することが可能です。改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、特効が及んでいないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

(独)国民生活センター法の改正

- 重要消費者紛争解決手続(ADR)が**迅速化**され、利用しやすくなり、和解仲介・仲裁が行いやすくなります。
- 事業者名の公表等**を行うことにより、再発防止等の取組を働きかけます。
- 適格消費者団体への支援やADR情報の提供**を行うことと、地域における被害の予防・救済の実効性向上を図ります。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/

寄附の不当な勧誘による被害の救済、 再発防止に向けた法整備について

令和 4 年 12 月 10 日成立、令和 5 年 1 月 5 日一部施行

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを整備する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。

＜法人等とは＞法人又は法人でない団体若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの

【寄附を勧誘する側】の規制

- 法人等の寄附の勧誘に関する規制等**
 - 【勧誘制限】寄附の勧誘を行うに当たって、以下の点に十分に配慮しなければなりません。
 - ① 自由な意思を押し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることないようにする。心算状態やその被害者等の生活の維持を困難にすることがないようにする。③ 勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を説明させる必要がある。
 - 【禁止事項】
 - ① 寄附の勧誘に際し、以下の不当な勧誘行為で寄附者を誘惑してはなりません。
 - ① 不実な、虚偽な説明、勧誘することによって過度な期待を煽り、心算状態を悪化させる行為(虚偽な説明を伴う場合)、心算状態悪化を目的とした勧誘行為(虚偽な説明を用いた告知)
 - ② 借入れにより、又は既に借入している不動産若しくは生活の維持に不可欠でない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできるもの相当額に相当する額の現金を調達することを要求してはなりません。

【不当な勧誘により 被害を受けた方等】の救済

- 寄附の意思表示の取消し
- 債権者地位権の行使に関する特別措置(債権費用、費用等)を有している家庭は、本人の寄附の取消権等について、将来債権を保全するために債権者地位権を行使することができます。

違反に対する行政措置・罰則
これらの寄附の勧誘に関する規制に違反した場合には、行政上の措置や罰則の対象となる可能性があります。

寄附者等に対する支援等
国は、不当な勧誘による寄附者やその家族が上記の権利を適切に行使して被害回復等を図ることができるよう、法テラスと関係機関等の連携を図り、利用しやすい相談体制の整備を図ります。

詳しくはこちらをご覧ください
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/



消費者ホットライン
1888

お問い合わせは、
まずは相談してください。

消費者ホットライン
1888

靈感商法等に関する相談窓口

0120-005931

受付時間 平日9時30分～17時(土日・休日・年末年始を除く)

消費者庁 独立行政法人国民生活センター 日本司法支援センター 法テラス

イ 政府広報との連携

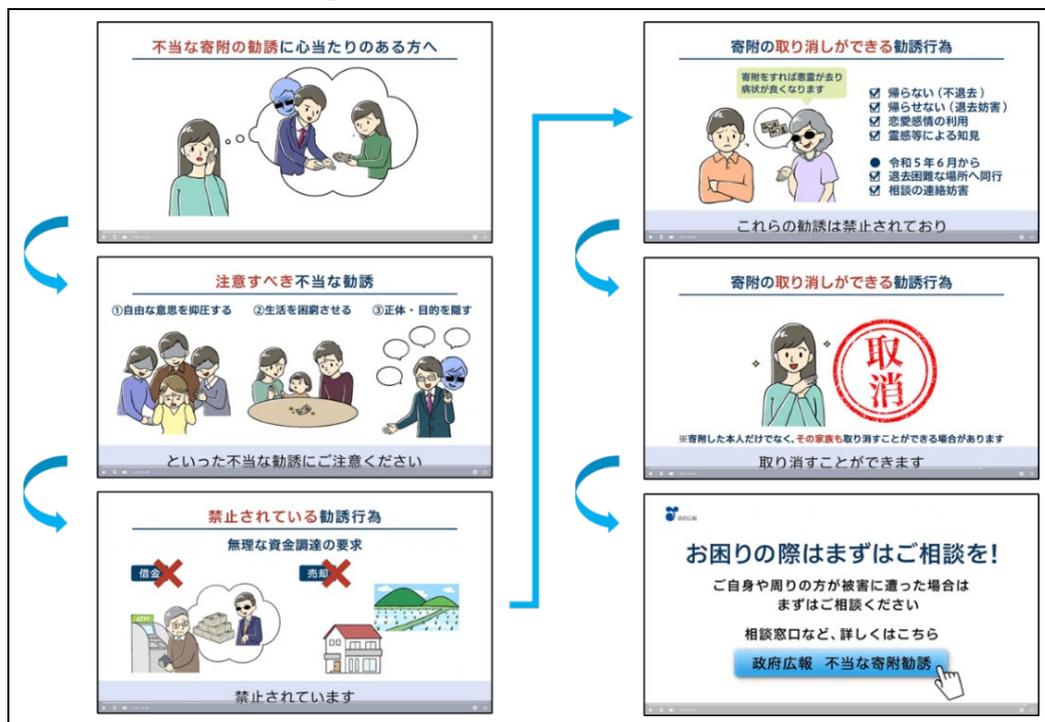
政府広報と連携し、不当寄附勧誘防止法について、30秒間の周知用動画¹⁶の配信（図表2-10）、解説記事¹⁷の掲載（図表2-11）及び検索サイト等におけるバナー広告の配信（図表2-12）を行っている。

30秒間の周知用動画では、個人向けに周知すべき重要なポイントとして、不当寄附勧誘防止法に係る「注意すべき不当な勧誘」、「禁止されている勧誘行為」、「寄附の取り消しができる勧誘行為」及び相談窓口等の説明を行っている。

解説記事では、政府広報ウェブサイト上の「お金・消費のトラブル」カテゴリ内において、「不当な寄附勧誘行為は禁止！霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます」と題し、個人向けに分かりやすい用語を用いて、勧誘事例を含む不当寄附勧誘防止法の各規定等について、具体的な説明を行っている。

検索サイト等におけるバナー広告については、広告をクリックすると前記解説記事にアクセスできるものとなっている。

【図表2-10】政府広報①：30秒間の周知用動画（令和5年4月配信）



¹⁶ 令和7年4月に配信終了。

¹⁷ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202303/1.html>

【図表 2-11】政府広報②：解説記事（抜粋）（令和6年7月最終更新）

お金・消費のトラブル 2024年7月17日

不当な寄附勧誘行為は禁止！ 霊感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

#寄附勧誘 #霊感商法 #お役立ち記事

シェアする   

✕ 寄附をすれば悪霊が去り、症状が良くなります



✕ 借りればもっと寄附ができるじゃないですか



「先祖の供養をしないと、その病気は治らないですよ」と不安をあおられるなどして高額な寄附をしたり商品を購入したりしてしまった。その結果、家庭が困窮したり崩壊したりするなどの事例も発生しています。そこで、**不当な寄附勧誘を防止し、被害からの救済や再発を防ぐため新たな法律**が制定されました。また、消費者契約法等の改正が行われ、**霊感商法等による被害の救済が拡充**されました。それらの法律の概要と困ったときの相談窓口をお知らせします。

【図表 2-12】政府広報③：バナー広告

 **不当な寄附勧誘行為は禁止！**
政府広報

**霊感商法等の悪質な
勧誘による寄附や契約は
取り消せます**

寄附の不当な勧誘を防止し、被害からの救済や再発を防ぐため新たな法律が制定されました。



ウ 周知用ポスターの公表及び関係機関における掲示

消費者庁において、委託事業により不当寄附勧誘防止法の周知用ポスター（図表 2-13）を作成し、令和 5 年 10 月に消費者庁ウェブサイト上で公表している。

【図表 2-13】周知用ポスター

不当な寄附勧誘は NO!

心当たりはすぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

- お願いしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害
- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘
- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害
- 寄附しない恋愛感情等による関係が破綻と告知
- 霊感等によって不安をあり又は疑い、寄附が不可欠と告知
- 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

- 判断困難に陥らないための配慮がない
- 生活困難にならないための配慮がない
- 使途誤認しないための配慮がない

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

消費者ホットライン 188

▼ 詳細はこちら
消費者庁 不当寄附勧誘防止法 検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

(ア) 関係機関等への配布実績

個人向けに幅広い周知を実施するため、周知用ポスターを作成・公表した令和5年度において、図表2-14のとおり、各関係機関（全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等）に当該ポスターを配布し、掲示を依頼した。

【図表2-14】周知用ポスターの関係機関等への配布実績（令和5年度実施）

機関種別	機関数	合計配布枚数
関係府省庁等	22	106
都道府県	47	470
政令指定都市	20	200
東京特別区	23	230
市町村	1,698	8,940
都道府県警察本部	47	1,300
中央公民館	1,741	17,410
法テラス	63	315
国立大学	86	430
公立大学	115	575
私立大学	628	6,280
私立大学（短大）	289	1,445
関係団体等	36	185

(イ) 東京メトロ駅構内への掲示

委託事業により、東京メトロ各駅構内において周知用ポスターの掲示を行った。その実績は図表2-15のとおりである。

【図表2-15】周知用ポスターの東京メトロ駅構内への掲示実績

実施時期	枚数
令和5年11月	160
令和6年11月	160

エ 広報動画・啓発動画の公表及び動画広告の配信

消費者庁において、広告配信に係る委託事業を実施するに当たり、15秒間の広報動画及び啓発動画（図表2-16）を、令和6年3月及び令和7年3月に消費者庁ウェブサイト上でそれぞれ公表している。

その後、ソーシャルメディア、交通広告等のデジタル広告を総合的に活

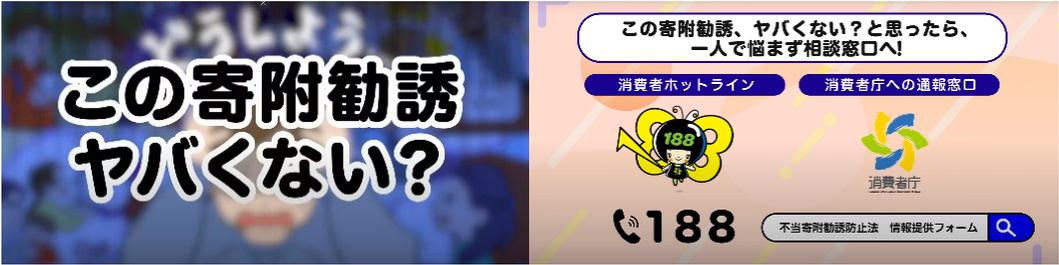
用し、不当寄附勧誘防止法を広く国民に周知するとともに、その理解の促進を図ることを目的として、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ委託事業により、各種デジタル広告媒体において当該動画の広告を配信した。詳細は図表2-17のとおりである。

【図表2-16】不当寄附勧誘防止法の広報動画・啓発動画（抜粋）

広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」（令和6年3月公表）



啓発動画「この寄附勧誘、ヤバくない？」（令和7年3月公表）



【図表2-17】動画広告の配信実績

令和5年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和6年3月	視聴回数約680,000回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで1週間実施
JR西日本WESTビジョン	同上	JR西日本で1週間実施
Osaka Metro テレビジョン	同上	Osaka Metroで1週間実施
コンビニ POS レジ画面	同上	13,904店舗で1週間実施
令和6年度		
広告媒体	実施時期	配信実績
YouTube	令和7年3月	視聴回数約690,000回達成

TVer	同上	視聴回数約 240,000 回達成
Tokyo Metro Vision	同上	東京メトロで1週間実施
JR 西日本 WEST ビジョン	同上	JR 西日本で1週間実施
Keihan ビジョン	同上	京阪電鉄で1週間実施
近鉄アドレールビジョン	同上	近畿日本鉄道で1週間実施
北大阪急行車内ビジョン	同上	北大阪急行で1週間実施

(備考) 令和5年度は、全ての媒体で広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」を配信。令和6年度は、YouTube 及び TVer のみ啓発動画「この寄附勧誘、ヤバくない？」を、その他の広告媒体では広報動画「不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を」をそれぞれ配信。

オ 社会福祉協議会関係者向けのメールニュースへの寄稿

社会福祉法人全国社会福祉協議会の協力の下、同法人が社会福祉協議会関係者向けに定期的に発行しているメールニュースに寄稿し、高齢者を見守る方々へ向けた法の周知を図った。

具体的には、令和6年7月30日発行分のメールニュースに、「高齢者への不当な寄附の勧誘被害にご注意ください！～『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』について～」と題した通知文を寄稿した。その内容としては、法の概要について簡潔に説明するとともに、周りの方が不当な寄附の勧誘被害を受けているかもしれないという場面に遭遇した場合には消費者庁ウェブサイトや相談窓口まで連絡いただきたい旨、高齢者を見守る方々へ周知していただくよう協力を依頼したものとなっている。

カ 不当寄附勧誘防止法の解説動画の公表

消費者庁において、不当寄附勧誘防止法の各規定について解説をするための動画（以下「解説動画」という。）を委託事業により作成し、令和7年2月に消費者庁ウェブサイト上で公表している（図表2-18）¹⁸。本解説動画については、多様な周知・啓発の機会に活用することで、法の理解の促進を図ることを目的としている。

なお、本解説動画は、消費者庁において作成・公表している『『消費者力』育成・強化教材』との関係（詳細は後述（イ）参照）から、同教材の在り方を踏まえて作成している。

¹⁸ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/movie_004

【図表 2-18】 不当寄附勧誘防止法の解説動画（抜粋）



(ア) 内容

解説動画では、個人向けに周知すべき不当寄附勧誘防止法の各規定について余すことなく解説するとともに、「消費者力」の重要性や相談窓口及び通報窓口の案内をするなど、法の解説にとどまらない内容も含む構成としている。また、学生等の社会生活上の経験が乏しい個人等にも分かりやすく解説するため、法律用語にこだわらず、平易な表現を用いている。構成内容の詳細は図表 2-19 のとおりである。

【図表 2-19】 解説動画の構成内容

項目	内容
法の概説	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当寄附勧誘防止法とは？ ・ 規制対象と保護対象 ・ 寄附とは？
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な寄附勧誘行為（禁止行為及び配慮義務） ・ 勧誘事例
取消権等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取消権 ・ 債権者代位権の特例
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者力」の重要性 ・ 相談窓口の案内 ・ 通報窓口の案内

(イ)「消費者力」の育成・強化との関係

「消費者力」¹⁹の育成・強化については、図表2-20のとおり、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会²⁰」や「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議²¹において、消費者被害の未然防止のための消費者教育の取組強化が指摘されたことを踏まえ、令和4年12月以降、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおいて、「消費者力」の整理や「消費者力」を効果的に身に付けるための教材・方策について検討がなされたものである。

これらの経緯から、不当寄附勧誘防止法の周知・啓発は「消費者力」の育成・強化と連動して実施できることが望ましいと考えられるところ、同ワーキングチームの取りまとめにおいては、当該教材の構成イメージが具体的に示されており、解説動画の作成に当たっては、当該構成イメージを参考にした²²。

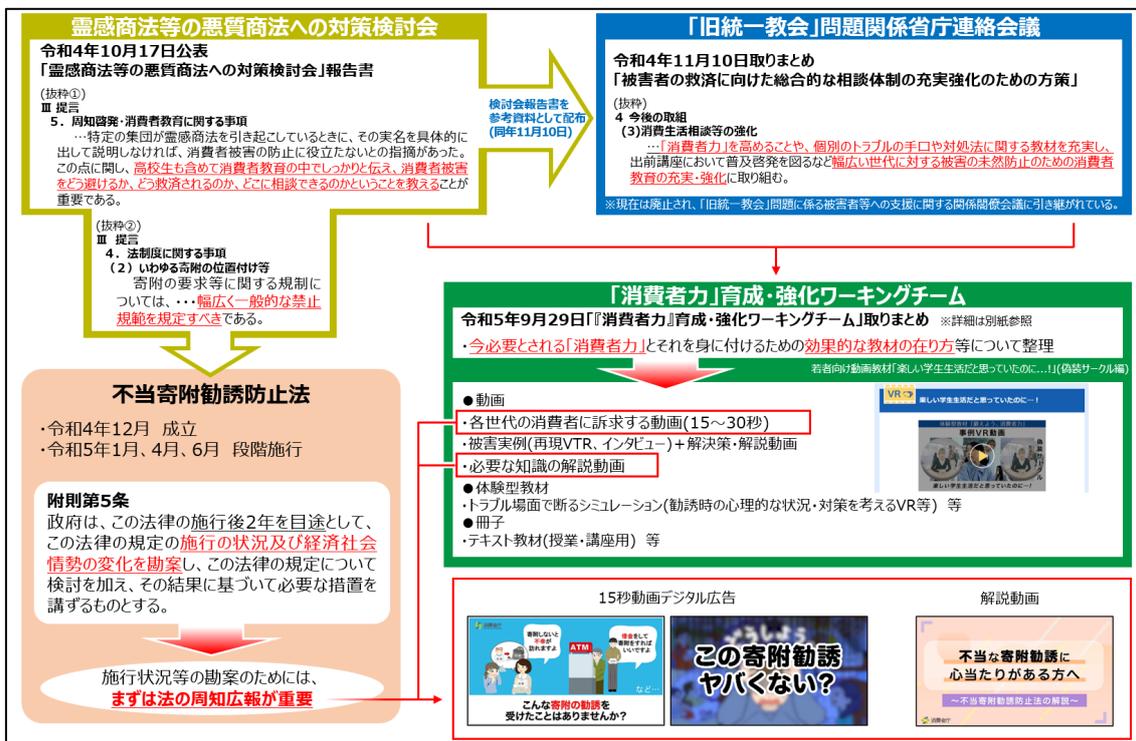
¹⁹ 悪質商法等による被害を未然防止するために消費者自身が実践する力として、①違和感に「気づく力（批判的思考力）」、②きっぱりと「断る力」、③一人で抱えず「相談する力」の3つが基本的な「消費者力」として考えられる。

²⁰ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_007

²¹ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html

²² https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/assets/consumer_education_203_231011_01.pdf

【図表 2-20】 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発と「消費者力」育成・強化の関係



<参考：体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」>

消費者庁では、消費者教育推進会議の下に設置された「消費者力」育成・強化ワーキングチームによる取りまとめを踏まえ、幅広い世代を対象に、気づく(批判的思考)・断る・相談する・働きかける等被害防止に必要な実践的な消費者力を育成・強化することを目的とする体験型教材を開発し、令和6年4月に公表した。

体験型教材では、世代ごとに遭いやすいトラブル事例をもとにした動画やマンガ、授業や講座で活用する際の参考となる教材活用ガイドや投影用スライド、授業・講座展開例等を用意している。

臨場感のあるVR動画では、「自分ごと」として学ぶことができるように、被害者目線でトラブルを疑似体験できる「事例VR動画」のほかに、対処法を考え振り返る「復習動画」、勧誘等の具体的な手口や気づくべきポイント、断り方等を学ぶことができる「解説動画」を用意している。

「偽装サークル」のケースでは、大学生の主人公がキャンパスで、親しくなった先輩に声をかけられサークルの見学に行ったところ、セミナー合宿に誘われるが、合宿では、高額な教材の購入を迫られ、仲間に引き入れられていく様子を扱っている。

体験型教材、VR動画等の詳しい内容については、体験型教材「鍛えよう、

消費者力「気づく・断る・相談する」特設サイトを参照いただきたい²³。また、図表2-21のとおり啓発ポスターも作成しており、こちらも参照されたい。

【図表2-21】啓発ポスター「体験型教材『鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する』」

消費者庁
Consumer Affairs Agency of Japan

「気づく・断る・相談する」
VRで体験し、身に付ける消費者力

QRコードを
スマホで読み取ると
VR動画を
見ることができます

きた 体験型教材

鍛えよう、消費者力

CASE 01 CASE 02 CASE 03

[偽装サークル] [ネットトラブル] [催眠商法]

楽しい学生生活だと思っていたのに…
もうけ話にのってみたら…
ご近所さんに誘われ、
無料イベントに参加してみたら…

身近に潜む消費者トラブル。
VR(仮想現実)による没入感のある
動画で、3つの事例を体験してみましょう。
※ゴーグルがなくても視聴できます。

紙製ゴーグルの
配布先はこちら

²³ <https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/>

キ 不当寄附勧誘防止法パンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」の公表

消費者庁において、不当な寄附勧誘を受けていないか自己チェックをした上で、不当寄附勧誘防止法の各規定について知ることができるパンフレット「あなたやご家族が寄附の強引な勧誘に困っていませんか？」（図表2-22）（以下「パンフレット」という。）を作成し、令和7年2月に消費者庁ウェブサイト上で公表している²⁴。

【図表2-22】パンフレット（抜粋）



²⁴ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_250214_02.pdf

また、個人向けに幅広い周知を実施するため、パンフレットを作成・公表した令和6年度において、図表2-23のとおり、全国の大学（国立、公立、私立）や警察、消費生活センター等の関係機関に当該パンフレットを配布した。

【図表2-23】パンフレットの関係機関等への配布実績（令和6年度実施）

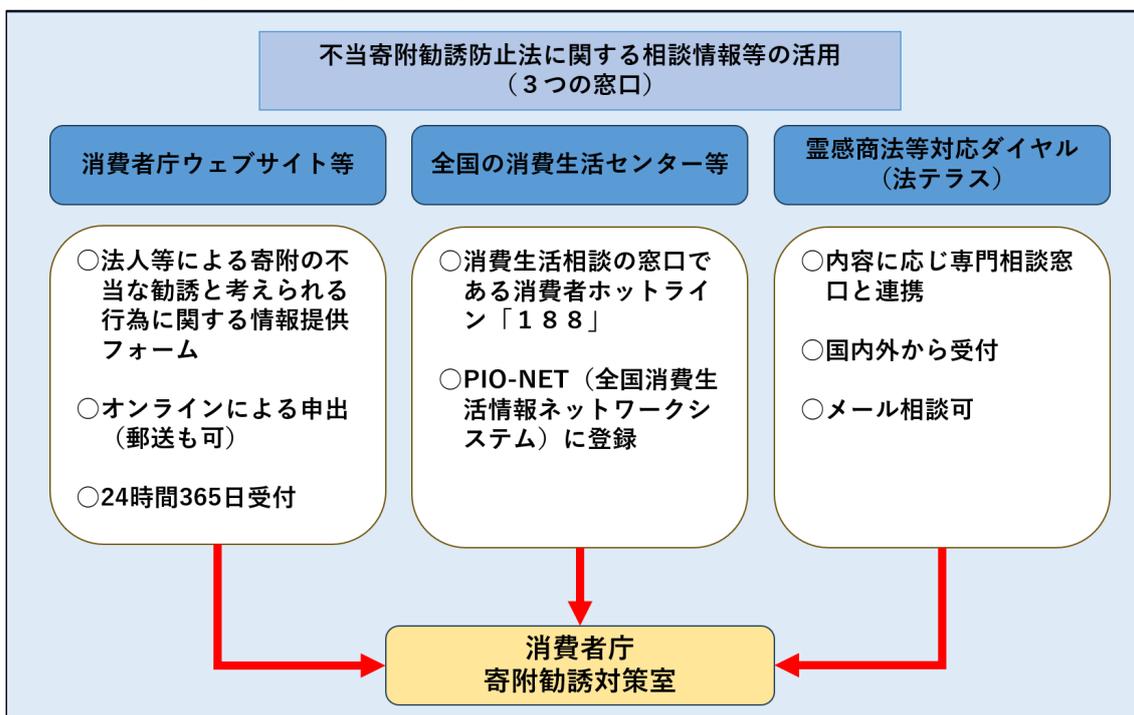
機関種別	機関数	合計配布部数
都道府県	47	2,350
政令指定都市	20	1,000
東京特別区	23	1,150
市町村	1,698	84,900
各警察本部及び各警察署	1,200	24,000
中央公民館	1,603	79,505
法テラス	66	1,870
国立大学	86	4,300
公立大学	115	5,750
私立大学	626	31,300
私立大学（短大）	287	14,350
日本弁護士連合会及び各弁護士会	53	2,650
関係団体等	37	1,850

第3章. 寄附に関する情報の受付状況

(1) 情報を収集するための3つの窓口

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法を適切かつ着実に運用していくため、法の行政措置等に係る規定が施行された令和5年4月1日に合わせて消費者庁ウェブサイト上に消費者庁ウェブフォームを開設するとともに、国民生活センター及び全国の消費生活センター等において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報及び法務省大臣官房司法法制部から「靈感商法等対応ダイヤル(法テラス)」において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報を収集し、法第3条の不遵守並びに第4条及び第5条の違反が疑われる情報(以下「嫌疑情報」という。)の収集について万全を期している。これら3つの窓口の概要については、図表3-1のとおりである。

【図表3-1】3つの窓口の概要



(2) 各窓口の特性

嫌疑情報を収集するために運用又は活用している3つの窓口については、次のとおりの特性を有している。

ア 消費者庁ウェブフォーム

消費者庁ウェブフォームについては、消費者庁ウェブサイト上に開設した専用フォームであり、インターネットにアクセスできる環境があれば24時間365日情報提供が可能である(図表3-2及び図表3-3)²⁵。

また、インターネットの使用が不慣れな方にも適切に対応するため、郵送によっても情報を受け付けている。

【図表3-2】情報提供ページ²⁶(消費者庁ウェブサイト)

The screenshot shows the Consumer Affairs Agency (CAA) website interface. The main content area is titled "法人等による奇附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供" (Information on information provision regarding acts considered to be unreasonable inducement by legal entities). The page is divided into sections for "Information provision methods" (情報提供の方法), "Online information provision" (オンラインによる情報提供), and "Information provision by mail" (書面による情報提供). The "Online information provision" section includes a link to the "Information provision form" (情報提供フォーム). The "Information provision by mail" section includes a "Notice" (注意) section with 6 points, a "Personal information collection" (個人情報の取扱) section, and a "Mail information provision" (書面による情報提供) section. The "Mail information provision" section includes a "Purpose of use of personal information" (個人情報の利用目的) section with 2 points, a "Restrictions on use of personal information" (保有個人情報の利用及び提供の制限) section, and a "Items of information to be provided" (ご提供いただきたい情報の項目) section. The page also features a navigation menu on the right side with various policy-related links.

²⁵ https://contact.caa.go.jp/donation_solicitation/webform-001.html

²⁶ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry

【図表 3-3】消費者庁ウェブフォーム

・注意事項、個人情報の取扱い

Consumer Affairs Agency, Government of Japan[ホーム](#)

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム

【注意事項】

- (1) 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を受け付けるものになります。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供をお願いします。
- (2) 個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの仲介・斡旋等については、最寄りの消費生活センター(188【局番なし】)又は法テラス(靈感商法等対応ダイヤル: 0120-005931)に相談してください。
- (3) 提供のあった情報に基づく調査の状況、結果等のお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご承知おき願います。
- (4) 事実関係を正確に把握する必要がありますので、情報の内容はできる限り具体的に記載してください。
- (5) 公益通報を行う場合には公益通報窓口へ通報してください。

【個人情報の取扱い】

(基本的な考え方)

取得する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び消費者庁プライバシーポリシー(※1)に基づき、適切に取り扱います。

※1 詳しくは、「消費者庁プライバシーポリシー」のウェブページへ

(取得する情報の範囲)

前記プライバシーポリシーに掲げるもののほか、当情報提供フォームを通じ入力され、及び選択された情報並びに提供された場合における関連添付ファイル。

(個人情報の利用目的)

- (1) 不当寄附勧誘防止法(※2)に基づく調査及び行政上の措置を実施するための利用及び提供
- (2) 不当寄附勧誘防止法に基づく行政上の措置の実施をはじめとする法運用について、消費者庁長官が委嘱する執行アドバイザー(※3)に対し意見聴取するための利用及び提供

※2 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(略称: 不当寄附勧誘防止法)」のウェブページへ

※3 詳しくは、「執行アドバイザーの委嘱について」のウェブページへ

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

法令に基づく場合を除き、保有個人情報(当庁の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当庁の職員が組織的に利用するものとして当庁が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの)を前記に明示する利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

○ 当情報提供フォームのご利用に当たっては、あらかじめ、上記【注意事項】及び【個人情報の取扱い】について、確認・同意をお願いします。

・入力画面

入力画面



【お願い】
消費者庁から連絡をさせていただくことがありますので、できる限り連絡先の記載をお願いいたします。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(1) 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為を行っている法人等について

法人等の名称 必須
(法人名・団体名を記載してください。)

残り文字数:100

所在地又は住所
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電話番号【半角】
(ハイフンなし)

残り文字数:100

ホームページのURL
(法人等のホームページのURLを記載してください。)

残り文字数:200

(2) 報告者(あなた自身)について

氏名又は名称 必須
(匿名でも構いませんが、できる限り記載をお願いします。)

残り文字数:100

連絡の可否 必須
(消費者庁から連絡をさせていただくことがあります。)

連絡可

連絡不可

住所 必須
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電子メールアドレス【半角】

電話番号【半角】 必須
ハイフンなし

残り文字数:100

・入力画面（続き）

（3）他の行政機関等への情報提供の可否

情報提供の可否 必須

（ご提供いただいた情報の中に、他の法律に違反する疑いのある事実に関する情報が含まれていた場合等に、消費者庁から関係する他の行政機関等に当該情報を提供することの可否についてご回答ください。）

- 不可
- 匿名なら可
- すべて可

（4）寄附勧誘の態様等

寄附の勧誘を受けた個人の氏名

残り文字数:100

寄附の勧誘を受けた個人と報告者（あなた自身）との関係 必須

（本人、親、兄弟、友人、職場の同僚など具体的に記載してください。）

残り文字数:100

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の種類（複数の類型に該当する場合は、複数にチェックしてください。）

配慮義務違反

（法第3条）

- 自由な意思を抑圧・適切な判断困難
- 寄附者や配偶者等の生活維持困難
- 勧誘法人等を明らかにせず、寄附される財産の用途を誤認

禁止行為違反

（法第4条、第5条）

- 不退去
- 退去妨害
- 勧誘することを告げず退去困難な場所へ同行
- 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
- 恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知
- 靈感等による知見を用いた告知
- 借入れによる寄附の資金調達を要求
- 居住用の建物等を処分して寄附の資金調達を要求

その他

- その他

寄附の勧誘時期 必須

（令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為が行われた時期について報告してください。）

残り文字数:100

寄附の勧誘場所

残り文字数:100

具体的な事実関係 必須

（上記の「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の種類」を参照して、全角800文字以内で、法人等からの勧誘の態様、寄附の勧誘を受けた個人の受け止め等について具体的に報告してください。）

残り文字数:800

・入力画面（続き）

（５）寄附の有無等（任意報告）

※以下の内容は、差し支えない範囲で報告してください。

寄附の有無

- 有
 無

寄附の額

寄附の方法

- 現金払い
 口座振込
 その他

寄附の時期

寄附の勧誘・支払に関する書面の有無

- 有
 無

返金の有無

- 有
 無

（６）その他参考となる事項

※その他参考となる情報があれば、差し支えない範囲で報告してください。

その他自由記載

（全角文字800字以内）

残り文字数:800

その他の参考となる資料の添付

- 有
 無

添付ファイル

（写真、文書、メール画面など参考となる資料があれば添付してください。）

※ファイルが複数の場合は、ZIPファイルにまとめて添付してください。

50MB未満のファイルがアップロードできます

（７）同意確認

【注意事項】と【個人情報の取扱い】に掲げる事項について **必須**

- 確認・同意します。

リセット

確認画面へ

イ 全国の消費生活センター等

全国の消費生活センター等から収集している情報（「国民生活センターから提供された情報」をいう。）については、消費者ホットライン「188」（図表3-4）などを通じて都道府県等に設置された消費生活相談窓口が受け付けた、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどのうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

具体的には、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行うシステムである「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET：Practical Living Information Online Network System）」（以下「PIO-NET」という。）に登録された情報のうち、寄附に関する相談情報の提供を受けている。

【図表3-4】消費者ホットラインの画像広告



ウ 霊感商法等対応ダイヤル

霊感商法等対応ダイヤル（図表3-5）からの情報については、法テラスが相談窓口情報を案内するために受け付けた、霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題に関する相談のうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

【図表 3-5】 靈感商法等対応ダイヤルのチラシ

法テラス

靈感商法等対応ダイヤル

未成年の方や、宗教二世・三世の方
からのお問合せにも対応します！

0120-005931

受付時間 9:30~17:00 (平日)

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010 (有料)

※ メールによるお問合せは、こちら (国内外から利用可) =>

日本司法支援センター

法テラス

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方、

まずはお電話ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様の悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします

※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ 経済的に困りで法的トラブルをお抱えの方は、法テラスによる無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

内閣官房 警察庁 消費者庁 子ども家庭庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 外務省

孤独・孤立 犯罪被害 消費者トラブル 児童虐待 行政相談 人権相談 いじめ・修学 生活困窮・就労・心の健康 在外邦人

日本弁護士連合会

法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話

(シャープ) 9110

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン

いちゃ (188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等

みんなの人権110番

(0570-003110)

人権についてのお悩み何でも受け付けます！

- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等

行政相談「きくみみ」

おこまりなら まる まる くじょー ひやくとおばん

(0570-090110)

どこに相談してよいか分からないお困りごとには行政相談へ！関係機関を案内します。

困ったら一人で悩まず行政相談！

在外公館 (大使館、総領事館)

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

38

(3) 受付情報件数の推移

ア 窓口別の受付情報件数

消費者庁ウェブフォームに寄せられた情報（文書等による情報提供も含む。）並びに国民生活センター、全国の消費生活センター等（以下「全国の消費生活センター等」という。）及び靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた相談等のうち、寄附に関する情報として提供を受けた情報（以下「受付情報」という。）については、寄附勧誘対策室員が当該情報を確認した日付をもって全件を受け付けている²⁷。

受付情報の窓口別件数の推移については、図表3-6及び図表3-7のとおりであり、情報収集を開始した直後の2023年度上半期は、消費者庁が204件（全体に占める割合25.2パーセント）、全国の消費生活センター等が404件（同49.9パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが201件（同24.8パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が59件（同6.6パーセント）、全国の消費生活センター等が527件（同59.1パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが306件（同34.3パーセント）であった²⁸。

また、2024年度上半期は、消費者庁が51件（同7.3パーセント）、全国の消費生活センター等が464件（同66.4パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが184件（同26.3パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が68件（同13.5パーセント）、全国の消費生活センター等が286件（同57パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが148件（同29.5パーセント）であった。

全ての期の累計は、受付情報の総件数2,902件のうち消費者庁が382件（同13.2パーセント）、全国の消費生活センター等が1,681件（同57.9パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが839件（同28.9パーセント）であった。

²⁷ 受付情報の件数については、消費者庁において受け付けた年月に属しているため、情報提供者又は相談者が実際に情報提供（相談）を行った年月日及び情報提供又は相談に係る事案が発生した年月日とは異なり、寄附に関するトラブルの発生時期を表すものではない。

また、1件の情報に複数の事案が含まれている場合であっても、1件として計上している。

²⁸ 本稿において、「上半期」とは当該年度の4月1日～9月30日までの期間を指しており、「下半期」とは当該年度の10月1日～3月31日までの期間を指している。

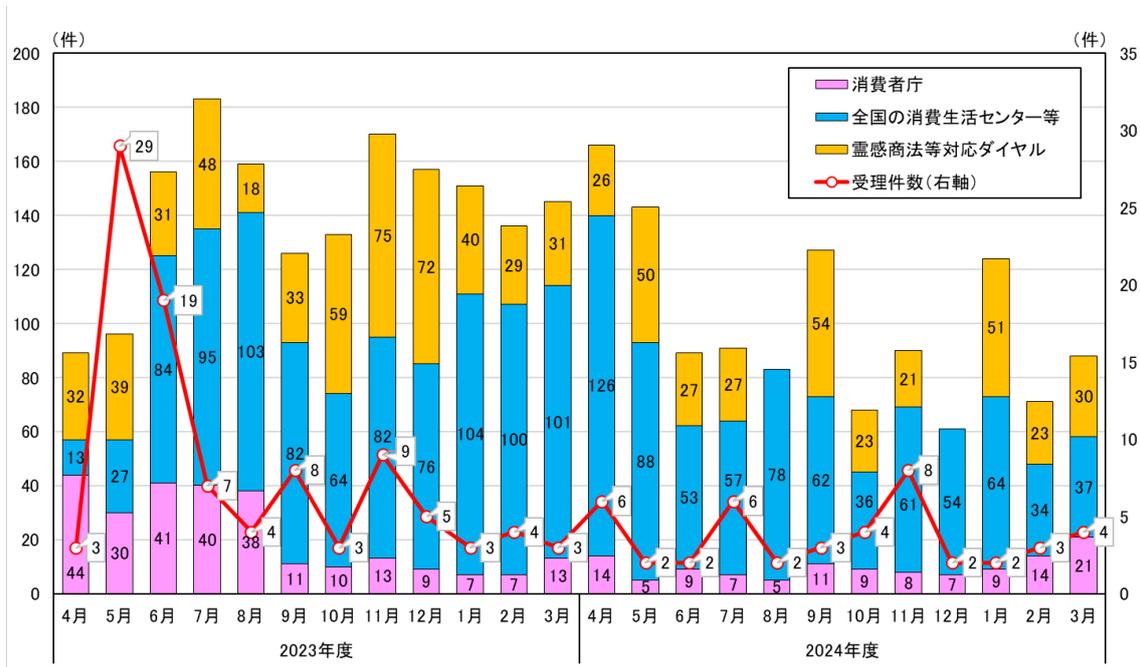
【図表3-6】窓口別受付情報件数の推移

	2023年度														計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	
受付件数	89	96	156	183	159	126	809	133	170	157	151	136	145	892	1,701
消費者庁	44	30	41	40	38	11	204 (25.2%)	10	13	9	7	7	13	59 (6.6%)	263 (15.5%)
全国の消費生活センター等	13	27	84	95	103	82	404 (49.9%)	64	82	76	104	100	101	527 (59.1%)	931 (54.7%)
靈感商法等対応ダイヤル	32	39	31	48	18	33	201 (24.8%)	59	75	72	40	29	31	306 (34.3%)	507 (29.8%)
受理件数	3	29	19	7	4	8	70	3	9	5	3	4	3	27	97

	2024年度														計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期		
受付件数	166	143	89	91	83	127	699	68	90	61	124	71	88	502	1,201	2,902
消費者庁	14	5	9	7	5	11	51 (7.3%)	9	8	7	9	14	21	68 (13.5%)	119 (9.9%)	382 (13.2%)
全国の消費生活センター等	126	88	53	57	78	62	464 (66.4%)	36	61	54	64	34	37	286 (57.0%)	750 (62.4%)	1,681 (57.9%)
靈感商法等対応ダイヤル	26	50	27	27	0	54	184 (26.3%)	23	21	0	51	23	30	148 (29.5%)	332 (27.6%)	839 (28.9%)
受理件数	6	2	2	6	2	3	21	4	8	2	2	3	4	23	44	141

(備考)
 ・「消費者庁」は、消費者庁ウェブサイト、書面及び庁内他の窓口により受け付けた情報等の合計件数。
 ・「全国の消費生活センター等」の受付件数は、PIO-NETに2025年2月28日までの登録分。
 ・「靈感商法等対応ダイヤル」の受付が無い月については、事務手続上の都合により翌月にまとめて受け付けたもの。

【図表3-7】窓口別受付件数の推移



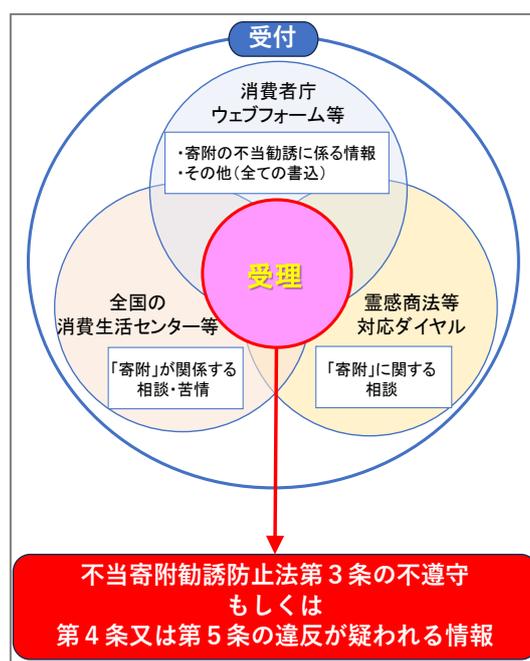
イ 事件の受理

(ア) 概要

受付情報については、寄附勧誘対策室長以下同室員の複層的な確認

により一件一件内容を吟味し、嫌疑情報と認めたときは、当該情報の内容から寄附の勧誘の時期が明らかに法の施行日より前のもの²⁹であると判別できる場合を除き、調査対象の事件として「受理」の手続きを行い、受理年月日を始め処理及びその他事務の取扱状況を管理している。こうした情報の受付及び受理の概要については、図表3-8のとおりである。

【図表3-8】受付・受理の概念



(イ) 受理件数の推移

月別の受理件数については、図表3-9及び図表3-10のとおり、2023年4月1日に寄附勧誘対策室が発足し、調査体制が確立された直後の同年5月は29件、6月は19件と二桁の件数を受理したものの、その後は各月2件から9件の間の件数で推移している。

窓口別の受理件数については、情報収集を開始した直後の2023年度上半期は、消費者庁が13件(全体に占める割合18.6パーセント)、全国の消費生活センター等が33件(同47.1パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが24件(同34.3パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が16件(同59.3パーセント)、全国の消費生活センター等が10

²⁹ 関連する消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)の施行日(令和元年6月15日)を一つの基準としつつ、情報内容に応じて積極的に受理している。

件（同 37 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 3.7 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 10 件（同各 47.6 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 9 件（同各 39.1 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 5 件（同 21.7 パーセント）であった。

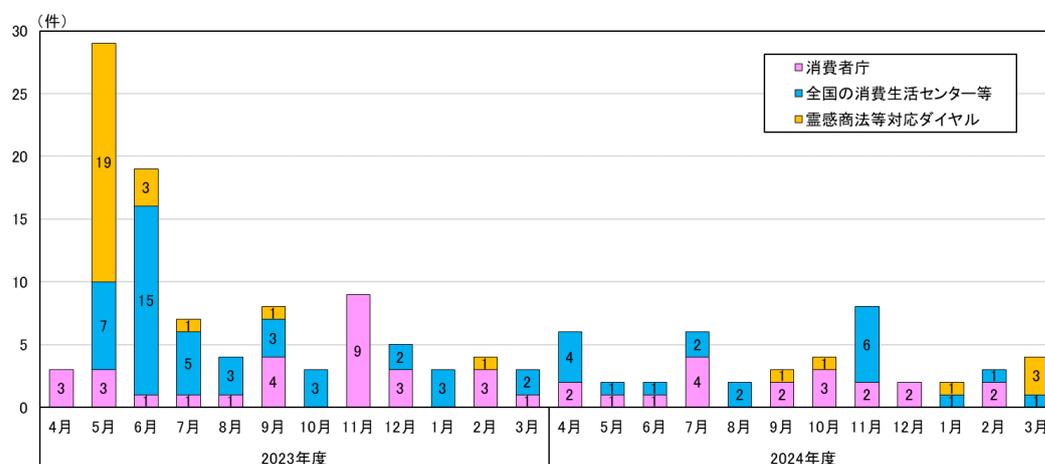
全ての期の累計は、全体で 141 件のうち消費者庁が 48 件（同 34 パーセント）、全国の消費生活センター等が 62 件（同 44 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 31 件（同 22 パーセント）であった。

【図表 3－9】窓口別受理件数の推移

	2023年度															計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期		
受理件数	3	29	19	7	4	8	70	3	9	5	3	4	3	27	97	
消費者庁	3	3	1	1	1	4	13 (18.6%)	0	9	3	0	3	1	16 (59.3%)	29 (29.9%)	
全国の消費生活センター等	0	7	15	5	3	3	33 (47.1%)	3	0	2	3	0	2	10 (37.0%)	43 (44.3%)	
靈感商法等対応ダイヤル	0	19	3	1	0	1	24 (34.3%)	0	0	0	0	1	0	1 (3.7%)	25 (25.8%)	

	2024年度															累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	計	
受理件数	6	2	2	6	2	3	21	4	8	2	2	3	4	23	44	141
消費者庁	2	1	1	4	0	2	10 (47.6%)	3	2	2	0	2	0	9 (39.1%)	19 (43.2%)	48 (34.0%)
全国の消費生活センター等	4	1	1	2	2	0	10 (47.6%)	0	6	0	1	1	1	9 (39.1%)	19 (43.2%)	62 (44.0%)
靈感商法等対応ダイヤル	0	0	0	0	0	1	1 (4.8%)	1	0	0	1	0	3	5 (21.7%)	6 (13.6%)	31 (22.0%)

【図表 3－10】窓口別受理件数の推移



(ウ) 窓口別の受理率

受付情報に対する各窓口別の受理状況については、図表3-11のとおり、2023年度上半期は、消費者庁が受付情報204件に対して受理13件(受理率6.4パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報404件に対して受理33件(同8.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報201件に対して受理24件(同11.9パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報59件に対して受理16件(同27.1パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報527件に対して受理10件(同1.9パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報306件に対して受理1件(同0.3パーセント)であった。

また、2024年度上半期は、消費者庁が受付情報51件に対して受理10件(同19.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報464件に対して受理10件(同2.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報184件に対して受理1件(同0.5パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報68件に対して受理9件(同13.2パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報286件に対して受理9件(同3.1パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報148件に対して受理5件(同3.4パーセント)であった。

全ての期の累計は、消費者庁が受付情報382件に対して受理48件(同12.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報1,681件に対して受理62件(同3.7パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報839件に対して受理31件(同3.7パーセント)であった。

【図表3-11】 窓口別の受理率

	2023年度					
	上半期		下半期		計	
	受付	受理(率)	受付	受理(率)	受付	受理(率)
消費者庁	204	13 (6.4%)	59	16 (27.1%)	263	29 (11.0%)
全国の消費生活センター等	404	33 (8.2%)	527	10 (1.9%)	931	43 (4.6%)
靈感商法等対応ダイヤル	201	24 (11.9%)	306	1 (0.3%)	507	25 (4.9%)
全体	809	70 (8.7%)	892	27 (3.0%)	1,701	97 (5.7%)

	2024年度						累計	
	上半期		下半期		計		受付	受理(率)
	受付	受理(率)	受付	受理(率)	受付	受理(率)		
消費者庁	51	10 (19.6%)	68	9 (13.2%)	119	19 (16.0%)	382	48 (12.6%)
全国の消費生活センター等	464	10 (2.2%)	286	9 (3.1%)	750	19 (2.5%)	1,681	62 (3.7%)
靈感商法等対応ダイヤル	184	1 (0.5%)	148	5 (3.4%)	332	6 (1.8%)	839	31 (3.7%)
全体	699	21 (3.0%)	502	23 (4.6%)	1,201	44 (3.7%)	2,902	141 (4.9%)

第4章. 嫌疑情報に対する調査の状況

(1) 事件の調査及び処理

受理した事件については、寄附勧誘対策室長以下の調査員によって、情報の内容をきめ細かく吟味した上で調査方針を確立し、

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、嫌疑事実の裏付けに必要な証拠の収集を行った上で、法と証拠に基づいて嫌疑法人に対する勧告等の行政措置の要否を組織的に判断している³⁰。

そして、調査の結果、法第6条又は第7条の規定に基づく勧告若しくは第7条の規定に基づく命令を行うための要件を満たさないものについては、図表4-1に示す区分に従い事件を処理している。

【図表4-1】事件処理の区分

号	区分	主文
第1号	対象法人等が消滅した場合	法人等消滅
第2号	調査をすることが不可能な場合	調査不能
第3号	同一の事件につき既に事件処理決定がある場合	事件処理済み
第4号	事実につき法の施行前によるものであるものと認められる場合	不当寄附勧誘防止 法適用対象外 (法施行前事案)
第5号	法人等による不当な寄附の勧誘に係る事実が認められない場合	嫌疑なし
第6号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をするための要件を満たしていないと認められる場合	法令要件不充足
第7号	法第6条第1項若しくは法第7条第2項に規定する勧告、又は同条第3項に規定する命令をすることについて、これを猶予する場合	勧告（命令）猶予

³⁰ 寄附勧誘対策室については、消費者庁の職員のほかに検察庁、警察庁からの出向者も職員として含まれており、適切に法を運用するための体制が整備されている。

(2) 調査の結果

ア 公表時における処理区分

調査の結果については、これまで令和5年度上半期分（令和5年11月2日公表）、同年度下半期分（令和6年5月9日公表）、令和6年度上半期分（令和6年11月14日公表）、同年度下半期分（令和7年5月8日公表）を公表してきたところ（図表4-2）、公表に当たっては、国民に対して分かりやすく解説する必要性から、決定した処理区分（図表4-1参照）を図表4-3のとおり5項目に要約することとし、法人等消滅（第1号）、事件処理済み（第3号）、勧告（命令）猶予（第7号）は、「法施行日前の事案と認められるもの等」に該当するという整理にしている。

【図表4-2】公表資料（令和6年度下半期分、令和7年5月8日公表）

令和7年5月8日 消費者庁		
寄附の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表		
(件数)		
期 間	令 和 6 年 度（ 上 半 期 ） (令和6年4月1日～令和6年9月30日)	令 和 6 年 度（ 下 半 期 ） (令和6年10月1日～令和7年3月31日)
1. 情報の受付件数	699	502
2. 調査対象情報件数	33	31
(1) 新受（当期新たに生じた受理件数）	21	23
(2) 旧受（前期調査中件数）	12	8
3. 処理件数	25	20
(1) 勧告又は命令を実施したもの	0	0
(2) 勧告又は命令を実施する法令上の要件を満たさないもの	0	0
(3) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	8	6
(4) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	11	14
(5) 法律施行日前の事案と認められるもの等	6	0
4. 調査中件数	8	11

(注)
 1 「寄附の不当勧誘」：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）で定める配当義務（第3条）又は禁止行為（第4条、第5条）の規定に違反するもの
 2 「期間」：消費者庁における手続の期間
 3 「調査対象情報件数」：「情報の受付件数」計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報等の新受及び旧受。

イ 各期の処理件数

各期における処理件数³¹については、図表4-3のとおり、2023年度上半期が43件、同年度下半期が42件、2024年度上半期が25件、同年度下半期が20件であり、処理区分別でみると2023年度上半期は、「匿名又

³¹ 処理件数は、受付・受理件数に呼応した件数としているため、1件の受付・受理情報の中に複数の事案が含まれている場合も、処理件数は1件として計上している。

は連絡不通等により調査が不能なもの」が 32 件（全体に占める割合 74.4 パーセント）と最も多く、次いで「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 9 件（同 20.9 パーセント）、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 2 件（同 4.7 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 19 件（同 45.2 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 12 件（同 28.6 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 11 件（同 26.2 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 11 件（同 44 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 8 件（同 32 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

同年度下半期は、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 14 件（同 56 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 6 件（同 24 パーセント）であった。

全ての期の累計は、合計 130 件のうち「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」が 76 件（同 58.5 パーセント）と最も多く、次いで「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」が 28 件（同 21.5 パーセント）、「法律施行日前の事案と認められるもの等」が 26 件（同 20 パーセント）であった。

【図表 4－3】 処理件数の推移

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	合計	上半期	下半期	合計	
勧告又は命令を実施したもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
勧告又は命令を実施する 法令上の要件を満たさないもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附の不当勧誘の事実が 認められないもの	2 (4.7%)	12 (28.6%)	14 (16.5%)	8 (32.0%)	6 (24.0%)	14 (31.1%)	28 (21.5%)
匿名又は連絡不通等により 調査が不能なもの	32 (74.4%)	19 (45.2%)	51 (60.0%)	11 (44.0%)	14 (56.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
法律施行日前の事案と 認められるもの等	9 (20.9%)	11 (26.2%)	20 (23.5%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	6 (13.3%)	26 (20.0%)
計	43	42	85	25	20	45	130

2023 年度と 2024 年度を比較すると、処理件数の合計は、受理件数の減少に比例して半減している。

処理区分別の割合については、「寄附の不当勧誘の事実が認められない

もの」が 2023 年度の 16.5 パーセントに対して 2024 年度は 31.1 パーセントと増加し、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」は 2023 年度の 60 パーセントに対して 2024 年度は 55.6 パーセントと僅かに減少し、「法律施行日前の事案と認められるもの等」は 2023 年度の 23.5 パーセントに対して 2024 年度は 13.3 パーセントと減少した。

ウ 嫌疑情報に基づく対象法人等

(ア) 類型の整理

調査の対象とした法人等（以下「対象法人等」という。）については、受理した情報に基づいて法人等の存在確認、法人格の有無など登記等の確認、代表者の特定、勧誘行為者の特定など所要の調査を行っているところ、法の適切な運用に資する情報として、対象法人等の類型について、図表 4-4 に示す 3 つの類型に整理した³²。

【図表 4-4】対象法人等の類型

	類型	内容
1	宗教団体	宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体
2	宗教団体以外	企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
3	不明	団体等の名称、種別等が不明なもの

(イ) 対象法人等の類型別の処理件数

対象法人等の類型別の処理件数については、図表 4-5 のとおり、「宗教団体」が 2023 年度上半期は 34 件（全体に占める割合 79.1 パーセント）、同年度下半期は 35 件（同 83.3 パーセント）、2024 年度上半期は 21 件（同 84 パーセント）、同年度下半期は 18 件（同 90 パーセント）であり、整理した 3 項目においては全ての期で割合が最も高い。

また、「宗教団体以外」は、2023 年度上半期は 5 件（同 11.6 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 11.9 パーセント）、2024 年度上半期は

³² 対象法人等の類型については、受理した情報の内容を主な根拠として整理・分別しているため、消費者庁として対象法人等が嫌疑情報にかかわっていることを客観的事実に基づいて認定したものではない。

1 件（同 4 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が不明なもの（以下「不明」という。）は、2023 年度上半期は 4 件（同 9.3 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 4.8 パーセント）、2024 年度上半期は 3 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 1 件（同 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 130 件のうち「宗教団体」が 108 件（同 83.1 パーセント）、「宗教団体以外」は 12 件（同 9.2 パーセント）、「不明」は 10 件（同 7.7 パーセント）であった。

【図表 4－5】対象法人等の類型別の処理件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	34 (79.1%)	35 (83.3%)	69 (81.2%)	21 (84.0%)	18 (90.0%)	39 (86.7%)	108 (83.1%)
宗教団体以外	5 (11.6%)	5 (11.9%)	10 (11.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	12 (9.2%)
不明	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
計	43	42	85	25	20	45	130

(ウ) 処理区分別の対象法人等の類型別件数

各処理区分における対象法人等の類型別件数については、図表 4－6 のとおり、「寄附の不当勧誘の事実が認められないもの」について、2023 年度上半期は、計 2 件のうち「宗教団体」及び「宗教団体以外」が各 1 件（同一処理区分に占める割合各 50 パーセント）であり、同年度下半期は、計 12 件のうち「宗教団体」が 8 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」が 3 件（同 25 パーセント）、「不明」が 1 件（同 8.3 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、計 8 件のうち「宗教団体」が 7 件（同 87.5 パーセント）、「宗教団体以外」が 1 件（同 12.5 パーセント）であり、同年度下半期は、計 6 件のうち「宗教団体」が 4 件（同 66.7 パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各 1 件（同各 16.7 パーセント）であった。

全ての期の累計は、計 28 件のうち「宗教団体」が 20 件（同 71.4 パーセント）、「宗教団体以外」が 6 件（同 21.4 パーセント）、「不明」が

2件（同7.1パーセント）であった。

次に、「匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの」について、2023年度上半期は、計32件のうち「宗教団体」が24件（同75パーセント）、「宗教団体以外」及び「不明」が各4件（同各12.5パーセント）であり、同年度下半期は、計19件のうち「宗教団体」が18件（同94.7パーセント）、「不明」が1件（同5.3パーセント）であった。

2024年度上半期は、計11件のうち「宗教団体」が9件（同81.8パーセント）、「不明」が2件（同18.2パーセント）であり、同年度下半期は、計14件全てが「宗教団体」であった。

全ての期の累計は、計76件のうち「宗教団体」が65件（同85.5パーセント）、「宗教団体以外」が4件（同5.3パーセント）、「不明」が7件（同9.2パーセント）であった。

最後に、「法律施行日前の事案と認められるもの等」について、2023年度上半期は、計9件全てが「宗教団体」であり、同年度下半期は、計11件のうち「宗教団体」が9件（同81.8パーセント）、「宗教団体以外」が2件（同18.2パーセント）であった。

2024年度上半期は、計6件のうち「宗教団体」が5件（同83.3パーセント）、「不明」が1件（同16.7パーセント）であり、同年度下半期は、いずれも0件であった。

全ての期の累計は、計26件のうち「宗教団体」が23件（同88.5パーセント）、「宗教団体以外」が2件（同7.7パーセント）、「不明」が1件（同3.8パーセント）であった。

【図表4-6】処理区分別の対象法人等の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	2	12	14	8	6	14	28
宗教団体	1 (50.0%)	8 (66.7%)	9 (64.3%)	7 (87.5%)	4 (66.7%)	11 (78.6%)	20 (71.4%)
宗教団体以外	1 (50.0%)	3 (25.0%)	4 (28.6%)	1 (12.5%)	1 (16.7%)	2 (14.3%)	6 (21.4%)
不明	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (7.1%)	2 (7.1%)
匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	32	19	51	11	14	25	76
宗教団体	24 (75.0%)	18 (94.7%)	42 (82.4%)	9 (81.8%)	14 (100.0%)	23 (92.0%)	65 (85.5%)
宗教団体以外	4 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (7.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (5.3%)
不明	4 (12.5%)	1 (5.3%)	5 (9.8%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	7 (9.2%)
法律施行日前の事案と認められるもの等	9	11	20	6	0	6	26
宗教団体	9 (100.0%)	9 (81.8%)	18 (90.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	23 (88.5%)
宗教団体以外	0 (0.0%)	2 (18.2%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (3.8%)
計	43	42	85	25	20	45	130

エ 調査対象事件の代表的事例

(ア) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの³³

事 件 番 号	令和6年度	第5号
受 付 年 月 日	令和6年4月	
受 理 年 月 日	令和6年4月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	里親募集サイトを通じて、猫の里親になったが、譲渡の際にしつこく寄附の勧誘を受けた。
	嫌 疑 法 人 等	不明
疑われた違法（不遵守）行為	禁止行為（不退去）	
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブサイトへ報告がなされたことにより、本件を認知した。</p> <p>2 事件受理 端緒情報について、 猫の譲渡の際に寄附を求められ、長時間退去しなかった旨の状況から、禁止行為（不退去）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 情報提供者に架電し、調査への協力を依頼したところ、面会した上で事情聴取に応じる意向を示した。</p> <p>4 情報提供者の聴取 情報提供者の自宅に赴き、事情聴取したところ、同人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親募集サイトを通じて猫を譲り受けた際、しつこく寄附を要求されたので、インターネットで色々と調べたところ消費者庁に関係がある内容のようだったので、情報提供した。 ・ 寄附を要求してきた相手の団体については、里親募集サイト上の名称以外、詳細は不明で、動物取扱業の届出をしていると主張していたが、保健所等に問い合わせるも、確認できなかった。 ・ 寄附を要求してきた相手が猫を連れて私の家に来たのは、数箇月前の平日、午後2時頃で、それから夕方の6時半頃まで家 	

³³ 情報提供者等の関係者から、公表することに同意を得られた事件について掲載。

	<p>にいたと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 私が譲渡してもらった猫の保護に至る経緯や保護活動をしている方の動向などについて、譲渡には関係の無い話を長々とされ、その後、徐々に宗教的な内容になり、「保護活動には数百万円のお金がかかるが、借入してでも用立てないと世界中の猫が不幸になる。あなたが飼育している猫も不幸になる。」などと言われた。 そして、話の終盤にお金の話になり、譲渡費用のほかに、猫の空輸費用や、外国で保護活動をしている友人への寄附、保健所への寄附金を要求された。 強要されたという認識はないが、長時間居座られて猫を保護するためにお金が必要であることを懇々と説明され、断り難い雰囲気だったので、私は手元にあった現金十数万円を相手に渡してしまった。 そして、寄附を要求してきた相手は、私からお金を受け取るとそそくさと帰っていった。 寄附を要求してきた相手は私の自宅に4時間くらい滞在していたため、私も途中で帰ってほしいとは考えたが、口に出しては言わなかった。 その後、寄附を要求してきた相手とはSNSで連絡を取り合っていたが、譲渡してもらった猫が病気を有していたことが判明したことを契機にトラブルになり、連絡がつかなくなった。旨を申し立てた。 <p>5 嫌疑法人に対する調査</p> <p>情報提供者から得た情報に基づき、嫌疑法人及び勧誘者について、登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を行うも、特定には至らなかった。</p> <p>6 事件の処理</p> <p>本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が数時間に渡り情報提供者の自宅に留まり、寄附を勧誘した状況が認められるが、情報提供者は、勧誘者に対して退去すべき旨の意思表示を行っておらず、禁止行為（不退去）の構成要件を満たさないため「嫌疑なし」とした。</p>
処理決定年月日	令和6年7月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第93号
受 付 年 月 日	受付なし（職権認知）	
受 理 年 月 日	令和6年2月	
端 緒 情 報	提 供 者	70歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通信販売で寺院から開運グッズを購入したところ、寺の男性から「先祖の供養をしないと大変なことになる」などと不安を煽られ、祈祷代やお布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為	禁止行為（靈感等知見を用いた告知）	
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、禁止行為（靈感等の知見を用いた告知）に抵触する可能性が疑われる相談を認めた。</p> <p>2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。</p> <p>4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 証拠資料を現在も保有している 面会した上での事情聴取にも対応できる 旨の意向を示したことから、情報提供者の住居付近において面会の上、事情聴取を行うこととした。</p> <p>5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の居住地域を管轄する消費生活センターの施設を借用し、情報提供者のプライバシーを確保した上で、事情聴取を行っ</p>	

たところ、同人は

- ・ 私は、近年夫を亡くし、夫の一周忌を終えた事を契機に一昨年
から娘夫婦と同居するようになったが、同居を開始してから私
や家族に対して色々と悪い事が重なり悩んでいた。
- ・ そんな折、運気が上がるという触れ込みの「お札とお香のセッ
ト」を紹介するチラシを目にしたので、少しでも運気が良くなる
ことを期待して、販売元のお寺から通信販売で2セット購入し
た。
- ・ 届いた商品には、
御利益を授かっていただけるように伝えたいことが
あるので、商品が到着したら電話を掛けてくるように。
旨が記載されたメモが同封されていたので、指示通りに私から
お寺に電話を掛けた。
- ・ 電話に応答した方は、電話口の私に対して商品の使用方法につ
いて丁寧に指導してくれた上、
悩み事があれば、同封した便箋に記載して郵送しても
らいたい。
旨を申し向けてきた。
- ・ そこで、後日、私は思い浮かぶ悩みを便箋に記載して送付する
と、しばらくして私の携帯電話宛に寺で修行しているという者
や、先生と呼ばれる者から代わる代わる電話があり、
気の回りが悪いので供養した方がよい
供養しないと大変なことになる
供養は通常数年かかるが、数か月で終える
費用は一日につき数万円かかる
などと申し向けてきた。
- ・ 私は、供養にお金を掛けるつもりはなかったのですが、断り続けて
いたところ、最終的には
供養代とお布施として数万円でよい
と減額までして勧誘してきたので、一旦承諾してしまった。
- ・ しかし、冷静になって再考し、後日、私から寺に電話を掛け
お金が無いので供養は断ります。
とはっきりと告げて断った。
・ その後も、何回か電話があり、勧誘されたが、供養は自分で
すれば良いと思い、電話の相手に対して
行政機関に相談したのもう結構です。

	<p>旨を告げたところ、電話を掛けて来なくなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ せっかく良い開運商品を購入できたのに、靈感商法の様な手口で供養代を要求され、がっかりしている。 <p>旨を申し立てた。</p> <p>6 嫌疑法人に対する調査</p> <p>情報提供者から提示を受けた開運商品及び同商品の送付状等から嫌疑法人の名称、所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認、稼働実態の確認などの基礎調査を実施した結果、伽藍を有して何らかの宗教活動を行っている実在する宗教法人であることが判明した。</p> <p>7 事件の処理</p> <p>本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を勧誘する際に用いた言動については形式的に禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る余地はあるが、被勧誘者は一貫して支払いを拒否し、勧誘行為により困惑したという認識も有していないため、「嫌疑なし」とした。</p>
処理決定年月日	令和6年9月30日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第81号・第84号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	70歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	通販でお札等を購入したが、販売元の寺院から「家運が傾いている。」と不安を煽られ、お布施を要求された。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けなし）
疑われた違法（不遵守）行為	禁止行為（靈感等知見を用いた告知）	
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 PIO-NETを活用して違法情報を調査していたところ、 「家運が傾いている」と不安を煽られお布施を要求された旨、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）の可能性が疑われる相談を認めた。</p> <p>2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者（被勧誘者）に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。</p> <p>4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。</p> <p>5 情報提供者に対する事情聴取 情報提供者の住居において事情聴取したところ、同人は、 ・ 自宅に届いた通販カタログの中に「運気を上げる」などと書かれたお寺が販売している開運グッズに関するチラシが1枚挟んであった。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開運グッズの代金は5,000円で、購入すると特別な線香がセットについてくることから、私は普段、開運グッズなどを買うことはないが、値段もそれほど高くなく、気に入ったので注文することにした。 ・ 開運グッズを注文するため、チラシに書かれていた寺の電話番号に電話し、2セットを購入する旨を伝えると、電話に出た人から「あなたは幸運です。」などと言われた。 ・ しばらくして代引郵便で開運グッズが届き、箱の中には、開運グッズのほかに家族の名前や悩みなどを記載する用紙が入っており、それを送ると拝んでもらえると説明が付されていたので、同封されていた封筒にその用紙を入れて寺に送った。 ・ 数日過ぎた頃、寺から私の自宅に電話があり、開運グッズの使用法の説明を受けるとともに、悩みの相談にも応じてもらった。 ・ すると、電話口の相手から「拝んでもらえば善くなる。」などと言われ、これまで話した者ではない住職と名乗る男から、「一日おきに電話をかけるように」と指示をされ、その住職と話をするようになった。 ・ 私は、自分の病気のことや精神的に不安定な家族のことなど、住職に問われるがままその時に抱いていた不安や悩みを話してしまった。 ・ すると何回目かの電話で住職から「家運が傾いている。半年間拝まないと沈んでいく家だ。拝まないと孫もダメになる。病気も治らない。」「拝む際に必要なお供え物や花などの費用が必要になるので、お布施するように」などと言われた。 ・ 私は住職がお布施の話をあからさまにしてきたので、おかしいと思い、住職に対してはっきりと「これって靈感商法じゃないですか。買ったものも捨てます。」と言ったところ、住職は態度を変えて怒り出し、「捨てるなら勝手にしろ」などと言い放ったので、私は電話を切った。 ・ それ以降は、私から寺に電話することもなければ、電話が架かってくることもない。購入した開運グッズは有名な寺社に持ち込んで処分してもらい、チラシは廃棄した。 ・ 人の悩みにつけ込んで不安を煽り、祈とうが必要だと促し金銭を要求するなど、宗教を冒涇した行為だと思う。電話の先の相手が本当の住職だとしたら残念でならない。被害に遭う人が増えないように注意喚起してもらいたい。 <p>旨を供述した。</p> <p>6 事件の併合</p> <p>令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。</p> <p>7 嫌疑法人に対する調査</p> <p>情報提供者が申し立てた法人名称や所在地から、同法人の登記事項の照会した結果、実在する宗教法人であることが判明した。</p> <p>8 事件の処理</p> <p>本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が布施を求める際に用いた言</p>
--	--

	<p>動が、禁止行為（靈感等知見を用いた告知）に抵触し得る可能性はあるものの、当該布施が祈祷や供物等の対価に該当し得る可能性があることや、情報提供者は毅然とした態度で、靈感商法である旨を申し向けて断っている状況があることから、情報提供者が勧誘者による勧誘行為により困惑した事実が認められず、「嫌疑なし」とした。</p>
<p>処理決定年月日</p>	<p>令和6年5月20日</p>
<p>備 考</p>	

事 件 番 号	令和5年度	第80号・第85号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年11月	
端 緒 情 報	提 供 者	40歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者の知人 30歳代 女性
	概 要	知人が脱会届を提出しているにもかかわらず、宗教団体の信者から執拗に会費の支払いを要求されている。 退会した旨をいくら主張しても、「聞いてない」と言われ請求され続けている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為	禁止行為（不退去・退去妨害）	
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 PIO-NET を活用して違法情報を調査していたところ、「執拗に会費の支払いを要求されている」旨の相談を認め、禁止行為（不退去又は退去妨害）の可能性が疑われた。</p> <p>2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。</p> <p>4 被勧誘者に対する協力要請 本事件調査の端緒とした相談情報については、被勧誘者の知人が寄せたものであるため、情報提供者を通じて被勧誘者に対して調査への協力を要請するとともに、円滑に事情聴取を行うためには情報提供者の協力も不可欠であると認め、事情聴取時における立会いなどの協力を求めたところ、了承を得た。</p> <p>5 事件の併合 令和5年12月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受</p>	

けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。

6 被勧誘者に対する事情聴取

被勧誘者の住居付近の公共施設において、情報提供者の同席を得て事情聴取を行ったところ、被勧誘者は、

- ・ 私は数年前、家族に勧められるがまま宗教団体に入会させられた。
- ・ 入会すると毎日決まった時間に神事を行わなければならなくなった上、団体が販売している商品を購入させられたり、強引に集会に参加させられたり、毎月会費（数万円）の支払いを求められたりし、体力的にも金銭的にも負担だったので、退会することにした。
- ・ 退会する方法を友人に相談し、昨年、宗教団体の本部と支部に内容証明郵便を利用して退会届を郵送し、その後しばらくは静かに過ごしていた。
- ・ 退会届を郵送して半年くらいが経過した頃、私が働いている施設の同僚から宗教団体への会費の支払いを求められた。
- ・ 同僚は、私が入会していた宗教団体の現役信者だが、私が脱会したことを知らないのかと思い、改めて
宗教団体は辞めた
旨を申し向けると、納得して引き下がった。
- ・ しかし、それから更に半年以上経過した頃、当該同僚から
退会したことは知らない
幹部からも聞いてない
退会届は届いてない
などと申し向けられ、再度会費の支払いを求めてくるようになった。
- ・ 私は会費を支払うつもりは一切無かったので、同僚に対して退会した旨を何度も説明し、職場の上司に必要な無い会費の支払いを求められて迷惑していることを相談したが、その職場には現役
の信者が複数人いることもあり、上司の目が届かない場所などで
複数の同僚から代わる代わる会費の支払いを求められた。
- ・ 会費を要求してくる同僚達について名前程度はわかるが、年齢
や住所など詳しい事は知らない。
- ・ 会費の支払いを求められる際には、恫喝されたり、暴行を受け
たりすることはなかったが、顔を合わせたときだけではなく、職
場の下駄箱に手紙が入れてあったり、退社後に後をつけられたり

	<p>と、とにかくしつこく支払いを求められたので、しばらく仕事を休むこともあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかし、私は、退会しているので、何度要求されても会費を支払うつもりは一切ない。 <p>旨を供述した。</p> <p>7 勧誘場所に対する調査 被勧誘者が勧誘を受けた場所について、同人の供述に基づき、現場の確認、登記事項の照会など基礎調査を実施し、特定した。</p> <p>8 嫌疑法人に対する調査 被勧誘者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。</p> <p>9 事件の処理 本事件は、事情聴取の結果、禁止行為（不退去・退去妨害）に抵触し得る勧誘事実は存在せず、宗教団体の入退会に係る会費の支払いをめぐるトラブルと認め、「嫌疑なし」とした。</p>
処理決定年月日	令和6年4月19日
備 考	<p>本調査に伴い、被勧誘者から「同僚からの要求が収まるかもしれないので、職場に不当寄附勧誘防止法のポスターを掲示したい」旨の要請を受けたことから、関係機関を通じて当該ポスターを提供した。</p> <p>また、事情聴取後の経過について確認したところ、被勧誘者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しばらくは会費の支払を求められたが、職場にポスターを貼ってもらい、警察にも相談したところ、現在は収まっている。 ・ 普段どおり職場にも通っているし、同僚ともトラブルなく過ごしている。 <p>旨を申し立てた。</p>

事 件 番 号	令和5年度	第 65 号
受 付 年 月 日	令和5年9月	
受 理 年 月 日	令和5年9月	
端 緒 情 報	提 供 者	年齢不明 男性
	勧誘を受けた者	情報提供者の配偶者 年齢不明 女性
	概 要	商業施設内において募金を求められ、退去の意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められた。
	嫌 疑 法 人 等	財団法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為		禁止行為（退去妨害）
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 情報提供者から消費者庁ウェブサイトへ報告がなされたことにより、本件を認知した。</p> <p>2 事件受理 端緒情報について 退去意思を示したにも関わらず執拗に寄附を求められたとの内容から、禁止行為（退去妨害）の可能性が疑われたため、事件受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者に対する協力要請 事件の詳細について事情を聴取するため、情報提供者を介し、被勧誘者に調査への協力を依頼したところ、承諾を得た。</p> <p>4 被勧誘者に対する事情聴取 被勧誘者に対し、電話により事情を聴取したところ、同人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先日、私が一人で買物のために商業施設に赴くと、施設内の広いスペースにおいて、男性から「女の子たちを救う団体なんですけど、募金とかで支援されたことはありますか？」などと声をかけられ、チラシを手交しようとしてきた。 ・ 私は急いでいたので、男の話聞くことなく立ち去ろうとすると、男は「現地に教育施設をつくる取り組みをしています。サブスクで支援できるものです。」などと求めていないにもかかわらず、矢継ぎ早に説明を継続した。 ・ 私は、「急いでいます」旨を告げて立ち去ろうとすると、男は、「1、2分で済むんです。」「緊急でお願いしているんです。」などと言いながらしつこく付きまどってきたので、振り切って、その場を後にした。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附の勧誘をしてきた男は、本当に困っていそうな切実な顔つきと話し方で、引き下がらなかったのも、とても立ち去り難い状況であったが、男から行く手を遮られたり、体に触れられて引き留められたりはしていない。 ・ 時間を計ったわけではないが、私の感覚では10分くらい寄附の勧誘を受けていたと思う。 <p>旨を申し立てた。</p> <p>5 現場確認及び防犯カメラ映像の精査</p> <p>被勧誘者の供述によると、寄附の勧誘行為を受けた場所は商業施設であることから、防犯カメラ映像が残存している可能性があると思料し、同施設に赴き、防犯カメラ映像を閲覧した。</p> <p>すると、商業施設内の防犯カメラ映像には、</p> <p style="padding-left: 40px;">勧誘者の男が被勧誘者にチラシ様のものを差し出し、数メートル随行した後、両者が立ち止まり話をしている状況が記録されており、会話の内容は録音されていないものの、動画の状況から</p> <p style="padding-left: 40px;">両者が立ち止まってから被勧誘者が立ち去るまでの時間は、約4分間</p> <p>であった。</p> <p>また、その間、勧誘者が被勧誘者の衣服や身体に触れるなどして物理的に制止する行為や行く手に立ち塞がり通行を遮るなどの行為は確認できなかった。</p> <p>6 嫌疑法人に対する調査</p> <p>商業施設の管理会社に対し調査への協力を求めたところ、嫌疑法人の名称等について明らかとなったことから、同法人の登記事項等を照会した結果、実在する財団法人であることが判明した。</p> <p>7 事件の処理</p> <p>本事件は、関係者からの事情聴取及び防犯カメラ映像の精査の結果、勧誘行為が行われた約4分間において、勧誘者による明確な退去妨害行為は認められないことから、「嫌疑なし」とした。</p>
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

事 件 番 号	令和5年度	第62号・第67号
受 付 年 月 日	受付なし（職権探知）	
受 理 年 月 日	令和5年8月	
端 緒 情 報	提 供 者	50歳代 女性
	勧誘を受けた者	情報提供者本人
	概 要	夫婦ともに宗教法人の信者であったが、執拗に献金を求められるため、「お金がない」と断ったところ「子供から借りたらどうですか」とまで言われ、自宅にも頻繁に来るので困っている。
	嫌 疑 法 人 等	宗教法人（裏付けあり）
疑われた違法（不遵守）行為	禁止行為（借入れによる資金調達要求）	
調 査 の 経 過	<p>1 端緒情報の認知 PIO-NETを活用して違法情報を調査していたところ、寄附の勧誘に際して「子供から借りたらどうですか」と申し向けられた旨の相談を認め、禁止行為（借入れによる資金調達の要求）の可能性が疑われた。</p> <p>2 事件の受理 当該相談については、これまでに国民生活センターから提供を受けていた情報には含まれていない内容であったことから、直ちに事件として受理し、調査に着手した。</p> <p>3 情報提供者に対する協力要請 各地の消費生活センター等において受け付けた相談を調査の端緒とする場合には、相談を受け付けた各消費生活センター等を通じて相談者（以下「情報提供者」という。）の協力を取り付ける必要があることから、当該消費生活センターを通じて情報提供者に打診したところ了承を得た。</p> <p>4 情報提供者に対する電話連絡 情報提供者に電話連絡し、事件について事情聴取を行ったところ、 面会した上での事情聴取にも対応できる旨の意向を示したことから、情報提供者の住居において面会の上、事情聴取を行うこととした。</p> <p>5 事件の併合 令和5年9月、国民生活センターから同一案件の情報提供を受けたことから、受理した上で、同一事件として併合を決定した。</p>	

	<p>6 情報提供者に対する事情聴取</p> <p>情報提供者の住居において家族等が同席の下、事情聴取を行ったところ、情報提供者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私達夫婦は、数年前、別の宗教から揃って現在の宗教に入信し直した。 ・ 入信する際の説明では、宗教団体への寄附は不要との説明を受けていたが、入信後は毎月の会費が数千円、行事に伴う寄附が数百円から数千円、そのほか特別な寄附として年1回、一人十数万円の寄附を求められるようになった。 ・ 年1回勧誘される十数万円の特別な寄附は、入信してから本年までは、「お金が無い」という理由で断り続けてきた。 ・ しかし、本年は宗教団体の幹部信者から例年に増して執拗に寄附の勧誘を受け、私は例年と同様に支払うつもりは無かったので、「お金が無い」と断っていた。 ・ すると、あるとき宗教団体の施設にお参りに赴いた際、その施設内で幹部信者に呼び止められ、真剣な強ばった表情で 今年寄附できるか 旨を聞いてきたので、これまで同様に断ると お子さんは社会人でしょ お子さんから借りたらどうですか 考えておいてください と申し向けられた。 ・ 私は、宗教団体から執拗に寄附を求められ、さらには、関係のない子供まで巻き込もうとしたことに嫌気がさし、夫婦共に宗教から脱会することとした。 ・ その後、しばらくの間は幹部信者が脱会を引き留めようとしていたが、正式な手続を経て脱会した。 ・ 宗教団体が活動するためにお金が必要な事は理解できるが、信者に不快な思いをさせてまで寄附を徴収しようとする事は、違法ではないまでも道義に反すると考える。 ・ 不当寄附勧誘防止法が制定されたことも踏まえ、宗教団体には法の趣旨を理解した上で適正に活動してもらいたいし、消費者庁には法の周知をしっかりと進めてもらいたい。 ・ この宗教団体とは、二度と関わりたくない。 旨を申し立てた。 <p>7 嫌疑法人に対する調査</p>
--	--

	<p>情報提供者の供述及び同人が保有していた物品等から嫌疑法人の名称及び所在地が明らかとなったため、同法人について登記事項の照会、所在確認などの基礎調査を実施した結果、実在する宗教法人であることが判明した。</p> <p>8 同種事件の相談状況の調査</p> <p>PIO-NET を利用し、令和5年7月1日から同年12月31日までの間における本事件の嫌疑法人に係る消費生活相談の受付状況を確認するも、類似・関連事案に係る相談は確認できなかった。</p> <p>9 事件の処理</p> <p>本事件は、事情聴取の結果、勧誘者が借入れによる資金調達を求めた可能性は認められるものの、防犯カメラ映像、録音等の客観的事実を疎明する証拠を入手するには至らず、また、情報提供者は嫌疑法人とかかわりを持つことを忌避しているため、勧誘者に対する事情聴取は差し控える必要があることから、違法行為を客観的に認定することは困難な状況にある。</p> <p>加えて、処理決定時においては、同法人による同種事案の発生は把握されていない。</p> <p>よって、追加の証拠が得られるなど、事実の認定に進展があった場合には、再起の手続を取ることを前提として、現時点においては「嫌疑なし」とした。</p>
処理決定年月日	令和6年1月22日
備 考	

(イ) 匿名又は連絡不等等により調査が不能なもの

代表的な事例

- ・ 宗教団体の施設内において、信者が正常な判断をできないようにして、寄附を勧誘している。
- ・ 電話で海外の恵まれない子供への義援金を威圧的に求められた。
- ・ 知人の紹介でセミナーの研修を受けたら、宗教活動であることが分かり、寄附の勧誘を受けた。
- ・ 家族が、海外の宗教に没頭し、借金してまで寄附をしている。
- ・ 親族が、自宅を担保として多額の借金をし、宗教団体に献金してしまった。
- ・ 親が、借金をしてまで宗教団体に献金していたため、自分が借金返済を肩代わりした。
- ・ 入信している宗教団体に献金を強制され、土地と家も担保として取られてしまった。
- ・ 宗教団体に入信している親が、献金のために金銭的に苦労しているので脱退させたい。
- ・ 家族の病気を治してくれるという祈祷師のもとに何年も通い、多額の寄附をした。
- ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け献金した。
- ・ 配偶者が宗教団体に献金するために、育児費や食費などを切り詰めている。
- ・ 見知らぬ者が自宅を訪れ、断ったのに災害の際の義援金を執拗に勧誘された。
- ・ 知人から執拗に宗教団体への入信の勧誘を受け、団体の施設に何度も連れていかれ、寄附や物品購入をしてしまった。
- ・ 知人の高齢者の自宅に宗教団体の人間が来て勝手に拝むなどしてお金を要求された。
- ・ 悩みが解決できるという商品を電話で注文したところ、販売元の寺院から連絡があり、供養を勧められて高額なお布施を要求された。
- ・ 入信している宗教団体から定期的に協力金を求められ、支払いを断ると不利益や不平等な扱いを受ける。

調査結果（調査不能と認めた主な事由）

- ・ 情報提供者の連絡先が不明のため。
- ・ 情報提供者が詳細を把握していないため。
- ・ 情報提供者が聴取を拒否したため。
- ・ 被勧誘者の協力が得られなかったため。
- ・ 被勧誘者の健康状態から聴取困難のため。
- ・ 被勧誘者が既に死亡しているため。

(ウ) 法律施行日前の事案と認められるもの等

代表的な事例

- ・ 親が宗教団体から靈感等を用いた説明を受け商品購入の契約をしてしまった。
- ・ 過去、宗教団体に対して献金するために借金したため、返済により生活が苦しい。
- ・ 宗教団体から靈感等の知見を用いた理由で脅されるなどして献金させられた。
- ・ 知人の高齢者が、宗教団体に高額なお布施をしているので心配。
- ・ 数十年前、宗教団体から靈感等の知見を用いた勧誘を受け、多額の献金をしてしまった。
- ・ 家族が自己啓発団体に預貯金のほとんどを寄附してしまったようだ。
- ・ 家族が宗教団体へ献金するために多額の借金をしてしまい、返済できなくなってしまった。
- ・ 鑑定を受けた霊能者から靈感等の知見を用いて脅され、お金を振り込んだ。
- ・ 両親が入信している宗教団体に献金させられてきた。同じような境遇の二世信者が相談できる窓口があれば知りたい。
- ・ 約20年前、宗教団体に入信していたところ、車で県外に連れていかれて金銭を要求され、仕方なく支払った。

調査結果（法施行日前と認めた主な事由）

- ・ 提供された情報内容から令和5年3月31日以前における勧誘行為と特定。
- ・ 情報提供者、被勧誘者から事情聴取した結果、令和5年3月31日以前における勧誘行為と特定。

（3）調査の実態

ア 調査期間

本章（1）に記載のとおり、受理した事件については、寄附勧誘対策室の調査担当者が

- ・ 情報提供者、被勧誘者等からの事情聴取
- ・ 嫌疑法人等に関する情報収集（存在確認、代表者の人定特定）
- ・ 不当な勧誘行為の事実の特定
- ・ 勧誘を行った者の特定

など、法に抵触する事実の裏付けに必要な証拠の収集を行っているところ、各調査項目を履行するためには一定の時間を要する。

これまでに処理した事件について、事件を受理してから処理を決定するまでの期間は図表4-7のとおりである。

【図表4-7】調査期間

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
60日未満	1 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	3 (12.0%)	1 (5.0%)	4 (8.9%)	5 (3.8%)
60日～89日	2 (4.7%)	18 (42.9%)	20 (23.5%)	12 (48.0%)	8 (40.0%)	20 (44.4%)	40 (30.8%)
90日～119日	29 (67.4%)	8 (19.0%)	37 (43.5%)	5 (20.0%)	10 (50.0%)	15 (33.3%)	52 (40.0%)
120日～149日	11 (25.6%)	5 (11.9%)	16 (18.8%)	1 (4.0%)	1 (5.0%)	2 (4.4%)	18 (13.8%)
150日以上	0 (0.0%)	11 (26.2%)	11 (12.9%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	4 (8.9%)	15 (11.5%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

※ 調査期間は、受理した日から処理を決定（決裁が完了）した日までの差で算出しており、閉庁日も含まれる。

各期の調査期間について、2023 年度上半期は、処理件数 43 件のうち「90 日～119 日」が 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）で最も多く、次いで「120 日～149 日」が 11 件（同 25.6 パーセント）、「60 日～89 日」が 2 件（同 4.7 パーセント）、「60 日未満」が 1 件（同 2.3 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 42 件のうち「60 日～89 日」が 18 件（同 42.9 パーセント）と最も多く、次いで「150 日以上」が 11 件（同 26.2 パーセント）、「90 日～119 日」が 8 件（同 19 パーセント）、「120 日～149 日」が 5 件（同 11.9 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、処理件数 25 件のうち「60 日～89 日」が 12 件（同 48 パーセント）で最も多く、次いで「90 日～119 日」が 5 件（同 20 パーセント）、「150 日以上」が 4 件（同 16 パーセント）、「60 日未満」が 3 件（同 12 パーセント）、「120 日～149 日」が 1 件（同 4 パーセント）であり、同年度下半期は、処理件数 20 件のうち「90 日～119 日」が 10 件（同 50 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 8 件（同 40 パーセント）、「60 日未満」及び「120 日～149 日」が各 1 件（同各 5 パーセント）であった。

全ての期の累計は、処理件数 130 件のうち「90 日～119 日」が 52 件（同 40 パーセント）と最も多く、次いで「60 日～89 日」が 40 件（同 30.8 パーセント）、「120 日～149 日」が 18 件（同 13.8 パーセント）、「150 日以上」が 15 件（同 11.5 パーセント）、「60 日未満」が 5 件（同 3.8 パーセント）であった。

全ての期を通じて

- ・ 最も短い調査期間は 45 日
- ・ 最も長い調査期間は 278 日

であり、時間を要す主な調査項目としては

- ・ 情報提供者から調査への協力意向の取付け
全国の消費生活センター等からの情報については、相談を受け付けたセンターを通じて意向確認を行うため、二重の時間を要す。信仰心に関係する事案も多いため、調査への協力可否を決断するまでに数箇月要す場合もある。
- ・ 事情聴取を行う日程の調整
関係者の都合を踏まえた日程、聴取場所の調整が必要。
電話聴取にあっても、聴取に相応の時間を要すことから、日程の調整は必須。
- ・ 関係機関、企業、団体等に対する各種照会
関係機関、企業、団体等に対して文書等により各種事項を

照会した場合、回答を得るまでに数週間要す場合もある。

- ・ 経過観察、関連動向の把握
情報の真偽を見極める上で、情報に基づく案件の経過観察、対象法人等に関連する他の動向の把握を行う場合には、一定の期間を要す。

などがある。

イ 法人登記照会状況

調査によって対象法人等の名称、所在地等が判明した場合には、対象法人等の登記事実について照会を実施している。

照会を実施した結果、登記情報を入手できた件数については、図表4-8のとおり、2023年度上半期が43件中29件（全体に占める割合67.4パーセント）、同年度下半期が42件中35件（同83.3パーセント）、2024年度上半期が25件中18件（同72パーセント）、同年度下半期が20件中12件（同60パーセント）であり、全ての期の累計では130件中94件（同72.3パーセント）であった。

なお、「登記なし」については、調査により対象法人等の名称が明確になったものの本照会により法人登記事実が確認できなかったもの、「不明」については、調査によっても対象法人等を特定するための名称、俗称、所在地等が判然とせず、登記事実の確認に至らなかったものの件数である。

【図表4-8】法人登記の照会結果

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
照会結果 登記情報入手	29 (67.4%)	35 (83.3%)	64 (75.3%)	18 (72.0%)	12 (60.0%)	30 (66.7%)	94 (72.3%)
登記なし	2 (4.7%)	1 (2.4%)	3 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (2.2%)	4 (3.1%)
不明	12 (27.9%)	6 (14.3%)	18 (21.2%)	7 (28.0%)	7 (35.0%)	14 (31.1%)	32 (24.6%)
処理件数	43	42	85	25	20	45	130

ウ 文書による照会等の実施状況

事件の調査については、法に基づき消費者庁長官が勧告、命令等の行政上の措置の要否を適正に決定するために必要な証拠を収集するための行政調査であるところ、調査に当たっては法第13条の規定に基づく資料提

供等の要請のほか、任意調査として文書による照会、協力要請等を行っている³⁴。

調査のために発出した文書の件数については、図表4-9のとおり、2023年度上半期に処理した事件においては5件、同年度下半期に処理した事件においては44件(うち法第13条の規定を根拠としたものが3件)、2024年度上半期に処理した事件においては52件、同年度下半期に処理した事件においては11件であり、2024年度末までに130件の事件を処理した中で、合計112件の照会文書等を発出した。

文書の発出については、事件の内容・性質に応じて調査上の必要性及び文書の内容を組織的に判断した上で行っており、事件によっては発出せずに処理する場合がある一方、調査上の必要性から複数発出する場合もある。

【図表4-9】照会文書等の発出件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
発出件数	5	44	49	52	11	63	112
うち13条根拠	0	3	3	0	0	0	3

エ 事情聴取の状況

(ア) 概況

嫌疑情報については、寄附の不当な勧誘に係る断片的、抽象的又は間接的な内容である場合が多いため、事実を正確に把握するためには、情報提供者を始め、勧誘を受けたとされる者からの事情聴取は重要な調査項目である。

しかしながら、調査の端緒とする情報を受け付けている3つの窓口については各々その特性が異なるため、調査を進展させるために事情聴取が必須とされる事件であっても

- ・ 情報提供者の連絡先が不明な場合
- ・ 情報提供者と連絡が取れない場合
- ・ 情報提供者等が消費者庁への調査協力を拒否した場合

³⁴ 法第13条(内閣総理大臣への資料提供等)

内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

など、事情聴取の実施が困難な事件も一定数存在する。

(イ) 情報提供者に対する事情聴取の実施状況

図表4-10は、各事件における情報提供者からの事情聴取の実施状況である³⁵。

まず、2023年度上半期に処理した43件の事件においては、電話による「聴取実施」が1件（全体に占める割合2.3パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が28件（同65.1パーセント）、情報の内容などから事情聴取の必要性を認めなかったもの（以下「不実施」という。）³⁶が14件（同32.6パーセント）であり、同年度下半期に処理した42件の事件においては、「聴取実施」が17件（同40.5パーセント）、そのうち「面会聴取」が5件（聴取実施に占める割合29.4パーセント）、「電話聴取」が12件（同70.6パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が12件（全体に占める割合28.6パーセント）、「不実施」が13件（同31パーセント）であった。

2024年度上半期に処理した25件の事件においては、「聴取実施」が14件（同56パーセント）、そのうち「面会聴取」が8件（聴取実施に占める割合57.1パーセント）、「電話聴取」が6件（同42.9パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が7件（全体に占める割合28パーセント）、「不実施」が4件（同16パーセント）であり、同年度下半期に処理した20件の事件においては、電話による「聴取実施」が8件（同40パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が10件（同50パーセント）、「不実施」が2件（同10パーセント）であった。

全ての期の累計は、130件の事件のうち「聴取実施」が40件（同30.8パーセント）、そのうち「面会聴取」が13件（聴取実施に占める割合32.5パーセント）、「電話聴取」が27件（同67.5パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が57件（全体に占める割合43.8パーセント）、「不実施」が33件（同25.4パーセント）であった。

³⁵ 各事件における事情聴取の実施有無を表しているため、複数人から事情聴取した場合であっても1件として計上している。

³⁶ 「不実施」とするのは、調査の端緒とした情報に違法性を吟味出来る十分な内容が含まれている場合などである。

【図表 4-10】 情報提供者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	1 (2.3%)	17 (40.5%)	18 (21.2%)	14 (56.0%)	8 (40.0%)	22 (48.9%)	40 (30.8%)
〈面会聴取〉	〈0〉	〈5〉 〈(29.4%)〉	〈5〉 〈(27.8%)〉	〈8〉 〈(57.1%)〉	〈0〉 〈(0.0%)〉	〈8〉 〈(36.4%)〉	〈13〉 〈(32.5%)〉
〈電話聴取〉	〈1〉 〈(100.0%)〉	〈12〉 〈(70.6%)〉	〈13〉 〈(72.2%)〉	〈6〉 〈(42.9%)〉	〈8〉 〈(100.0%)〉	〈14〉 〈(63.6%)〉	〈27〉 〈(67.5%)〉
連絡先不明、聴取拒否等	28 (65.1%)	12 (28.6%)	40 (47.1%)	7 (28.0%)	10 (50.0%)	17 (37.8%)	57 (43.8%)
不実施	14 (32.6%)	13 (31.0%)	27 (31.8%)	4 (16.0%)	2 (10.0%)	6 (13.3%)	33 (25.4%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(ウ) 被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

図表 4-11 は、勧誘を受けたとされる者（以下「被勧誘者」という。）からの事情聴取の実施状況である³⁷。

2023 年度上半期に処理した 43 件の事件においては、「聴取実施」は 0 件、「連絡先不明、聴取拒否等」が 29 件（全体に占める割合 67.4 パーセント）、「不実施」が 14 件（同 32.6 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 42 件の事件においては、「聴取実施」が 9 件（同 21.4 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 2 件（聴取実施に占める割合 22.2 パーセント）、「電話聴取」が 7 件（同 77.8 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 16 件（全体に占める割合 38.1 パーセント）、「不実施」が 17 件（同 40.5 パーセント）であった。

2024 年度上半期に処理した 25 件の事件においては、「聴取実施」が 10 件（同 40 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 8 件（聴取実施に占める割合 80 パーセント）、「電話聴取」が 2 件（同 20 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 9 件（全体に占める割合 36 パーセント）、「不実施」が 6 件（同 24 パーセント）であり、同年度下半期に処理した 20 件の事件においては、電話による「聴取実施」が 3 件（同 15 パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が 12 件（同 60 パーセント）、「不実施」が 5 件（同 25 パーセント）であった。

全ての期の累計は、130 件のうち「聴取実施」が 22 件（同 16.9 パーセント）、そのうち「面会聴取」が 10 件（聴取実施に占める割合 45.5

³⁷ 「勧誘を受けたとされる者」（被勧誘者）とは、端緒となった情報の事案における当事者のことであり、調査の結果、寄附の不当な勧誘行為を受けていない者も含んでいる。

パーセント)、「電話聴取」が 12 件 (同 54.5 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」が 66 件 (全体に占める割合 50.8 パーセント)、「不実施」が 42 件 (同 32.3 パーセント) であった。

【図表 4-11】被勧誘者に対する事情聴取の実施状況

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
聴取実施	0 (0.0%)	9 (21.4%)	9 (10.6%)	10 (40.0%)	3 (15.0%)	13 (28.9%)	22 (16.9%)
〈面会聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈2〉〈(22.2%)〉	〈8〉〈(80.0%)〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈8〉〈(61.5%)〉	〈10〉〈(45.5%)〉
〈電話聴取〉	〈0〉〈(0.0%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈7〉〈(77.8%)〉	〈2〉〈(20.0%)〉	〈3〉〈(100.0%)〉	〈5〉〈(38.5%)〉	〈12〉〈(54.5%)〉
連絡先不明、聴取拒否等	29 (67.4%)	16 (38.1%)	45 (52.9%)	9 (36.0%)	12 (60.0%)	21 (46.7%)	66 (50.8%)
不実施	14 (32.6%)	17 (40.5%)	31 (36.5%)	6 (24.0%)	5 (25.0%)	11 (24.4%)	42 (32.3%)
事件処理件数	43	42	85	25	20	45	130

(エ) 情報提供者と被勧誘者の相関関係

図表 4-12 は、情報提供者に対する事情聴取の実施有無等を踏まえた被勧誘者に対する事情聴取の実施状況である³⁸。

2023 年度上半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが 1 件あるが、被勧誘者については「連絡先不明、聴取拒否等」のため聴取できなかった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした 14 件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが 5 件あり、そのうち被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが 2 件 (情報提供者に対する面会聴取に占める割合 40 パーセント)、「不実施」が 3 件 (同 60 パーセント) であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した 12 件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが 6 件 (情報提供者に対する電話聴取に占める割合 50 パーセント)、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各 3 件 (同各 25 パーセント) であった。また、情報提供者に対し事情聴

³⁸ 事情聴取の件数については、情報提供者と被勧誘者が同一人物の場合には双方に計上しており、また、一つの事件において複数の情報提供者又は被勧誘者から聴取した場合であっても、1 件として計上している。

取を「不実施」とした13件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの及び「連絡先不明、聴取拒否等」が各1件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各7.7パーセント）で、「不実施」は11件（同84.6パーセント）であった。

2024年度上半期においては、情報提供者に対して「面会聴取」を実施したものが8件あり、そのいずれも被勧誘者に対して「面会聴取」を実施している。情報提供者に対して「電話聴取」を実施した6件については、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したもの、「連絡先不明、聴取拒否等」、「不実施」が各2件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合各33.3パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした4件については、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

同年度下半期においては、情報提供者に対して「電話聴取」を実施したものが8件あり、そのうち被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが3件（同37.5パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」が2件（同25パーセント）、「不実施」が3件（同37.5パーセント）であった。また、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした2件においては、被勧誘者に対する事情聴取も「不実施」であった。

全ての期の累計は、情報提供者に対して「面会聴取」を実施した13件のうち、被勧誘者に対して「面会聴取」を実施したものが10件（情報提供者に対する面会聴取に占める割合76.9パーセント）、「不実施」が3件（同23.1パーセント）であり、情報提供者に対して「電話聴取」を実施した27件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものが11件（情報提供者に対する電話聴取に占める割合40.7パーセント）、「連絡先不明、聴取拒否等」及び「不実施」が各8件（同各29.6パーセント）であった。また、情報提供者について「連絡先不明、聴取拒否等」であった57件については、被勧誘者についても「連絡先不明、聴取拒否等」であり、情報提供者に対し事情聴取を「不実施」とした33件のうち、被勧誘者に対して「電話聴取」を実施したものと「連絡先不明、聴取拒否等」が各1件（情報提供者に対する事情聴取不実施に占める割合各3パーセント）、「不実施」が31件（同93.9パーセント）であった。

【図表4-12】事情聴取における情報提供者と被勧誘者の相関関係

		2023年度			2024年度			累計
		上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
面会聴取		0	5	5	8	0	8	13
被勧誘者	面会聴取	0	2 (40.0%)	2 (40.0%)	8 (100.0%)	0	8 (100.0%)	10 (76.9%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	0	0	0	0	0	0
	不実施	0	3 (60.0%)	3 (60.0%)	0	0	0	3 (23.1%)
電話聴取		1	12	13	6	8	14	27
被勧誘者	電話聴取	0	6 (50.0%)	6 (46.2%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	11 (40.7%)
	連絡先不明、聴取拒否等	1 (100.0%)	3 (25.0%)	4 (30.8%)	2 (33.3%)	2 (25.0%)	4 (28.6%)	8 (29.6%)
	不実施	0	3 (25.0%)	3 (23.1%)	2 (33.3%)	3 (37.5%)	5 (35.7%)	8 (29.6%)
連絡先不明、聴取拒否等		28	12	40	7	10	17	57
被勧誘者	電話聴取							
	連絡先不明、聴取拒否等	28 (100.0%)	12 (100.0%)	40 (100.0%)	7 (100.0%)	10 (100.0%)	17 (100.0%)	57 (100.0%)
	不実施							
不実施		14	13	27	4	2	6	33
被勧誘者	電話聴取	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	連絡先不明、聴取拒否等	0	1 (7.7%)	1 (3.7%)	0	0	0	1 (3.0%)
	不実施	14 (100.0%)	11 (84.6%)	25 (92.6%)	4 (100.0%)	2 (100.0%)	6 (100.0%)	31 (93.9%)

オ 被勧誘者の実態

(ア) 性別・年代

被勧誘者の性別・年代については、図表4-13のとおり、2023年度上半期に処理した事件においては、男性が10件(全体に占める割合23.3パーセント)、そのうち年代別の内訳は、50歳代1件(男性に占める割合10パーセント)、60歳代2件(同20パーセント)、70歳代1件(同10パーセント)、年齢不明6件(同60パーセント)であり、女性が23件(全体に占める割合53.5パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代1件(女性に占める割合4.3パーセント)、40歳代1件(同4.3パーセント)、50歳代2件(同8.7パーセント)、60歳代1件(同4.3パーセント)、70歳代2件(同8.7パーセント)、80歳代2件(同8.7パーセント)、年齢不明14件(同60.9パーセント)で、そのほか性別・年齢不明が6件(全体に占める割合14パーセント)、その他が4件(同9.3パーセント)であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が12件(同28.6パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代1件(男性に占める割合8.3パーセント)、50歳代4件(同33.3パーセント)、70歳代2件(同16.7パーセント)、80歳代3件(同25.0パーセント)、年齢不明2件

(同 16.7 パーセント) であり、女性が 28 件 (全体に占める割合 66.7 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 3 件 (女性に占める割合 10.7 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 7.1 パーセント)、50 歳代 7 件 (同 25 パーセント)、60 歳代 3 件 (同 10.7 パーセント)、70 歳代 5 件 (同 17.9 パーセント)、80 歳代 1 件 (同 3.6 パーセント)、90 歳以上 2 件 (同 7.1 パーセント)、年齢不明 5 件 (同 17.9 パーセント) で、そのほかその他が 2 件 (全体に占める割合 4.8 パーセント) であった。

2024 年度上半期に処理した事件においては、男性が 3 件 (同 12 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件 (男性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 1 件 (同 33.3 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 33.3 パーセント) であり、女性が 19 件 (全体に占める割合 76 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件 (女性に占める割合 5.3 パーセント)、30 歳代 2 件 (同 10.5 パーセント)、40 歳代 2 件 (同 10.5 パーセント)、50 歳代 3 件 (同 15.8 パーセント)、60 歳代 1 件 (同 5.3 パーセント)、70 歳代 6 件 (同 31.6 パーセント)、年齢不明 4 件 (同 21.1 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明が 1 件 (全体に占める割合 4 パーセント)、その他が 2 件 (同 8 パーセント) であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性が 10 件 (同 50 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件 (男性に占める割合 20 パーセント)、30 歳代 1 件 (同 10 パーセント)、40 歳代 3 件 (同 30 パーセント)、年齢不明 4 件 (同 40 パーセント) であり、女性が 6 件 (全体に占める割合 30 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、60 歳代 2 件 (女性に占める割合 33.3 パーセント)、70 歳代 2 件 (同 33.3 パーセント)、80 歳代 1 件 (同 16.7 パーセント)、年齢不明 1 件 (同 16.7 パーセント) で、そのほか性別・年齢不明及びその他が各 2 件 (全体に占める割合各 10 パーセント) であった。

全ての期の累計は、男性が 35 件 (同 26.9 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、18 歳・19 歳が 2 件 (男性に占める割合 5.7 パーセント)、30 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、40 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、50 歳代 5 件 (同 14.3 パーセント)、60 歳代 2 件 (同 5.7 パーセント)、70 歳代 4 件 (同 11.4 パーセント)、80 歳代 3 件 (同 8.6 パーセント)、年齢不明 13 件 (同 37.1 パーセント) であり、女性が 76 件 (全体に占める割合 58.5 パーセント)、そのうち年代別の内訳は、20 歳代 1 件 (女性に占める割合 1.3 パーセント)、30 歳代 6 件 (同 7.9 パーセント)、40 歳代 5 件 (同 6.6 パーセント)、50 歳代 12 件 (同 15.8 パーセント)、60 歳代 7 件 (同 9.2 パーセント)、70 歳代 15 件 (同 19.7 パーセント)、

80歳代4件(同5.3パーセント)、90歳以上2件(同2.6パーセント)、年齢不明24件(同31.6パーセント)で、そのほか性別・年齢不明が9件(全体に占める割合6.9パーセント)、その他が10件(同7.7パーセント)であった。

【図表4-13】被勧誘者の性別・年代

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	10 (23.3%)	12 (28.6%)	22 (25.9%)	3 (12.0%)	10 (50.0%)	13 (28.9%)	35 (26.9%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0		2 (20.0%)	2 (15.4%)	2 (5.7%)
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (8.3%)	1 (4.5%)	1 (33.3%)	1 (10.0%)	2 (15.4%)	3 (8.6%)
40歳代			0		3 (30.0%)	3 (23.1%)	3 (8.6%)
50歳代	1 (10.0%)	4 (33.3%)	5 (22.7%)			0	5 (14.3%)
60歳代	2 (20.0%)		2 (9.1%)			0	2 (5.7%)
70歳代	1 (10.0%)	2 (16.7%)	3 (13.6%)	1 (33.3%)		1 (7.7%)	4 (11.4%)
80歳代		3 (25.0%)	3 (13.6%)			0	3 (8.6%)
90歳以上			0			0	0
年齢不明	6 (60.0%)	2 (16.7%)	8 (36.4%)	1 (33.3%)	4 (40.0%)	5 (38.5%)	13 (37.1%)
女性	23 (53.5%)	28 (66.7%)	51 (60.0%)	19 (76.0%)	6 (30.0%)	25 (55.6%)	76 (58.5%)
18歳未満			0			0	0
18歳・19歳			0			0	0
20歳代			0	1 (5.3%)		1 (4.0%)	1 (1.3%)
30歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	6 (7.9%)
40歳代	1 (4.3%)	2 (7.1%)	3 (5.9%)	2 (10.5%)		2 (8.0%)	5 (6.6%)
50歳代	2 (8.7%)	7 (25.0%)	9 (17.6%)	3 (15.8%)		3 (12.0%)	12 (15.8%)
60歳代	1 (4.3%)	3 (10.7%)	4 (7.8%)	1 (5.3%)	2 (33.3%)	3 (12.0%)	7 (9.2%)
70歳代	2 (8.7%)	5 (17.9%)	7 (13.7%)	6 (31.6%)	2 (33.3%)	8 (32.0%)	15 (19.7%)
80歳代	2 (8.7%)	1 (3.6%)	3 (5.9%)		1 (16.7%)	1 (4.0%)	4 (5.3%)
90歳以上		2 (7.1%)	2 (3.9%)			0	2 (2.6%)
年齢不明	14 (60.9%)	5 (17.9%)	19 (37.3%)	4 (21.1%)	1 (16.7%)	5 (20.0%)	24 (31.6%)
性別・年齢不明	6 (14.0%)		6 (7.1%)	1 (4.0%)	2 (10.0%)	3 (6.7%)	9 (6.9%)
その他	4 (9.3%)	2 (4.8%)	6 (7.1%)	2 (8.0%)	2 (10.0%)	4 (8.9%)	10 (7.7%)
全体	43	42	85	25	20	45	130

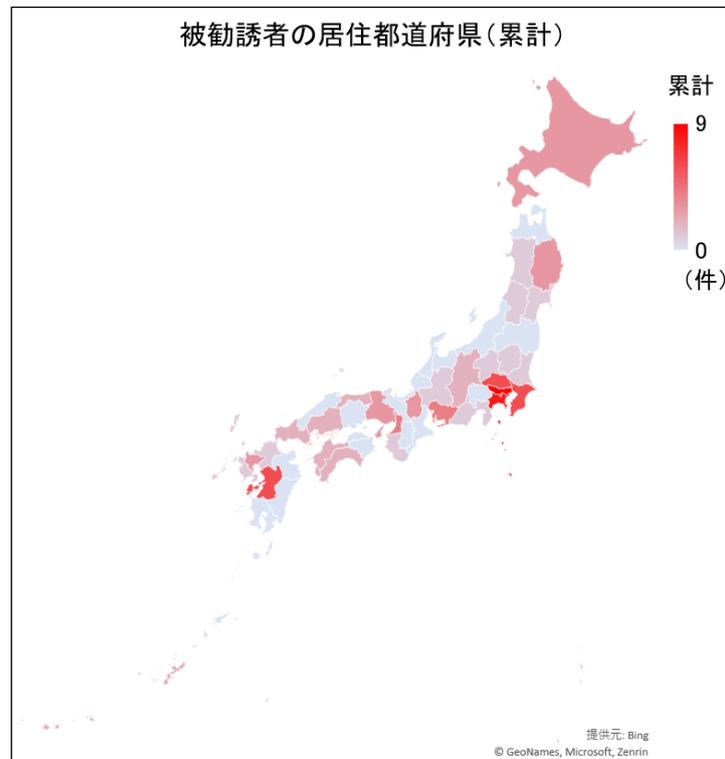
※「その他」には勧誘を受けたとされる者が複数人存在する事件を計上

(イ) 居住都道府県

被勧誘者が居住する都道府県については、図表4-14及び図表4-15のとおり、2023年度上半期に処理した事件(43件)の内訳は、埼玉県(2件)、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県(2件)、滋賀県、鳥取県、愛媛県(2件)、高知県(2件)、福岡県、熊本県の12都県のほか、その他3件及び不明24件であり、同年度下半期に処理した事件(42件)の内訳は、北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県(4件)、千葉県(2件)、東京都(3件)、神奈川県(2件)、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県(2件)、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県(2件)、佐賀県、熊本県(4件)の20都道府県のほか、その他2件及び不明8件であった。

また、2024年度上半期に処理した事件(25件)の内訳は、北海道(2件)、岩手県(2件)、宮城県、千葉県、東京都(5件)、神奈川県(3件)、静岡県、滋賀県、大阪府(2件)、広島県、長崎県の11都道府県のほか、その他2件及び不明3件であり、同年度下半期に処理した事件(20件)の内訳は、秋田県、千葉県(2件)、神奈川県(2件)、愛知県(2件)、大阪府(2件)、兵庫県、佐賀県(2件)、熊本県、沖縄県(2件)の9府県のほか、不明5件であった。

【図表4-14】被勧誘者の居住都道府県



【図表4-15】被勧誘者の居住都道府県

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道		1	1	2		2	3
青森県			0			0	0
岩手県		1	1	2		2	3
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県		1	1			0	1
群馬県		1	1			0	1
埼玉県	2	4	6			0	6
千葉県	1	2	3	1	2	3	6
東京都	1	3	4	5		5	9
神奈川県	1	2	3	3	2	5	8
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県	1	1	2			0	2
岐阜県		1	1			0	1
静岡県			0	1		1	1
愛知県	2		2		2	2	4
三重県			0			0	0
滋賀県	1	1	2	1		1	3
京都府			0			0	0
大阪府			0	2	2	4	4
兵庫県		2	2		1	1	3
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県	1	1	2			0	2
島根県			0			0	0
岡山県			0			0	0
広島県		1	1	1		1	2
山口県		2	2			0	2
徳島県			0			0	0
香川県			0			0	0
愛媛県	2		2			0	2
高知県	2		2			0	2
福岡県	1		1			0	1
佐賀県		1	1		2	2	3
長崎県			0	1		1	1
熊本県	1	4	5		1	1	6
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
その他	3	2	5	2		2	7
不明	24	8	32	3	5	8	40
計	43	42	85	25	20	45	130

※「その他」は、複数の被勧誘者が含まれる事件

カ 情報提供者の実態

(ア) 情報提供者の身分

情報提供者の身分については、図表4-16のとおり、類型化して整理した。

2023年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が15件（全体に占める割合34.9パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が28件（同65.1パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が5件（本人以外に占める割合17.9パーセント）、「成人の子」が4件（同14.3パーセント）、「年齢不明の子」が5件（同17.9パーセント）、「兄弟姉妹」が3件（同10.7パーセント）、「その他の親族」が5件（同17.9パーセント）、「その他（友人、知人、代理人等）」が6件（同21.4パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が12件（全体に占める割合28.6パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が30件（同71.4パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」及び「成人の子」が各7件（本人以外に占める割合各23.3パーセント）、「年齢不明の子」が1件（同3.3パーセント）、「兄弟姉妹」が3件（同10パーセント）、「親」が2件（同6.7パーセント）、「その他の親族」が3件（同10パーセント）、「その他」が7件（同23.3パーセント）であった。

また、2024年度上半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が10件（全体に占める割合40パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が15件（同60パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が8件（本人以外に占める割合53.3パーセント）、「その他」が7件（同46.7パーセント）であり、同年度下半期に処理した事件においては、「被勧誘者本人」からの情報提供が8件（全体に占める割合40パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が12件（同60パーセント）で、本人以外の内訳は、「成人の子」が6件（本人以外に占める割合50パーセント）、「年齢不明の子」が1件（同8.3パーセント）、「兄弟姉妹」及び「親」が各2件（同各16.7パーセント）、「その他」が1件（同8.3パーセント）であった。

全ての期の累計は、「被勧誘者本人」からの情報提供が45件（全体に占める割合34.6パーセント）、「本人以外」の者からの情報提供が85件（同65.4パーセント）で、本人以外の内訳は、「配偶者」が12件（本人以外に占める割合14.1パーセント）、「成人の子」が25件（同29.4パーセント）、「未成年の子」は0件、「年齢不明の子」が7件（同8.2パーセント）、「兄弟姉妹」が8件（同9.4パーセント）、「親」が4件

(同 4.7 パーセント)、「その他の親族」が 8 件 (同 9.4 パーセント)、「その他」が 21 件 (同 24.7 パーセント)であった。

【図表 4-16】 情報提供者の身分の類型

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
被勧誘者本人	15 (34.9%)	12 (28.6%)	27 (31.8%)	10 (40.0%)	8 (40.0%)	18 (40.0%)	45 (34.6%)
本人以外	28 (65.1%)	30 (71.4%)	58 (68.2%)	15 (60.0%)	12 (60.0%)	27 (60.0%)	85 (65.4%)
〈配偶者〉	〈5〉 〈(17.9%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈12〉 〈(20.7%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈12〉 〈(14.1%)〉
〈子〉	成人	〈4〉 〈(14.3%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈11〉 〈(19.0%)〉	〈8〉 〈(53.3%)〉	〈6〉 〈(50.0%)〉	〈14〉 〈(29.4%)〉
	未成年			〈0〉 〈(0.0%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉
	年齢不明	〈5〉 〈(17.9%)〉	〈1〉 〈(3.3%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈1〉 〈(8.3%)〉	〈1〉 〈(3.7%)〉
〈兄弟姉妹〉	〈3〉 〈(10.7%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈6〉 〈(10.3%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈親〉		〈2〉 〈(6.7%)〉	〈2〉 〈(3.4%)〉		〈2〉 〈(16.7%)〉	〈2〉 〈(7.4%)〉	〈4〉 〈(4.7%)〉
〈その他の親族〉	〈5〉 〈(17.9%)〉	〈3〉 〈(10.0%)〉	〈8〉 〈(13.8%)〉			〈0〉 〈(0.0%)〉	〈8〉 〈(9.4%)〉
〈その他〉	〈6〉 〈(21.4%)〉	〈7〉 〈(23.3%)〉	〈13〉 〈(22.4%)〉	〈7〉 〈(46.7%)〉	〈1〉 〈(8.3%)〉	〈8〉 〈(29.6%)〉	〈21〉 〈(24.7%)〉
全体	43	42	85	25	20	45	130

※ 「その他」は友人、知人、代理人等

(イ) 性別・年代

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く。）の性別・年代については、図表 4-17 のとおり、2023 年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 2 件（男性に占める割合 15.4 パーセント）、50 歳代 2 件（同 15.4 パーセント）、年齢不明 9 件（同 69.2 パーセント）であり、女性からの情報提供が 2 件（全体に占める割合 7.1 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、40 歳代 1 件（女性に占める割合 50 パーセント）、年齢不明 1 件（同 50 パーセント）で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 46.4 パーセント）であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が 16 件（同 53.3 パーセント）、そのうち年代別の内訳は、30 歳代 1 件（男性に占める割合 6.3 パーセント）、40 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、50 歳代 2 件（同 12.5 パーセント）、60 歳代 4 件（同 25 パーセント）、70 歳代 1 件（同 6.3 パーセント）、年齢不明 7 件（同 43.8 パーセント）であり、女性からの情報提供が 13 件（全体に占める割合 43.3 パーセント）であった。

ント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代4件(女性に占める割合30.8パーセント)、40歳代、50歳代、60歳代が各1件(同各7.7パーセント)、70歳代3件(同23.1パーセント)、年齢不明3件(同23.1パーセント)で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が1件(全体に占める割合3.3パーセント)であった。

2024年度上半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が8件(同53.3パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代、40歳代、50歳代が各1件(男性に占める割合各12.5パーセント)、年齢不明5件(同62.5パーセント)であり、女性からの情報提供が7件(全体に占める割合46.7パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40歳代6件(女性に占める割合85.7パーセント)、年齢不明1件(同14.3パーセント)であった。

同年度下半期に処理した事件においては、男性からの情報提供が5件(全体に占める割合41.7パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代3件(男性に占める割合60パーセント)、40歳代2件(同40パーセント)であり、女性からの情報提供が5件(全体に占める割合41.7パーセント)、そのうち年代別の内訳は、40歳代2件(女性に占める割合40パーセント)、50歳代1件(同20パーセント)、年齢不明2件(同40パーセント)で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が2件(全体に占める割合16.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、男性からの情報提供が42件(同49.4パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代5件(男性に占める割合11.9パーセント)、40歳代6件(同14.3パーセント)、50歳代5件(同11.9パーセント)、60歳代4件(同9.5パーセント)、70歳代1件(同2.4パーセント)、年齢不明21件(同50パーセント)であり、女性からの情報提供が27件(全体に占める割合31.8パーセント)、そのうち年代別の内訳は、30歳代が4件(女性に占める割合14.8パーセント)、40歳代10件(同37パーセント)、50歳代2件(同7.4パーセント)、60歳代1件(同3.7パーセント)、70歳代3件(同11.1パーセント)、年齢不明7件(同25.9パーセント)で、そのほか性別・年齢不明からの情報提供が16件(全体に占める割合18.8パーセント)であった。

【図表4-17】情報提供者の性別・年代（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
男性	13 (46.4%)	16 (53.3%)	29 (50.0%)	8 (53.3%)	5 (41.7%)	13 (48.1%)	42 (49.4%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)	1 (12.5%)	3 (60.0%)	4 (30.8%)	5 (11.9%)
40歳代	2 (15.4%)	1 (6.3%)	3 (10.3%)	1 (12.5%)	2 (40.0%)	3 (23.1%)	6 (14.3%)
50歳代	2 (15.4%)	2 (12.5%)	4 (13.8%)	1 (12.5%)		1 (7.7%)	5 (11.9%)
60歳代		4 (25.0%)	4 (13.8%)			0	4 (9.5%)
70歳代		1 (6.3%)	1 (3.4%)			0	1 (2.4%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	9 (69.2%)	7 (43.8%)	16 (55.2%)	5 (62.5%)		5 (38.5%)	21 (50.0%)
女性	2 (7.1%)	13 (43.3%)	15 (25.9%)	7 (46.7%)	5 (41.7%)	12 (44.4%)	27 (31.8%)
18歳未満			0			0	0
19歳・18歳			0			0	0
20歳代			0			0	0
30歳代		4 (30.8%)	4 (26.7%)			0	4 (14.8%)
40歳代	1 (50.0%)	1 (7.7%)	2 (13.3%)	6 (85.7%)	2 (40.0%)	8 (66.7%)	10 (37.0%)
50歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)		1 (20.0%)	1	2 (7.4%)
60歳代		1 (7.7%)	1 (6.7%)			0	1 (3.7%)
70歳代		3 (23.1%)	3 (20.0%)			0	3 (11.1%)
80歳代			0			0	0
90歳以上			0			0	0
年齢不明	1 (50.0%)	3 (23.1%)	4 (26.7%)	1 (14.3%)	2 (40.0%)	3 (25.0%)	7 (25.9%)
性別・年齢不明	13 (46.4%)	1 (3.3%)	14 (24.1%)		2 (16.7%)	2 (7.4%)	16 (18.8%)
全体	28	30	58	15	12	27	85

(ウ) 居住都道府県

情報提供者（被勧誘者本人と重複する場合を除く）が居住する都道府県については、図表4-18及び図表4-19のとおり、2023年度上半期に処理した事件（28件）の内訳は、千葉県、東京都（6件）、静岡県、愛知県、香川県、愛媛県の6都県のほか、不明17件であり、同年度下半期に処理した事件（30件）の内訳は、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県（4件）、東京都（9件）、神奈川県、長野県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、熊本県（2件）の14都県のほか、不明4件であった。

また、2024年度上半期に処理した事件（15件）の内訳は、岩手県（2件）、宮城県、千葉県、東京都（5件）、神奈川県、長野県（2件）、静岡県、広島県、長崎県の9都県であり、同年度下半期に処理した事件（12件）の内訳は、秋田県、神奈川県（4件）、兵庫県、佐賀県（2件）、沖縄県（2件）の5県のほか、不明2件であった。

【図表4-18】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）



【図表4-19】情報提供者の居住都道府県（被勧誘者本人と重複する場合を除く）

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
北海道			0			0	0
青森県			0			0	0
岩手県			0	2		2	2
宮城県			0	1		1	1
秋田県			0		1	1	1
山形県		1	1			0	1
福島県			0			0	0
茨城県		1	1			0	1
栃木県			0			0	0
群馬県			0			0	0
埼玉県		1	1			0	1
千葉県	1	4	5	1		1	6
東京都	6	9	15	5		5	20
神奈川県		1	1	1	4	5	6
新潟県			0			0	0
富山県			0			0	0
石川県			0			0	0
福井県			0			0	0
山梨県			0			0	0
長野県		1	1	2		2	3
岐阜県		1	1			0	1
静岡県	1		1	1		1	2
愛知県	1		1			0	1
三重県			0			0	0
滋賀県			0			0	0
京都府			0			0	0
大阪府			0			0	0
兵庫県		1	1		1	1	2
奈良県			0			0	0
和歌山県		1	1			0	1
鳥取県		1	1			0	1
島根県			0			0	0
岡山県		1	1			0	1
広島県		1	1	1		1	2
山口県			0			0	0
徳島県			0			0	0
香川県	1		1			0	1
愛媛県	1		1			0	1
高知県			0			0	0
福岡県			0			0	0
佐賀県			0		2	2	2
長崎県			0	1		1	1
熊本県		2	2			0	2
大分県			0			0	0
宮崎県			0			0	0
鹿児島県			0			0	0
沖縄県			0		2	2	2
不明	17	4	21		2	2	23
計	28	30	58	15	12	27	85

第5章. 違法情報を看過しないための補完的な取組

(1) 関係情報の分析

第3章(1)・(2)に記載のとおり、法を適切かつ着実に運用するため、嫌疑情報の収集に万全を期すこととし、3つの窓口から各特性に応じた情報を幅広く収集しているところ、その副次的効果として、嫌疑情報には該当しないものの「寄附」に関係・関連する多様な相談を把握できる状況にある。

そこで、3つの窓口から受け付けた情報については、嫌疑情報以外のもの(以下「関係情報」という。)も、内容を吟味した上で分析・整理し、法を施行する上で理解すべき「寄附に関する社会情勢」の把握に努めている。

ア 関係情報の類型化

関係情報の内容は多種多様であることから、効率的に整理し、その結果を効果的に活用できるようにするため、当該情報の要旨(相談の主訴)に基づき、図表5-1のとおり、類型化を図って整理している。

【図表5-1】関係情報の類型

	類型	代表的な事例
1	寄附金の返金等	<ul style="list-style-type: none">・ 宗教団体に寄附した金銭の返金を求めたい。・ 慈善団体に寄附した金銭の返金を求めたい。・ 団体を退会すると寄附した金銭は返金されるのか知りたい。・ 寄附した金銭について、領収証が無い状態で返金を求める方法を知りたい。・ 寄附した者の子でも金銭の返金を求められるのか知りたい。・ 一旦は返金を求めない約束をしたが、寄附した金銭の返金を求めることはできるのか知りたい。
2	団体の入会、脱退問題等	<ul style="list-style-type: none">・ 宗教団体への入会勧誘でつきまとわれた。・ 自治会に強制的に入会させられる。・ 宗教団体から家族を脱会させたい。・ 子供を宗教団体に入会させようとしている親がいて心配。・ 慈善団体への寄附を止めたい。・ 寄附サイトの会員登録を解約したい。

	類型	代表的な事例
3	団体への会費の支払問題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教団体の年会費を支払いたくない。 ・ 慈善団体への寄附の方法を変更したい。 ・ 宗教団体に支払う年会費の値下げを要求したが、応じてもらえない。
4	寄附に関する商取引・契約問題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルチ商法の勧誘を受けた。 ・ 業者から寄附を求める架電があつたが、訪問購入が目的だった。 ・ 保護犬の譲渡に寄附金が必須なのは問題だ。 ・ 檀家料（布施）が高額で困っている。
5	寄附を悪用した詐欺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役所を騙って寄附を募る電話があつた。 ・ 慈善団体を騙り食料の寄附を募る電話がきた。 ・ 慈善活動への寄附を求めるメールが届いた。 ・ ロマンズ詐欺の被害に遭った。
6	投資に関する問題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資したが配当が滞っている。 ・ 投資に関する勧誘を受けた。
7	法律に対する要望意見	〈別途記載〉
8	消費者庁に対する要望意見	〈別途記載〉
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社から慈善活動の寄附を求められた。 ・ 祝花は寄附に当たるのか。 ・ 檀家料を支払わないのは違法なのか。 ・ 訪問で寄附を募るのは違法ではないのか。 ・ チャリティーチケットを購入したが、寄附金の用途を確認したい。 ・ 遺産を宗教団体に寄附するのではないかと心配している。 ・ 献金額の一般的な相場を知りたい。 ・ 危険な宗教団体かどうか知りたい。

7 法律に対する要望意見の要旨	
(1)	「不当寄附勧誘防止法」は、施行以前でも被害者が救済される法律と聞いている。判断基準が知りたい。 返金交渉が困難な被害者なども救済すべきだ。
(2)	返金交渉について、解決は長引きかねないと覚悟していたが、幸いにも示談し、回収もできた。新法の効果があったかもしれない。
(3)	靈感商法などの取消権の時効を、せめて20年にしてもらえないか。
(4)	友人の誘いで学生時代から宗教団体に所属し、お布施集めをしていた。寄附法には何の効果もないと思う。
(5)	親が長年宗教団体に献金していたので、寄附法に期待したが時期的に取り返せない。寄附法に意味はない。
(6)	宗教団体にお金を払ってしまった人が、個々に返金の交渉や裁判を行うのは不可能だと思うので、法律を作って返金させるなど国に対応してもらいたい。

8 消費者庁に対する要望意見の要旨	
(1)	宗派内における資格を取得せず、また、伽藍及び法人格も持たずに寺院名・法人名を使い分けて葬送法要を行うことで布施を徴し、生活費を稼いでいる者がいる。宗務行政担当者や関連団体と検討の上、同種事案の発生防止策を講じてもらいたい。
(2)	お布施とは信徒から進んでするものであり、教団側から勧誘するということは集金目的の活動と言える。親が新興宗教団体の信者で苦労した。信仰心を布施の徴収に利用する団体の税金を免除する必要はない。 他にも集金目的の教団に困っている人が沢山いるはずなので、悪徳新興宗教は調査して解散させてもらいたい。
(3)	地元の神社では、昔から近隣の事業者に対して寄附を募っていたが、最近では少々離れた場所に居住する個人にも定期的に寄附を募ってくる。 寄附の御礼はもらえるが、寄附の集め方は問題だと思う。取り締まってもらいたい。
(4)	氏子を名乗る者が定期的に個人宅に対して寄附を募ってくる。しつこいので取り締まってもらいたい。

イ 類型別の受付件数

関係情報の類型別受付件数については、図表5-2のとおり、類型化し難い情報をまとめた「その他」を除くと、2023年度上半期においては、「団体の入会、脱退問題等」が150件（全体に占める割合20.2パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が119件（同16パーセント）、「寄附金の返金等」が103件（同13.9パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が53件（同7.1パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が7件（同0.9パーセント）、「法律に対する要望意見」が5件（同0.7パーセント）、「投資に関する問題等」が3件（同0.4パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附金の返金等」が220件（同25.3パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が172件（同19.8パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が108件（同12.4パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が80件（同9.2パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が5件（同0.6パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が4件（同0.5パーセント）、「法律に対する要望意見」が1件（同0.1パーセント）であった。

また、2024年度上半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が156件（同22.9パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が133件（同19.5パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が108件（同15.8パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が47件（同6.9パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が4件（同0.6パーセント）であり、同年度下半期においては、「寄附に関する商取引・契約問題等」が83件（同17.3パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が75件（同15.6パーセント）、「寄附金の返金等」が68件（同14.1パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が27件（同5.6パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が1件（同0.2パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が530件（同19.1パーセント）と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が524件（同18.9パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が441件（同15.9パーセント）、「寄附を悪用した詐欺等」が207件（同7.5パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が17件（同0.6パーセント）、「法律に対する要望意見」が6件（同0.2パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が4件（同0.1パーセント）、「投資に関する問題等」が3件（同0.1パーセント）であった。

【図表 5 - 2】 関係情報の類型別受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
寄附金の返金等	103 (13.9%)	220 (25.3%)	323 (20.0%)	133 (19.5%)	68 (14.1%)	201 (17.3%)	524 (18.9%)
団体の入会、脱退問題等	150 (20.2%)	108 (12.4%)	258 (16.0%)	108 (15.8%)	75 (15.6%)	183 (15.7%)	441 (15.9%)
団体への会費の支払問題等	7 (0.9%)	5 (0.6%)	12 (0.7%)	4 (0.6%)	1 (0.2%)	5 (0.4%)	17 (0.6%)
寄附に関する商取引・契約問題等	119 (16.0%)	172 (19.8%)	291 (18.1%)	156 (22.9%)	83 (17.3%)	239 (20.6%)	530 (19.1%)
寄附を悪用した詐欺等	53 (7.1%)	80 (9.2%)	133 (8.3%)	47 (6.9%)	27 (5.6%)	74 (6.4%)	207 (7.5%)
投資に関する問題等	3 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
法律に対する要望意見	5 (0.7%)	1 (0.1%)	6 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	4 (0.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)
その他	302 (40.7%)	280 (32.2%)	582 (36.1%)	234 (34.3%)	227 (47.2%)	461 (39.6%)	1,043 (37.6%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

ウ 情報提供者の類型

情報提供者の身分の類型別件数については、図表 5 - 3 のとおり、各情報の当事者である「本人」と当事者以外である「本人以外」では、全ての期において「本人」が最も多く、2023 年度上半期が 526 件（全体に占める割合 70.9 パーセント）、同年度下半期が 559 件（同 64.3 パーセント）、2024 年度上半期が 484 件（同 71 パーセント）、同年度下半期が 293 件（同 60.9 パーセント）であり、全ての期の累計は 1,862 件（同 67.1 パーセント）であった。

「本人以外」の内訳については、全ての期において「子」の割合が最も高く、2023 年度上半期は 99 件（本人以外に占める割合 45.8 パーセント）、同年度下半期は 138 件（同 44.4 パーセント）、2024 年度上半期は 83 件（同 41.9 パーセント）、同年度下半期は 57 件（同 30.3 パーセント）であり、全ての期の累計は 377 件（同 41.3 パーセント）であった。

また、「子」以外の内訳で多いものは、2023 年度上半期は「配偶者」が 37 件（同 17.1 パーセント）、次いで「友人、知人、代理人等」が 25 件（同 11.6 パーセント）、「兄弟姉妹」が 21 件（同 9.7 パーセント）であり、同年度下半期は「友人、知人、代理人等」が 45 件（同 14.5 パーセント）、次いで「配偶者」が 41 件（同 13.2 パーセント）、「兄弟姉妹」が 27 件（同 8.7 パーセント）であった。

2024 年度上半期は「友人、知人、代理人等」が 26 件（同 13.1 パーセ

ント)、次いで「配偶者」が 25 件 (同 12.6 パーセント)、「親族 (配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)」が 22 件 (同 11.1 パーセント) であり、同年度下半期は「不明」が 34 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「配偶者」が 27 件 (同 14.4 パーセント)、「友人、知人、代理人等」が 24 件 (同 12.8 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「配偶者」が 130 件 (同 14.2 パーセント)、次いで「友人、知人、代理人等」が 120 件 (同 13.1 パーセント)、「兄弟姉妹」が 80 件 (同 8.8 パーセント) であった。

【図表 5-3】情報提供者の身分の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人	526 (70.9%)	559 (64.3%)	1,085 (67.3%)	484 (71.0%)	293 (60.9%)	777 (66.8%)	1,862 (67.1%)
本人以外	216 (29.1%)	311 (35.7%)	527 (32.7%)	198 (29.0%)	188 (39.1%)	386 (33.2%)	913 (32.9%)
〈配偶者〉	〈37〉〈(17.1%)〉	〈41〉〈(13.2%)〉	〈78〉〈(14.8%)〉	〈25〉〈(12.6%)〉	〈27〉〈(14.4%)〉	〈52〉〈(13.5%)〉	〈130〉〈(14.2%)〉
〈親〉	〈13〉〈(6.0%)〉	〈24〉〈(7.7%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈17〉〈(8.6%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈34〉〈(8.8%)〉	〈71〉〈(7.8%)〉
〈子〉	〈99〉〈(45.8%)〉	〈138〉〈(44.4%)〉	〈237〉〈(45.0%)〉	〈83〉〈(41.9%)〉	〈57〉〈(30.3%)〉	〈140〉〈(36.3%)〉	〈377〉〈(41.3%)〉
〈兄弟姉妹〉	〈21〉〈(9.7%)〉	〈27〉〈(8.7%)〉	〈48〉〈(9.1%)〉	〈20〉〈(10.1%)〉	〈12〉〈(6.4%)〉	〈32〉〈(8.3%)〉	〈80〉〈(8.8%)〉
〈親族〉	〈15〉〈(6.9%)〉	〈22〉〈(7.1%)〉	〈37〉〈(7.0%)〉	〈22〉〈(11.1%)〉	〈17〉〈(9.0%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈76〉〈(8.3%)〉
〈友人、知人、代理人等〉	〈25〉〈(11.6%)〉	〈45〉〈(14.5%)〉	〈70〉〈(13.3%)〉	〈26〉〈(13.1%)〉	〈24〉〈(12.8%)〉	〈50〉〈(13.0%)〉	〈120〉〈(13.1%)〉
〈不明〉	〈6〉〈(2.8%)〉	〈14〉〈(4.5%)〉	〈20〉〈(3.8%)〉	〈5〉〈(2.5%)〉	〈34〉〈(18.1%)〉	〈39〉〈(10.1%)〉	〈59〉〈(6.5%)〉
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

エ 情報提供者別の関係情報の類型別件数

(ア) 当事者本人

当事者本人から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表 5-4 のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附に関する商取引・契約問題等」が最も多く、2023 年度上半期が 98 件 (本人から提供された情報に占める割合 18.6 パーセント)、同年度下半期が 147 件 (同 26.3 パーセント)、2024 年度上半期が 133 件 (同 27.5 パーセント)、同年度下半期が 73 件 (同 24.9 パーセント)、全ての期の累計は 451 件 (同 24.2 パーセント) であった。

また、ほかの類型について、2023 年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が 95 件 (同 18.1 パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が 45 件 (同 8.6 パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が 43 件 (同 8.2 パ

ーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が106件(同19パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が62件(同11.1パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が61件(同10.9パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が78件(同16.1パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が68件(同14パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が44件(同9.1パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が40件(同13.7パーセント)、次いで「寄附金の返金等」が39件(同13.3パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が16件(同5.5パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が268件(同14.4パーセント)、次いで「団体の入会、脱退問題等」が265件(同14.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が164件(同8.8パーセント)であった。

【図表5-4】本人からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
本人全体	526	559	1,085	484	293	777	1,862
寄附金の返金等	45 (8.6%)	106 (19.0%)	151 (13.9%)	78 (16.1%)	39 (13.3%)	117 (15.1%)	268 (14.4%)
団体の入会、脱退問題等	95 (18.1%)	62 (11.1%)	157 (14.5%)	68 (14.0%)	40 (13.7%)	108 (13.9%)	265 (14.2%)
団体への会費の支払問題等	6 (1.1%)	4 (0.7%)	10 (0.9%)	3 (0.6%)	1 (0.3%)	4 (0.5%)	14 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	98 (18.6%)	147 (26.3%)	245 (22.6%)	133 (27.5%)	73 (24.9%)	206 (26.5%)	451 (24.2%)
寄附を悪用した詐欺	43 (8.2%)	61 (10.9%)	104 (9.6%)	44 (9.1%)	16 (5.5%)	60 (7.7%)	164 (8.8%)
投資に関する問題	2 (0.4%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
法律に対する要望意見	3 (0.6%)	1 (0.2%)	4 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.2%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
その他	234 (44.5%)	175 (31.3%)	409 (37.7%)	158 (32.6%)	124 (42.3%)	282 (36.3%)	691 (37.1%)

(イ) 配偶者

当事者の配偶者から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表5-5のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が11件(配偶者から提供された情報に占める割合29.7パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が10件(同27パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同10.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同8.1パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が16件(同39パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が6件(同14.6

パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同9.8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同2.4パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が8件(同32パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が7件(同28パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同8パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が8件(同29.6パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が7件(同25.9パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が41件(同31.5パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が32件(同24.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が11件(同8.5パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が4件(同3.1パーセント)、「団体への会費の支払問題等」が2件(同1.5パーセント)であった。

【図表5-5】配偶者からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
配偶者全体	37	41	78	25	27	52	130
寄附金の返金等	10 (27.0%)	16 (39.0%)	26 (33.3%)	8 (32.0%)	7 (25.9%)	15 (28.8%)	41 (31.5%)
団体の入会、脱退問題等	11 (29.7%)	6 (14.6%)	17 (21.8%)	7 (28.0%)	8 (29.6%)	15 (28.8%)	32 (24.6%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	1 (2.4%)	1 (1.3%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	2 (1.5%)
寄附に関する商取引・契約問題等	4 (10.8%)	4 (9.8%)	8 (10.3%)	2 (8.0%)	1 (3.7%)	3 (5.8%)	11 (8.5%)
寄附を悪用した詐欺	3 (8.1%)	0 (0.0%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (1.9%)	4 (3.1%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	9 (24.3%)	14 (34.1%)	23 (29.5%)	7 (28.0%)	10 (37.0%)	17 (32.7%)	40 (30.8%)

(ウ) 当事者の親

当事者の親から提供を受けた関係情報の主な類型については、図表5-6のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「団体の入会、脱退問題等」が最も多く、2023年度上半期が8件(親から提供された情報に占める割合61.5パーセント)、同年度下半期が13件(同54.2パーセント)、2024年度上半期が5件(同29.4パーセント)、同年度下半

期が4件（同23.5パーセント）、全ての期の累計は30件（同42.3パーセント）であった。

また、ほかの類型について、2023年度下半期は「寄附金の返金等」が2件（同8.3パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が1件（同4.2パーセント）であり、2024年度上半期は「寄附金の返金等」が2件（同11.8パーセント）、同年度下半期は「寄附金の返金等」が1件（同5.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が5件（同7パーセント）、次いで「寄附を悪用した詐欺」が1件（同1.4パーセント）であった。

【図表5-6】親からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親全体	13	24	37	17	17	34	71
寄附金の返金等	0 (0.0%)	2 (8.3%)	2 (5.4%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (7.0%)
団体の入会、脱退問題等	8 (61.5%)	13 (54.2%)	21 (56.8%)	5 (29.4%)	4 (23.5%)	9 (26.5%)	30 (42.3%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	5 (38.5%)	8 (33.3%)	13 (35.1%)	10 (58.8%)	12 (70.6%)	22 (64.7%)	35 (49.3%)

（エ）当事者の子

当事者の子から提供された関係情報の主な類型については、図表5-7のとおり、「その他」を除くと、全ての期において「寄附金の返金等」が最も多く、2023年度上半期が32件（子から提供された情報に占める割合32.3パーセント）、同年度下半期が68件（同49.3パーセント）、2024年度上半期が32件（同38.6パーセント）、同年度下半期は15件（同26.3パーセント）、全ての期の累計は147件（同39パーセント）であった。

次いで多いのは「団体の入会、脱退問題等」で、2023年度上半期が25件（同25.3パーセント）、同年度下半期が20件（同14.5パーセント）、2024年度上半期が17件（同20.5パーセント）、同年度下半期が12件（同21.1パーセント）であった。

また、ほかの類型について、「寄附に関する商取引・契約問題等」が

2023 年度上半期は 8 件（同 8.1 パーセント）、同年度下半期は 8 件（同 5.8 パーセント）、2024 年度上半期は 10 件（同 12 パーセント）、同年度下半期は 5 件（同 8.8 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 2023 年度上半期は 3 件（同 3 パーセント）、同年度下半期は 4 件（同 2.9 パーセント）、2024 年度上半期は 2 件（同 2.4 パーセント）、同年度下半期は 2 件（同 3.5 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が 2023 年度上半期に各 1 件（同各 1 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が最も多く 147 件（同 39 パーセント）、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 74 件（同 19.6 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 31 件（同 8.2 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 11 件（同 2.9 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「法律に対する要望意見」が各 1 件（同各 0.3 パーセント）であった。

【図表 5－7】子からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
子全体	99	138	237	83	57	140	377
寄附金の返金等	32 (32.3%)	68 (49.3%)	100 (42.2%)	32 (38.6%)	15 (26.3%)	47 (33.6%)	147 (39.0%)
団体の入会、脱退問題等	25 (25.3%)	20 (14.5%)	45 (19.0%)	17 (20.5%)	12 (21.1%)	29 (20.7%)	74 (19.6%)
団体への会費の支払問題等	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
寄附に関する商取引・契約問題等	8 (8.1%)	8 (5.8%)	16 (6.8%)	10 (12.0%)	5 (8.8%)	15 (10.7%)	31 (8.2%)
寄附を悪用した詐欺	3 (3.0%)	4 (2.9%)	7 (3.0%)	2 (2.4%)	2 (3.5%)	4 (2.9%)	11 (2.9%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	29 (29.3%)	38 (27.5%)	67 (28.3%)	22 (26.5%)	23 (40.4%)	45 (32.1%)	112 (29.7%)

(オ) 当事者の兄弟姉妹

当事者の兄弟姉妹から提供された関係情報の主な類型については、図表 5－8 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「寄附金の返金等」が 5 件（兄弟姉妹から提供された情報に占める割合 23.8 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 4 件（同 19 パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期も、「寄附金の返金等」が 10 件（同 37 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 3 件（同

11.1 パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「寄附を悪用した詐欺」が各1件(同各3.7パーセント)であった。

2024年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が5件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同15パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が3件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が2件(同16.7パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が20件(同25パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が15件(同18.8パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が3件(同3.8パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表5-8】兄弟姉妹からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
兄弟姉妹全体	21	27	48	20	12	32	80
寄附金の返金等	5 (23.8%)	10 (37.0%)	15 (31.3%)	3 (15.0%)	2 (16.7%)	5 (15.6%)	20 (25.0%)
団体の入会、脱退問題等	4 (19.0%)	3 (11.1%)	7 (14.6%)	5 (25.0%)	3 (25.0%)	8 (25.0%)	15 (18.8%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (4.8%)	1 (3.7%)	2 (4.2%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	3 (3.8%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	1 (3.7%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	11 (52.4%)	12 (44.4%)	23 (47.9%)	11 (55.0%)	7 (58.3%)	18 (56.3%)	41 (51.3%)

(カ) 当事者の親族

当事者の親族(配偶者、親、子及び兄弟姉妹以外の者)から提供された関係情報の主な類型については、図表5-9のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附金の返金等」が7件(親族から提供された情報に占める割合46.7パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が2件(同13.3パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」及び「投資に関する問題」が各1件(同各6.7パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が13件(同59.1パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が3件(同13.6パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が1件(同4.5

パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が10件(同45.5パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が2件(同9.1パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同4.5パーセント)であり、同年度下半期は、「団体の入会、脱退問題等」が7件(同41.2パーセント)と最も多く、次いで「寄附金の返金等」が3件(同17.6パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が33件(同43.4パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が13件(同17.1パーセント)、「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同5.3パーセント)、「投資に関する問題」が1件(同1.3パーセント)であった。

【図表5-9】親族からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
親族全体	15	22	37	22	17	39	76
寄附金の返金等	7 (46.7%)	13 (59.1%)	20 (54.1%)	10 (45.5%)	3 (17.6%)	13 (33.3%)	33 (43.4%)
団体の入会、脱退問題等	2 (13.3%)	3 (13.6%)	5 (13.5%)	1 (4.5%)	7 (41.2%)	8 (20.5%)	13 (17.1%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	1 (6.7%)	1 (4.5%)	2 (5.4%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	4 (5.3%)
寄附を悪用した詐欺	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
投資に関する問題	1 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	4 (26.7%)	5 (22.7%)	9 (24.3%)	9 (40.9%)	7 (41.2%)	16 (41.0%)	25 (32.9%)

(キ) 当事者の友人、知人、代理人等

当事者の友人、知人、代理人等から提供された関係情報の主な類型については、図表5-10のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が6件(友人、知人、代理人等から提供された情報に占める割合24パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同20パーセント)、「寄附金の返金等」が4件(同16パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が3件(同12パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同4パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が13件(同28.9パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が10件(同22.2パーセント)、「寄附金の返金等」が3件(同6.7パーセント)

ント)、「団体の入会、脱退問題等」が1件(同2.2パーセント)であった。

2024年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が8件(同30.8パーセント)と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が5件(同19.2パーセント)、「寄附を悪用した詐欺」が1件(同3.8パーセント)であり、同年度下半期は、「寄附を悪用した詐欺」が6件(同25パーセント)と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が4件(同16.7パーセント)、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各1件(同各4.2パーセント)であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が28件(同23.3パーセント)と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が23件(同19.2パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が12件(同10パーセント)、「寄附金の返金等」が8件(同6.7パーセント)、「法律に対する要望意見」が1件(同0.8パーセント)であった。

【図表5-10】友人、知人、代理人等からの関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
友人、知人、代理人等全体	25	45	70	26	24	50	120
寄附金の返金等	4 (16.0%)	3 (6.7%)	7 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (2.0%)	8 (6.7%)
団体の入会、脱退問題等	5 (20.0%)	1 (2.2%)	6 (8.6%)	5 (19.2%)	1 (4.2%)	6 (12.0%)	12 (10.0%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	6 (24.0%)	10 (22.2%)	16 (22.9%)	8 (30.8%)	4 (16.7%)	12 (24.0%)	28 (23.3%)
寄附を悪用した詐欺	3 (12.0%)	13 (28.9%)	16 (22.9%)	1 (3.8%)	6 (25.0%)	7 (14.0%)	23 (19.2%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	1 (4.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	6 (24.0%)	18 (40.0%)	24 (34.3%)	12 (46.2%)	12 (50.0%)	24 (48.0%)	48 (40.0%)

オ 関係法人等の類型

(ア) 類型の整理

関係情報には、苦情、相談等の原因(対象)となり得る法人等(以下「関係法人等」という。)の情報(名称、通称、俗称等)が含まれている場合もあるため、第4章(2)ウと同様の整理により

- ・ 宗教団体
宗教法人を始め、自称他称を問わず宗教的な活動を行っている団体

- ・ 宗教団体以外
企業、財団法人、社団法人、法人格のない任意団体など
 - ・ 不明
団体等の名称、種別等が不明なもの
- の3項目に類型化し、整理した³⁹。

(イ) 関係法人等の類型別関係情報受付件数

関係法人等の類型別関係情報受付件数については、図表5-11のとおり、全ての期において「宗教団体」の件数が最も多く、2023年度上半期は272件（全体に占める割合36.7パーセント）、同年度下半期は413件（同47.5パーセント）であり、2024年度上半期は292件（同42.8パーセント）、同年度下半期は197件（同41パーセント）であった。

「宗教団体以外」は、2023年度上半期は241件（同32.5パーセント）、同年度下半期は235件（同27パーセント）であり、2024年度上半期は231件（同33.9パーセント）、同年度下半期は174件（同36.2パーセント）であった。

団体等の名称、種別等が「不明」なものは、2023年度上半期は229件（同30.9パーセント）、同年度下半期は222件（同25.5パーセント）であり、2024年度上半期は159件（同23.3パーセント）、同年度下半期は110件（同22.9パーセント）であった。

全ての期の累計は、「宗教団体」が1,174件（同42.3パーセント）、「宗教団体以外」は881件（同31.7パーセント）、「不明」は720件（同25.9パーセント）であった。

【図表5-11】 関係法人等の類型別関係情報受付件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
宗教団体	272 (36.7%)	413 (47.5%)	685 (42.5%)	292 (42.8%)	197 (41.0%)	489 (42.0%)	1,174 (42.3%)
宗教団体以外	241 (32.5%)	235 (27.0%)	476 (29.5%)	231 (33.9%)	174 (36.2%)	405 (34.8%)	881 (31.7%)
不明	229 (30.9%)	222 (25.5%)	451 (28.0%)	159 (23.3%)	110 (22.9%)	269 (23.1%)	720 (25.9%)
全体	742	870	1,612	682	481	1,163	2,775

³⁹ 苦情、相談等の対象となり得る法人等の類型については、受け付けた情報の内容のみにより整理・分別しているため、消費者庁として客観的事実に基づいて認定したものではない。

カ 関係法人等別の関係情報の類型

(ア) 宗教団体

関係法人等が「宗教団体」の関係情報の類型別件数については、図表5-12のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附金の返金等」が91件（宗教団体の情報に占める割合33.5パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が68件（同25パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が19件（同7パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が5件（同1.8パーセント）、「法律に対する要望意見」が4件（同1.5パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が1件（同0.4パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が199件（同48.2パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が60件（同14.5パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が18件（同4.4パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「消費者庁に対する要望意見」が各3件（同各0.7パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」及び「法律に対する要望意見」が各1件（同各0.2パーセント）であった。

2024年度上半期は、「寄附金の返金等」が115件（同39.4パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が51件（同17.5パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が32件（同11パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が1件（同0.3パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附金の返金等」が57件（同28.9パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が36件（同18.3パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が15件（同7.6パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が2件（同1パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附金の返金等」が462件（同39.4パーセント）と最も多く、次いで、「団体の入会、脱退問題等」が215件（同18.3パーセント）、「寄附に関する商取引・契約問題等」が84件（同7.2パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が9件（同0.8パーセント）、「法律に対する要望意見」が5件（同0.4パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が4件（同0.3パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が3件（同0.3パーセント）であった。

【図表 5-12】 宗教団体に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体」全体	272	413	685	292	197	489	1,174
寄附金の返金等	91 (33.5%)	199 (48.2%)	290 (42.3%)	115 (39.4%)	57 (28.9%)	172 (35.2%)	462 (39.4%)
団体の入会、脱退問題等	68 (25.0%)	60 (14.5%)	128 (18.7%)	51 (17.5%)	36 (18.3%)	87 (17.8%)	215 (18.3%)
団体への会費の支払問題等	5 (1.8%)	3 (0.7%)	8 (1.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	9 (0.8%)
寄附に関する商取引・契約問題等	19 (7.0%)	18 (4.4%)	37 (5.4%)	32 (11.0%)	15 (7.6%)	47 (9.6%)	84 (7.2%)
寄附を悪用した詐欺	1 (0.4%)	1 (0.2%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	2 (0.4%)	4 (0.3%)
投資に関する問題	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
法律に対する要望意見	4 (1.5%)	1 (0.2%)	5 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	3 (0.7%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
その他	84 (30.9%)	128 (31.0%)	212 (30.9%)	93 (31.8%)	87 (44.2%)	180 (36.8%)	392 (33.4%)

(イ) 宗教団体以外

関係法人等が「宗教団体以外」の関係情報の類型別件数については、図表 5-13 のとおり、「その他」を除くと、2023 年度上半期は、「団体の入会、脱退問題等」が 76 件（宗教団体以外の情報に占める割合 31.5 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 74 件（同 30.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 15 件（同 6.2 パーセント）、「寄附金の返金等」が 5 件（同 2.1 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」及び「投資に関する問題」が各 2 件（同各 0.8 パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 67 件（同 28.5 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 37 件（同 15.7 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 12 件（同 5.1 パーセント）、「寄附金の返金等」が 10 件（同 4.3 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 2 件（同 0.9 パーセント）であった。

2024 年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 61 件（同 26.4 パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が 45 件（同 19.5 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 16 件（同 6.9 パーセント）、「寄附金の返金等」が 11 件（同 4.8 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 3 件（同 1.3 パーセント）であり、同年度下半期は「団体の入会、脱退問題等」が 33 件（同 19 パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が 29 件（同 16.7 パーセント）、「寄附金の返金等」が 6 件（同 3.4 パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が 3 件（同 1.7 パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が 1 件（同 0.6 パーセント）であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が231件（同26.2パーセント）と最も多く、次いで「団体の入会、脱退問題等」が191件（同21.7パーセント）、「寄附を悪用した詐欺」が46件（同5.2パーセント）、「寄附金の返金等」が32件（同3.6パーセント）、「団体への会費の支払問題等」が8件（同0.9パーセント）、「投資に関する問題」が2件（同0.2パーセント）であった。

【図表5-13】宗教団体以外に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	
「宗教団体以外」全体	241	235	476	231	174	405	881
寄附金の返金等	5 (2.1%)	10 (4.3%)	15 (3.2%)	11 (4.8%)	6 (3.4%)	17 (4.2%)	32 (3.6%)
団体の入会、脱退問題等	76 (31.5%)	37 (15.7%)	113 (23.7%)	45 (19.5%)	33 (19.0%)	78 (19.3%)	191 (21.7%)
団体への会費の支払問題等	2 (0.8%)	2 (0.9%)	4 (0.8%)	3 (1.3%)	1 (0.6%)	4 (1.0%)	8 (0.9%)
寄附に関する商取引・契約問題等	74 (30.7%)	67 (28.5%)	141 (29.6%)	61 (26.4%)	29 (16.7%)	90 (22.2%)	231 (26.2%)
寄附を悪用した詐欺	15 (6.2%)	12 (5.1%)	27 (5.7%)	16 (6.9%)	3 (1.7%)	19 (4.7%)	46 (5.2%)
投資に関する問題	2 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
法律に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	67 (27.8%)	107 (45.5%)	174 (36.6%)	95 (41.1%)	102 (58.6%)	197 (48.6%)	371 (42.1%)

(ウ) 関係法人等不明

関係法人等が「不明」の関係情報の類型別件数については、図表5-14のとおり、「その他」を除くと、2023年度上半期は、「寄附を悪用した詐欺」が37件（関係法人等不明の情報に占める割合16.2パーセント）と最も多く、次いで「寄附に関する商取引・契約問題等」が26件（同11.4パーセント）、「寄附金の返金等」が7件（同3.1パーセント）、「団体の入会、脱退問題等」が6件（同2.6パーセント）、「投資に関する問題」及び「法律に対する要望意見」が各1件（同各0.4パーセント）であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が87件（同39.2パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が67件（同30.2パーセント）、「寄附金の返金等」及び「団体の入会、脱退問題等」が各11件（同各5パーセント）、「消費者庁に対する要望意見」が1件（同0.5パーセント）であった。

2024年度上半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が63件（同39.6パーセント）と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が31件

(同 19.5 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 12 件 (同 7.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 7 件 (同 4.4 パーセント) であり、同年度下半期は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 39 件 (同 35.5 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 22 件 (同 20 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 6 件 (同 5.5 パーセント)、「寄附金の返金等」が 5 件 (同 4.5 パーセント) であった。

全ての期の累計は、「寄附に関する商取引・契約問題等」が 215 件 (同 29.9 パーセント) と最も多く、次いで「寄附を悪用した詐欺」が 157 件 (同 21.8 パーセント)、「団体の入会、脱退問題等」が 35 件 (同 4.9 パーセント)、「寄附金の返金等」が 30 件 (同 4.2 パーセント)、「投資に関する問題」、「法律に対する要望意見」及び「消費者庁に対する要望意見」が各 1 件 (同各 0.1 パーセント) であった。

【図表 5-14】 関係法人等不明に関する関係情報の類型別件数

	2023年度			2024年度			累計
	上半期	下半期		上半期	下半期		
「関係法人等不明」全体	229	222	451	159	110	269	720
寄附金の返金等	7 (3.1%)	11 (5.0%)	18 (4.0%)	7 (4.4%)	5 (4.5%)	12 (4.5%)	30 (4.2%)
団体の入会、脱退問題等	6 (2.6%)	11 (5.0%)	17 (3.8%)	12 (7.5%)	6 (5.5%)	18 (6.7%)	35 (4.9%)
団体への会費の支払問題等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
寄附に関する商取引・契約問題等	26 (11.4%)	87 (39.2%)	113 (25.1%)	63 (39.6%)	39 (35.5%)	102 (37.9%)	215 (29.9%)
寄附を悪用した詐欺	37 (16.2%)	67 (30.2%)	104 (23.1%)	31 (19.5%)	22 (20.0%)	53 (19.7%)	157 (21.8%)
投資に関する問題	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
法律に対する要望意見	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
消費者庁に対する要望意見	0 (0.0%)	1 (0.5%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
その他	151 (65.9%)	45 (20.3%)	196 (43.5%)	46 (28.9%)	38 (34.5%)	84 (31.2%)	280 (38.9%)

(2) 寄附に関する消費生活相談の傾向分析

～PIO-NET を利用した「寄附」に関する消費生活相談の傾向分析～

ア 概要

本分析は、全国の消費生活センター等において、2015年度から2024年度の間、PIO-NET⁴⁰へ登録された相談情報のうち、「寄附」に関するものを抽出し、寄附に係る消費者問題の傾向について、消費者庁が独自に分析したものである⁴¹。

PIO-NETについては、各相談情報に対してその内容に応じて各種キーワード⁴²が付与されているところであるが、「寄附」に関する相談に付与するキーワードについては、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて2023年度に一部改訂されたため、現行のキーワードを使用して2022年度以前及び2023年度以降の相談を同一条件の下に抽出することはできない。また、2021年度にキーワードの改訂を行っているため、後述のキーワード集計結果では、経年的な推移を単純に比較することはできない。

そこで、前記期間における相談情報のうち、「相談件名」又は「相談概要」の項目に「寄附」又は同義語である「寄付」、「布施」、「献金」、「浄財」及び「寄進」のいずれかの用語（以下「寄附関連用語」という。）が含まれているものを抽出した上で、付与された各種キーワード等を活用して分析を行った。

その結果、抽出した相談について、総数は2020年度の件数が最も多く、そのうち寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談は2022年度の件数が最も多かった⁴³。

⁴⁰ PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、第3章（2）イでも記載したとおり、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。地方公共団体は、消費生活に関する様々な相談を受け付ける窓口である消費生活センターや消費生活相談窓口を設置している。消費生活センターの消費生活相談員が消費者から受け付けた苦情や相談についての情報が登録されているのがPIO-NETである。PIO-NETには、相談者と契約当事者の情報（「年齢」、「性別」、「職業」等）や、「受付年月日」、「相談概要」などの項目が入力されている。

⁴¹ 国民生活センターから提供を受けた情報を基に消費者庁において独自に集計・分析した。

⁴² キーワードについては、相談の内容から、消費生活相談の専門家である相談員が判断して選択・入力し、入力内容と全体との整合性等を行政職員がチェック、決裁した上で、PIO-NETに登録される。

⁴³ 「寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談」の定義については、後述ウ(オ)を参照されたい。

イ 分析方法

(ア) 対象データ

本分析においては、2015年度から2024年度までの間にPIO-NETに登録された情報のうち、前記の寄附関連用語が含まれた相談情報計18,079件を対象とした⁴⁴。

なお、本相談情報については、国民生活センターから提供を受けた受付情報の範囲内で、消費者庁が独自に集計・分析したものである。

(イ) キーワードの変更等に対する措置

寄附に係るキーワードについては、2022年度末までは商品キーワードとして「祈とうサービス」及び「募金」が設定されていたが、2023年度からは「募金」が廃止され、「寄附」が新設されるとともに、「祈とうサービス」については定義変更がなされた。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に合わせて、内容等キーワードとして「不当寄附勧誘」、「配慮義務」及び「禁止行為」が新設された（詳細は図表5-15に記載のとおり。）。

そこで、過去の寄附関連相談の推移を分析するに際して、抽出条件の連続性を担保するため、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれるものを抽出した上で、二次的な傾向分析においてキーワードを使用することとした。

⁴⁴ 相談件名又は相談概要のいずれかに文字列“寄付”、“寄附”、“布施”、“献金”、“浄財”又は“寄進”が含まれる相談情報（2015年4月1日から2025年3月31日の間に受付、2025年3月31日までにPIO-NETに登録されたもの。）。

【図表5-15】キーワードの変遷

種別	キーワード	2022年度末まで	2023年度から
商品	祈とうサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財 	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスの相談に付与。 ⇒ 占いアプリ・サイト、運命鑑定、 霊視、手相占い、家系診断 ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある 清め、献金、浄財 (定義変更)
	募金	<ul style="list-style-type: none"> ・物品販売を伴わない寄付集めに関 連する相談に付与 (保健・福祉を目的とした寄付型のクラウドフ ァンディングも含む) 	(廃止)
	寄附	(なし)	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何の役務も行わない献金、浄財等 (消費者問題としての側面があるもの) に係る相談に付与。 ⇒ 宗教的・呪術的色彩のある清 め、献金、浄財 ・物品販売を伴わない寄附集め、寄 附、保健・福祉を目的とした寄附型の クラウドファンディング、物品販売を伴 う寄附集めに関する相談に付与。
内容等	不当寄附勧誘	(なし)	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当寄附勧誘防止法に規定される 不当寄附勧誘に関連する相談に付 与。
	配慮義務	(なし)	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当寄附勧誘防止法第3条に規定 される配慮義務に違反する又は違反 する疑いのある寄附勧誘行為に関連 する相談に付与。
	禁止行為	(なし)	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当寄附勧誘防止法第4条及び第 5条に規定される寄附の勧誘に関する 禁止行為に当たる又は当たる疑いの ある行為に関連する相談に付与。

ウ 分析結果

(ア) 全体の傾向

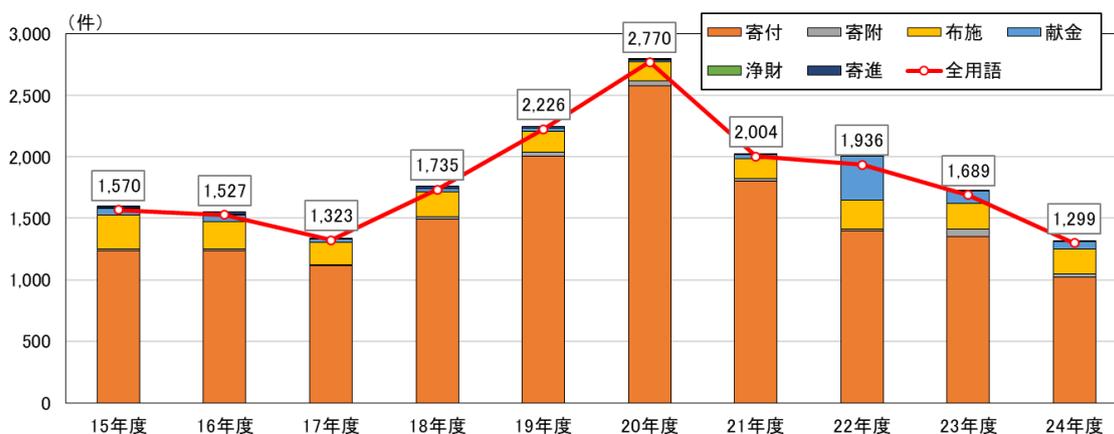
抽出した相談について、受け付けた年度及び選定した用語ごとに集計した結果、各年度における寄附関連相談の累計件数については、図表5-16及び図表5-17のとおり、2015年度の1,570件から2017年度の1,323件にかけて緩やかに減少した後、2018年度の1,735件から2020年度の2,770件にかけて顕著な増加傾向を示し、2020年度は本調査期間における最高値となっている。

その後、2021年度に2,004件と急減し、以降は減少傾向である。

寄附関連の用語別でみると、各年度共に「寄付」の用語が含まれる相談の件数が最も多く、その他の用語については、2022年度を除くと「布施」が2番目に多く、次いで「献金」が多くなっている。

顕著な特徴として、2022年度は「献金」の件数が前年度の約10倍である353件に急増し、「布施」の237件を上回っている。

【図表5-16】寄附に関する相談の受付件数推移



【図表5-17】寄附に関する相談の受付件数推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
全用語	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808
寄進	15	18	8	16	10	3	2	5	6	8	9
浄財	3	7	2	2	1	4	1	3	1	0	2
献金	54	50	24	31	27	11	33	353	98	60	74
布施	279	224	182	198	174	160	161	237	209	206	203
寄附	15	12	9	22	31	37	16	13	61	28	24
寄付	1,234	1,239	1,113	1,492	2,004	2,578	1,805	1,400	1,352	1,018	1,524

※ 各用語別の件数は、当該用語が含まれた相談件数であるため、同一の相談が重複計上される場合もある。

(イ) 商品別分類の付与状況

抽出した相談において、相談の主体となる商品・役務等を分類する「商品別分類」については、図表5-18のとおり、各年度において、「他の保健・福祉⁴⁵」又は「役務その他⁴⁶」が最も多く付与されている。

なお、2022年度末をもって商品別分類「他の保健・福祉」に位置付けられていた商品キーワード「募金」が廃止され、代替として新設されたキーワードの「寄附」は、商品別分類「役務その他」に位置付けられたため、2023年度以降における商品別分類「他の保健・福祉」は、付与数の上位には位置付けられていない。

(ウ) 商品キーワードの付与状況

商品・役務等の相談内容を分類するキーワードである「第1商品キーワード」は、図表5-19のとおり、2015年度から2021年度までは「募金」、2022年度のみ「祈とうサービス」、2023年度以降は「寄附」が各年度において最も多く付与されている。

なお、「祈とうサービス」については、2022年度以外の年度においても2番目又は3番目に多く付与されている。

(エ) 内容等キーワードの付与状況

相談内容等を表すキーワードである「内容等キーワード⁴⁷」は、図表

⁴⁵ 商品別分類「他の保健・福祉」は、保健・衛生を保つために受ける役務、身体を美化するために受ける役務及びサービスのうち「保健・福祉一般」、「医療」、「理美容」、「浴場」、「衛生サービス」、「健康関連サービス」、「保育」及び「老人福祉・サービス」に該当しないものである。

保健を除く児童福祉や物品の販売を伴わない保健や2022年度末までは福祉のための寄附・募金が含まれる。

⁴⁶ 商品別分類「役務その他」は、「他の役務」に含まれるもので、サービス業のうち「金融・保険サービス」、「運輸・通信サービス」、「教育サービス」、「教養・娯楽サービス」及び「保健・福祉サービス」に該当しないものとなる。

消費者問題の側面を持つ献金や浄財等や2023年度に新設された商品キーワード「寄附」に係るものは「役務その他」に含まれる。

⁴⁷ 内容等キーワードは、予め示された標準キーワード表に記載されたものから付与され、成分・素材を表す成分キーワード及び外国名を表す外国名キーワードと合わせて最大11個まで付与することができるため、1件の相談に複数の内容等キーワードが付与される場合もある。したがって、相談件数と内容等キーワードの件数は一致しない。

5-20 のとおり、全ての年度において「信用性⁴⁸」が最も多く付与されており、2 番目に多く付与されているキーワードについては、2015 年度及び 2016 年度は「電話勧誘」、2017 年度は「解約」、2018 年度から 2021 年度は「DM 広告」、2022 年度は「返金」、2023 年度は「詐欺」、2024 年度は「インターネット通販」と年度により差異がある。

特異な傾向として、2022 年度は、「返金⁴⁹」の付与数が他の年度に比較して多く、他の年度では付与数の上位 10 項目に入っていない「開運商法⁵⁰」が 6 番目の付与数となっている。

⁴⁸ 内容等キーワード「信用性」は、事業者等の信用性を問う相談などに付与される。

⁴⁹ 内容等キーワード「返金」は、消費者からの返金希望、返金をめぐるトラブル等に付与される。例えば、契約している場合の返金には「解約」又は「クーリングオフ」を併せて付与することとなる。

⁵⁰ 内容等キーワード「開運商法」は、「購入しなければ不幸になる。購入すれば不幸から免れる」という虚偽説明、「運勢が開ける」「幸福になる」というセールストークだけでなく「家系図をみて・・・」「姓名判断をして・・・」「相手を見て・・・」といった場合にも広く付与される。商品だけでなく、占いや祈とうサービス等の役務にも付与される。

【図表5-18】商品別分類付与件数（上位10項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品別分類	付与数								
1	役務その他	295	他の保健・福祉	375	他の保健・福祉	366	他の保健・福祉	645	他の保健・福祉	1072
2	他の保健・福祉	292	役務その他	244	役務その他	188	役務その他	223	放送・コンテンツ等	216
3	放送・コンテンツ等	138	放送・コンテンツ等	127	放送・コンテンツ等	114	放送・コンテンツ等	166	役務その他	180
4	商品一般	119	相談その他	98	商品一般	79	商品一般	106	商品一般	161
5	相談その他	107	商品一般	97	相談その他	69	屋外装備品	65	相談その他	91
6	冠婚葬祭	76	屋外装備品	78	冠婚葬祭	58	相談その他	64	屋外装備品	65
7	書籍・印刷物	67	冠婚葬祭	67	屋外装備品	56	冠婚葬祭	55	冠婚葬祭	47
8	屋外装備品	60	書籍・印刷物	54	土地	46	書籍・印刷物	38	書籍・印刷物	33
9	土地	50	他の教養・娯楽品	31	書籍・印刷物	43	土地	32	土地	26
10	慣習・しきたり	34	土地	30	他の教養・娯楽品	20	他の教養・娯楽	24	他の教養・娯楽品	24

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数	商品別分類	付与数
1	他の保健・福祉	1641	他の保健・福祉	941	役務その他	512	役務その他	736	役務その他	464
2	商品一般	201	商品一般	172	他の保健・福祉	458	商品一般	203	商品一般	154
3	役務その他	152	役務その他	148	商品一般	159	他の教養・娯楽	82	冠婚葬祭	88
4	放送・コンテンツ等	150	他の教養・娯楽	130	他の教養・娯楽	116	屋外装備品	62	屋外装備品	58
5	相談その他	85	相談その他	81	相談その他	78	他の教養・娯楽品	56	他の行政サービス	48
6	他の保健衛生品	62	冠婚葬祭	62	他の教養・娯楽品	74	食器・台所用品	45	他の教養・娯楽	47
7	冠婚葬祭	50	屋外装備品	43	屋外装備品	66	他の行政サービス	40	他の教養・娯楽品	40
8	土地	33	他の教養・娯楽品	39	冠婚葬祭	48	冠婚葬祭	39	相談その他	39
9	屋外装備品	32	他の行政サービス	28	書籍・印刷物	32	書籍・印刷物	36	食器・台所用品	25
10	文具・事務用品	30	土地	22	他の行政サービス	31	他の金融関連サービス	30	書籍・印刷物	25

※2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表5-19】第1商品キーワード付与件数（上位10項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	商品KW	付与数								
1	募金	283	募金	360	募金	356	募金	630	募金	1053
2	祈とうサービス	192	祈とうサービス	161	祈とうサービス	121	祈とうサービス	148	商品一般	161
3	商品一般	119	商品一般	97	商品一般	79	商品一般	106	祈とうサービス	115
4	相談その他	105	相談その他	97	相談その他	69	出会い系サイト	89	出会い系サイト	95
5	役務その他サービス	75	墓	73	墓	54	相談その他	61	相談その他	91
6	出会い系サイト	59	役務その他サービス	57	出会い系サイト	53	墓	59	他のデジタルコンテンツ	84
7	墓	59	出会い系サイト	51	他のデジタルコンテンツ	42	他のデジタルコンテンツ	46	墓	61
8	他のデジタルコンテンツ	47	他のデジタルコンテンツ	45	役務その他サービス	39	役務その他サービス	46	役務その他サービス	41
9	葬式	46	葬式	31	葬式	29	葬式	35	デジタルコンテンツ	28
10	書籍	39	他の冠婚葬祭	26	他の冠婚葬祭	26	デジタルコンテンツ	25	葬式	26

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数	商品KW	付与数
1	募金	1630	募金	938	祈とうサービス	456	寄附	588	寄附	318
2	商品一般	201	商品一般	172	募金	450	商品一般	203	商品一般	154
3	祈とうサービス	96	祈とうサービス	94	商品一般	159	祈とうサービス	99	祈とうサービス	103
4	相談その他	83	相談その他	80	相談その他	75	墓	57	葬式	59
5	出会い系サイト	74	出会い系サイト・アプリ	65	墓	63	出会い系サイト・アプリ	48	墓	58
6	他のデジタルコンテンツ	58	教養・娯楽サービス	48	出会い系サイト・アプリ	55	食器	42	他の行政サービス	48
7	保健衛生品その他	57	葬式	38	教養・娯楽サービス	43	他の行政サービス	40	相談その他	39
8	役務その他サービス	33	墓	36	役務その他サービス	36	相談その他	29	役務その他サービス	29
9	墓	30	役務その他サービス	33	葬式	31	葬式	29	他の冠婚葬祭	27
10	葬式	30	他の行政サービス	28	他の行政サービス	31	役務その他サービス	28	教養・娯楽サービス	25

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

【図表5-20】内容等キーワード付与件数（上位10項目）の推移

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数								
1	信用性	379	信用性	415	信用性	348	信用性	622	信用性	889
2	電話勧誘	290	電話勧誘	232	解約	175	DM広告	400	DM広告	705
3	詐欺	240	解約	205	高価格・料金	172	インターネット通販	226	プライバシー	393
4	高価格・料金	236	高価格・料金	189	DM広告	168	プライバシー	216	インターネット通販	248
5	強引	203	プライバシー	180	強引	163	高価格・料金	212	詐欺	231
6	解約	196	詐欺	176	インターネット通販	160	解約	201	解約	223
7	プライバシー	167	インターネット通販	159	プライバシー	152	詐欺	174	返金	197
8	インターネット通販	164	DM広告	157	詐欺	144	強引	171	高価格・料金	192
9	返金	126	強引	151	電話勧誘	141	返金	168	強引	184
10	DM広告	123	返金	139	返金	131	電話勧誘	142	契約書・書面	165

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	信用性	1,274	信用性	721	信用性	403	信用性	427	信用性	252
2	DM広告	1,106	DM広告	513	返金	394	詐欺	265	インターネット通販	207
3	プライバシー	583	個人情報	361	高価格・料金	387	電話勧誘	256	解約	198
4	インターネット通販	265	インターネット通販	293	解約	372	解約	253	高価格・料金	196
5	詐欺	243	詐欺	263	インターネット通販	287	インターネット通販	232	返金	185
6	解約	201	解約	233	開運商法	258	返金	230	詐欺	171
7	契約書・書面	198	高価格・料金	192	詐欺	240	高価格・料金	206	個人情報	117
8	返金	175	返金	179	個人情報	170	強引	150	電話勧誘	115
9	高価格・料金	169	SNS	146	強引	168	SNS	133	SNS	112
10	強引	160	契約書・書面	134	SNS	152	個人情報	132	説明不足	109

※ 内容等キーワード「プライバシー」については、2021年度から「個人情報（コジツヨウカ）」に名称変更。

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（オ）寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報の選別

a 趣旨

これまでに分析対象とした相談情報については、相談件名又は相談概要欄に寄附関連用語が含まれてはいるものの、寄附の不当勧誘に関する内容でない相談も相当数含まれている。

そこで、付与された商品キーワード及び内容等キーワードを活用し、寄附の不当勧誘に関する内容を含む可能性が高い相談情報（以下「選別情報」という。）を選別し、分析することとした。

b 選別条件とするキーワードの整理

2022年度以前にあつては、宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービスや消費者問題としての側面を有する何の役務も行わない

献金・浄財等に係る相談情報には、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されていた。

本分析に使用した相談情報にあっては、相談件名又は相談概要の欄に寄附関連用語が含まれていることが前提であるため、2022年度までの相談情報のうち、商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたものは、宗教的・呪術的色彩を有した寄附等に関するトラブルとして整理することができるため、同相談情報を選別情報とした。

一方、2023年度以降については、同年度から関係するキーワードの定義変更等がなされ、何の役務も行わない献金・浄財等に係る相談情報には商品キーワード「祈とうサービス」を付与せず、新設された商品キーワード「寄附」を付与することとなった⁵¹。

また、不当寄附勧誘防止法の施行に伴い、2023年度からは法に係る相談には新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与されることとなったため、これらのキーワードを活用することで、相談情報の選別が可能となる⁵²。

そこで、2023年度及び2024年度については、内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談に加えて、商品キーワードに「祈とうサービス」及び「寄附」の双方が付与された相談を選別情報とすることとし、2022年度までの選別情報（商品キーワード「祈とうサービス」が付与されたもの）に近似する暫定値とした。

なお、以上の整理における商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略及び相談情報の選別の概要については、図表5-21及び図表5-22にそれぞれ示したとおりである。

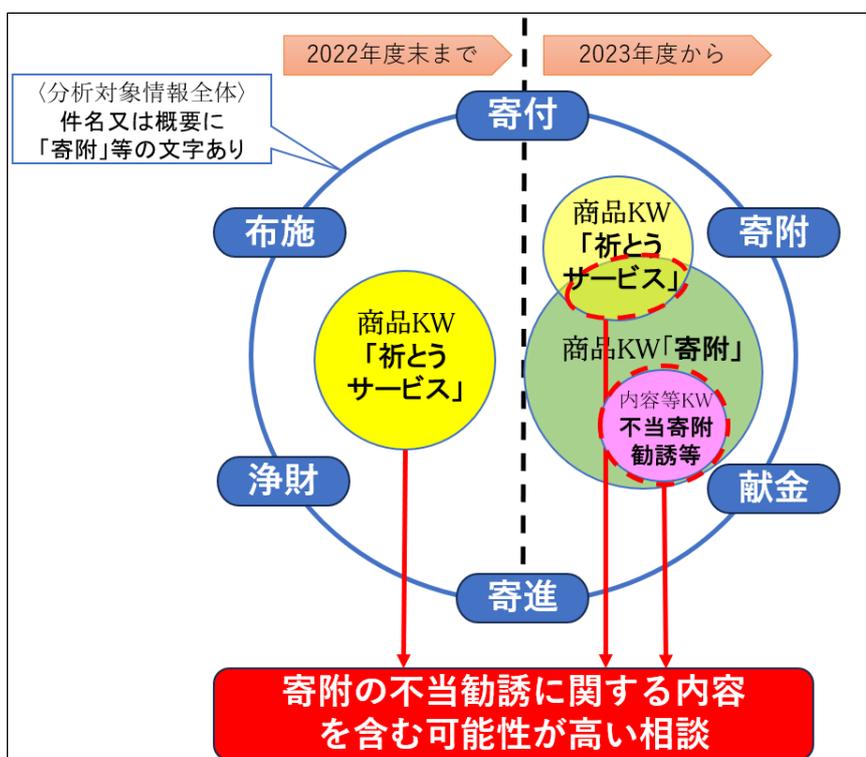
⁵¹ 「祈とうサービス」と「寄附」の両要素を併せ持つ相談については、いずれの商品キーワードも付与される。

⁵² 内容等キーワードに「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与される場合、商品キーワードに「寄附」が付与される。

【図表 5-21】商品キーワード及び内容等キーワードの定義変更の概略

種別	キーワード	2022年度末まで	2023年度から
商品	祈とうサービス	何らかの宗教的・呪術的な色彩がある役務を施すサービス。 何の役務も行わない献金・浄財等	〈定義変更〉
	寄附	(新設)	何の役務も行わない献金・浄財等 物品販売を伴わない寄附集め、寄附。
内容等	不当寄附勧誘	(新設)	不当寄附勧誘防止法に 関係する相談
	配慮義務		
	禁止行為		

【図表 5-22】相談情報の選別条件（概念図）



c 相談件数の推移

各年度の相談情報について、前記ウ(オ) bに記載の条件により選別した選別情報及び選別対象外の相談情報の件数の推移を図表 5-23 及び図表 5-24 のとおり確認したところ、選別対象外の相談情報については、ウ(ア)に記載した全体の受付件数（図表 5-16 再掲）とおおむね近似した傾向となった。一方、選別情報については、2015年度の 211 件から 2021 年度の 99 件にかけておおむね減少傾向を示

していたが、2022年度は480件と急増している。

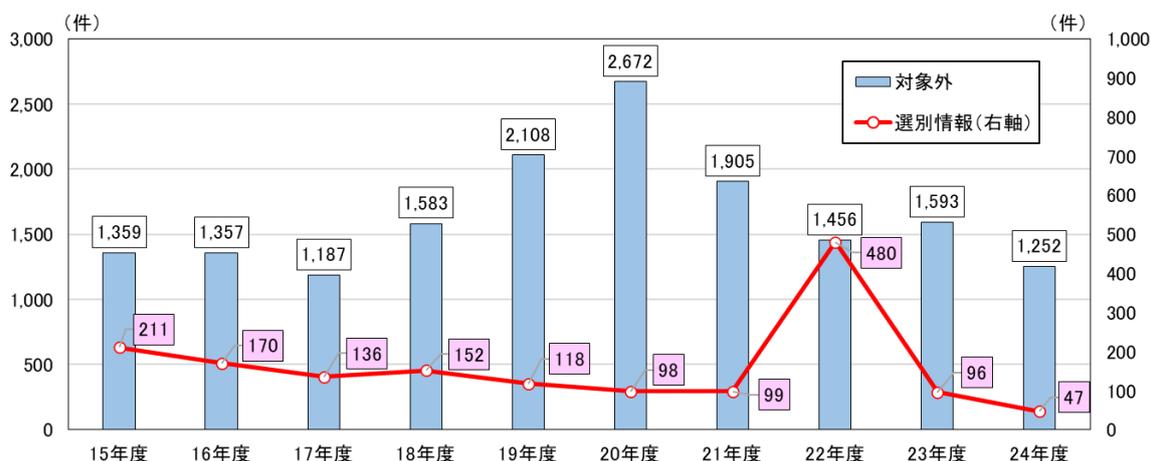
なお、選別情報の2022年度の月別受付状況を確認すると、図表5-25のとおり、7月から急増して9月に最高値の100件となり、10月は97件と高止まりした後、11月に45件まで減少している。

2023年度以降については、キーワードの定義変更等がなされたため統計値としての完全性は維持できないものの、前記ウ(オ) bに記載のとおり、関係するキーワードを活用して抽出した近似値は2022年度の480件から2023年度は96件まで急減し、2024年度は47件と、それぞれ2021年度以前の件数と同水準以下に減少している。

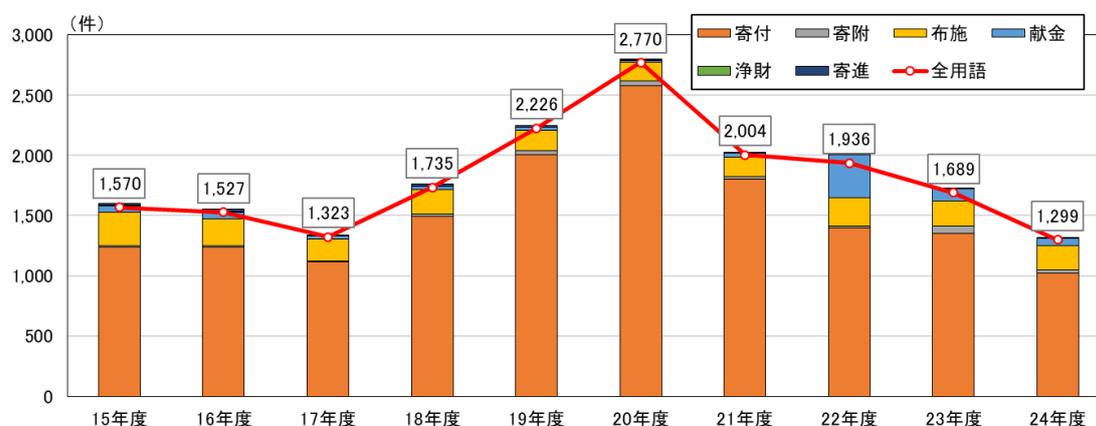
【図表5-23】選別した相談情報の受付件数の推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	平均
選別情報	211	170	136	152	118	98	99	480	96	47	161
対象外	1,359	1,357	1,187	1,583	2,108	2,672	1,905	1,456	1,593	1,252	1,647
全体	1,570	1,527	1,323	1,735	2,226	2,770	2,004	1,936	1,689	1,299	1,808

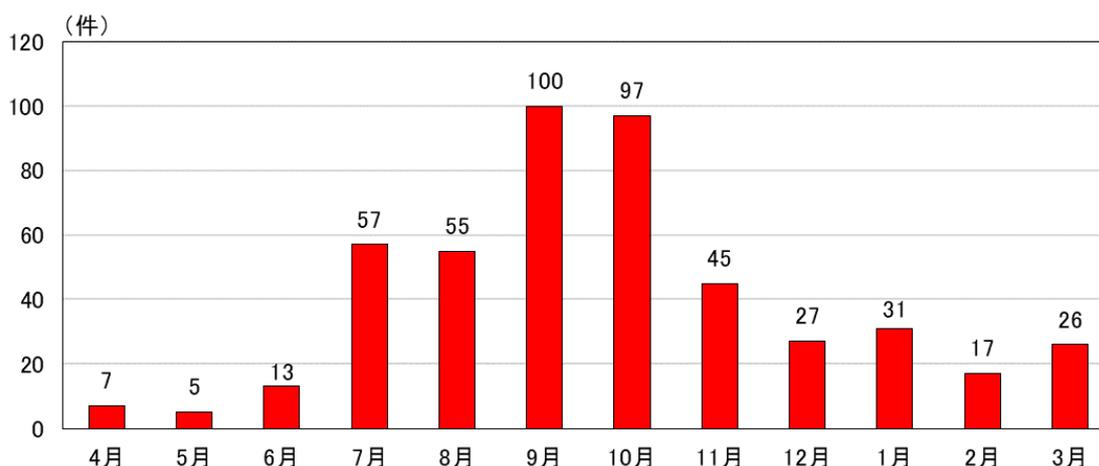
【図表5-24】選別した相談情報の受付件数の推移



【図表 5-16】 寄附に関する相談情報の受付件数の推移（再掲）



【図表 5-25】 選別情報の 2022 年度月別受付件数の推移



d 内容等キーワードの付与状況

選別情報における内容等キーワードの付与状況については図表 5-26 のとおり、各年度において最も多く付与されている内容等キーワードは、2015 年度から 2021 年度までの間は「高価格・料金⁵³」、2022 年度は「開運商法」、2023 年度は「配慮義務」、2024 年度は「返金」という状況である。

特異な傾向としては、「返金」の付与数について 2015 年度から 2021 年度までは最多が 36 個、最少が 15 個であったが、2022 年度は 183

⁵³ 内容等キーワード「高価格・料金」は、価格・料金そのものに関する相談のうち、相対的にみて高いか否かにかかわらず、相談者が高いと申し出たものに付与される。

個に増加している。なお、2023年度には17個に減少し、2024年度も19個と2021年度以前と同等の付与数となっている。

【図表5-26】選別情報における内容等キーワードの付与状況（上位10項目）

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	75	高価格・料金	54	高価格・料金	48	高価格・料金	58	高価格・料金	36
2	開運商法	68	開運商法	41	強引	35	開運商法	43	強引	35
3	強引	51	解約	36	開運商法	32	解約	39	解約	31
4	解約	47	強引	32	解約	24	強引	38	開運商法	20
5	返金	36	返金	29	返金	20	返金	25	返金	18
6	信用性	33	信用性	26	信用性	17	家庭訪販	19	信用性	17
7	家庭訪販	20	家庭訪販	18	家庭訪販	16	信用性	16	契約書・書面	16
8	詐欺	18	説明不足	17	契約書・書面	10	契約書・書面	12	家庭訪販	11
9	電話勧誘	17	詐欺	14	説明不足	8	説明不足	11	説明不足	10
10	不当請求	16	価格・料金	14	価格・料金	8	判断不十分者契約	11	電話勧誘	8

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数	内容等KW	付与数
1	高価格・料金	33	高価格・料金	27	開運商法	202	配慮義務	32	返金	19
2	開運商法	21	強引	20	高価格・料金	196	高価格・料金	30	高価格・料金	18
3	強引	18	開運商法	18	返金	183	開運商法	28	開運商法	15
4	解約	17	解約	18	解約	81	禁止行為	23	配慮義務	9
5	信用性	17	返金	17	強引	74	強引	23	強引	8
6	返金	15	家庭訪販	15	信用性	38	解約	18	解約	8
7	販売態度	12	信用性	11	判断不十分者契約	23	返金	17	信用性	5
8	電話勧誘	7	説明不足	10	契約書・書面	22	信用性	16	禁止行為	5
9	問題勧誘	6	インターネット通販	7	次々販売	21	身障者関連	10	身障者関連	5
10	説明不足	5	問題勧誘	5	問題勧誘	20	家庭訪販	9	契約書・書面	4

※ 2021年度及び2023年度にキーワードの改訂を行っているため、経年的な推移を単純に比較することはできない。

（カ）内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

2023年度に新設された内容等キーワード「不当寄附勧誘」、「配慮義務」又は「禁止行為」が付与された相談の受付状況については、図表5-27のとおり、2023年度から2024年度までの間に計63件を受け付けており、内容等キーワードの付与数については、包括的キーワードの「不当寄附勧誘」が8個、個別行為を示すキーワードの「配慮義務」が41個、「禁止行為」が28個であった。

月別の相談受付件数をみると、2023年4月の16件及び同年5月の10件以降は一桁又はゼロという状況で推移している。

また、相談者の属性については、当事者本人からの相談が計29件、

当事者以外からの相談が計 33 件、関係不明の者からの相談が 1 件であった。

これらの計 63 件の相談情報について、それぞれの相談件名については、情報の受付年月と併せて図表 5-28 のとおり整理している。

なお、上記のキーワードについては、法の要件に対して幅広く付与しているため、相談情報のみをもって直ちに不当寄附勧誘防止法に抵触する事案が発生していると認定するものではない。

【図表 5-27】 内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談の件数

		2023年度													計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
キーワード 付与数	不当寄附勧誘	3	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	6	
	配慮義務	12	9	3	0	1	0	1	1	1	0	4	0	32	
	禁止行為	6	2	2	1	3	0	0	2	2	0	4	1	23	
相談 件数	相談者 当事者本人	5	6	3	1	0	0	1	2	1	0	1	0	20	
	当事者以外	10	4	1	0	3	0	1	2	1	0	4	1	27	
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計		16	10	4	1	3	0	2	4	2	0	5	1	48	

		2024年度													計	累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
キーワード 付与数	不当寄附勧誘	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	配慮義務	0	1	1	0	1	2	2	0	1	0	1	0	9	41	
	禁止行為	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5	28	
相談 件数	相談者 当事者本人	0	1	2	0	2	2	0	0	0	1	1	0	9	29	
	当事者以外	1	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	6	33	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計		1	2	2	0	2	3	2	0	1	1	1	0	15	63	

【図表 5-28】内容等キーワード「不当寄附勧誘」等が付与された相談件名一覧

No	受付年月	相談件名
1	2023年 4月	知人の話。自分も瞑想セミナーのweb研修を受けたがお布施の話になり宗教と気づいた。知人は精神修行と耳を貸さない。
2	2023年 4月	宗教団体からしつこい勧誘を受けている。
3	2023年 4月	義母がファミリーレストランで宗教法人から掛け軸を買う約束をしたが止めさせたい。別の宗教法人の寄付請求にも困惑。対応は。
4	2023年 4月	以前、宗教団体に献金するため銀行から借り入れたが返済困難。他にも生活費等の支払いが苦しい。
5	2023年 4月	妹が海外の宗教にはまり、何枚もカードを作ってはセミナーに通ったり外国の宗教者に会いに行く。家族からも借金をしている。
6	2023年 4月	施設に入所中の祖母が不安をあおられ宗教団体に高額な寄付をしていたことが分かった。可能であれば返金を求めたい。
7	2023年 4月	固定電話に地震の寄付のため食器はないかと電話があった。後刻にはアクセサリや個人情報も聞かれ不審。断わりたいが対処法は。
8	2023年 4月	SNSで知り合った女性に寄附を頼まれてネット銀行から借金し40万円を送金した。詐欺に遭ったようだがどうしたらいいか。
9	2023年 4月	以前の職場で知り合った人から、宗教の勧誘を受けて迷惑。更に借りた覚えの無いお金の返済を言われている。対応は。
10	2023年 4月	宗教団体に1000万円ほど供養で寄付をした。結婚の話の時にも献金をしたが話が流れた。苦情を言いたいし、相談先を知りたい。
11	2023年 4月	妻が、金融機関から多額の借金をし、印鑑や経典などを新興宗教から購入したり先祖供養として謝礼を支払っていたことを聞いた。

No	受付年月	相談件名
12	2023年 4月	高齢者の支援をしているものである。利用者が高額な投資を行っている。また、ある宗教に月々10万円のお布施をしている。
13	2023年 4月	夫が精神修養講座に参加したり、団体に寄付金としてお金を支払っているようだ。止めさせる方法はないか。信用性はあるのか。
14	2023年 4月	妻が宗教団体に加入し、自分が相続した財産を寄付しているようだ。自分の財産ではないので苦情は言えないが、今後の対処は。
15	2023年 4月	兄が職場の同僚に勧誘され、宗教団体に通っている。入会金やお布施など数回に亘り納めている。金額も大きくなっている。心配だ。
16	2023年 4月	20数年前宗教団体に洗脳させられ100万円を献金した。その後精神病になり入院。当時の勧誘者がまだいるので返金してほしい。
17	2023年 5月	高齢で認知症の疑いのある母が年金のほとんどを使ってしまうので困っている。
18	2023年 5月	市役所の委託を受けている者だと名乗り、「世界の貧困地域への寄附のため、洋服などを頂けないか」との電話が架かってきた。
19	2023年 5月	妻が宗教に没頭し3年分の家計簿だけで1千万円の寄付が見つかった。家計は圧迫されているので取り戻し請求はできるか。
20	2023年 5月	妹が母の預金を引き出し、宗教団体に寄付しているようだ。相談したい。
21	2023年 5月	近所の女性から宗教のしつこい勧誘を受け、施設に連れていかれ複数回お金を払わされた。お金を返してほしい。
22	2023年 5月	先祖供養がなっていないと言われ藁をもつかむ思いで300万円支払った。冷静に考えると騙されたと思う。返金してほしい。

No	受付年月	相談件名
23	2023年 5月	亡父の葬儀を依頼した寺院から、今後の法要のお布施金額を一方向的に提示された。断ることはできないらしい。対処方法を知りたい。
24	2023年 5月	海外支援の寄付で不用品を回収すると市の名前を騙る電話が掛かってきた。不審であったために対応はしなかった。情報提供する。
25	2023年 5月	ボランティア団体を名乗って電話があり、不用品を取りに行くので寄付して下さいと言って一方向的に電話が切れた。
26	2023年 5月	祖父が宗教団体に多額の献金を行っているようだ。取り戻せないか。
27	2023年 6月	先ほど男性に訪問され災害の際の義援金をお願いしたいと訪問された。宗教の信者かもしれないが執拗だったため情報提供したい。
28	2023年 6月	願掛けをしており、宗教団体に入信している。本部の相談窓口で連絡するたびお金の話になり、支払いを求められ困っている。
29	2023年 6月	亡き母が宗教に献金し、貧乏を極めた。教団に苦情を言ったが、何も対応しない。弁護団を教えて。
30	2023年 6月	宗教2世でこれまでの累積献金額は1億円である。手を切りたいので相談先を教えてほしい。
31	2023年 7月	新興宗教の準管理職の人から献金を強要され困っている。脱会したい。
32	2023年 8月	高齢者支援センターだが、高齢者宅に宗教の人が来て、断っても勝手に拝み、お布施を要求し、小銭でも渡さないと帰らない。
33	2023年 8月	母が宗教に洗脳され毎月20万円程お布施している。やめさせたい。

No	受付年月	相談件名
34	2023年 8月	高齢の母の家に宗教団体の人が出入りしているようで以前には寄付もしたようだ。出入りするのを止めさせたいので対策を知りたい。
35	2023年 10月	40年ほど前から宗教団体と付き合い、壺の購入や寄附などで高額を支払っていた。できることなら返金してほしい。
36	2023年 10月	母は、25年前に最近報道されている宗教団体に入り10年前に退会した。家族でも献金の返金の申請ができるか、相談窓口を聞く。
37	2023年 11月	開運グッズを購入し購入先の寺に電話をしたら、家運が傾いていると不安を煽られ、お布施を要求された。靈感商法ではないか。
38	2023年 11月	11年前に勧誘を受けて宗教団体に入信。寄付、先祖供養、壺と塔の置物購入などで1,500万円を支払った。返金してほしい。
39	2023年 11月	障害のある知人が宗教団体を脱退したのに、同団体に所属している職場の同僚から献金名目のお金を請求されて困っている。
40	2023年 11月	甥が世間を騒がせている宗教団体に加入して高齢の祖父母に高額のつぼ等を売っている。家族関係は壊れており何とか改善したい。
41	2023年 12月	20年前に宗教団体に多額の寄付をさせられた。取り戻したい。
42	2023年 12月	母が宗教団体へ献金をしていたようで、多額の借金があるようだ。返済に苦勞しているが、何処か相談する所は有るだろうか。
43	2024年 2月	入会している宗教団体に500万円以上寄附してきたが取り戻したい。また、宗教についてもどこかに相談したい。
44	2024年 2月	当市に住んでいる高齢の母が地元の神社で占ってもらい、家族に災いが起こる等と言われ定期的に寄付をしているようだ。

No	受付年月	相談件名
45	2024年 2月	昔から両親が信仰している宗教に献金させられていた。生活が破綻して母親と家をでたが、残った父と友人家族が利用されていて心配。
46	2024年 2月	別居している父親が誰かに「運気が悪い」と言われ、そこに寄付をしようとして自宅を売ろうとしている。やめさせたい。
47	2024年 2月	他界した母親がある宗教に財産を寄付させられていたことが分かった。できれば、その財産を取り戻したい。相談窓口を知りたい。
48	2024年 3月	母は10年前から宗教団体に入信しており、当時から月に1～2万円の寄付をしていた。母から「家を売却して寄付する」と言われた。
49	2024年 4月	同居の母が、最近何かの宗教に入会し、高額のお金を支払ったようである。また新たにお金を要求され、困っている。
50	2024年 5月	母が宗教に洗脳されていて貯金から寄付を繰り返している。今後の両親の生活が心配である。行政として対応すべきだ。
51	2024年 5月	自宅に「寄付をお願いします」と2回、訪問があった。何の寄付か分からず断ったが、最近町内で寄付を募るようなことはあるか。
52	2024年 6月	兄の入信をきっかけに家族が宗教に入信し、団体に言われるがままに高額な寄附を繰り返した。不当な寄附なので返金を求めたい。
53	2024年 6月	夫婦で宗教に入っているが、高額な寄付金を強要されて困っている。宗教被害の相談窓口を紹介してほしい。信仰はやめたくない。
54	2024年 8月	兄と社長に強引に宗教に誘われて不本意ながら入信したが多額の寄付を強いられ妻が嫌がり離婚した。脱会後も寄付を強いられている。
55	2024年 8月	7年前に8年間ずっと高額なお布施をしていたお寺と縁を切った。総額で800万円位は渡している。返金希望。

No	受付年月	相談件名
56	2024年 9月	自分の子供が地元地域の駅前で宗教法人をかたる数人に囲まれ寄付を求められた。その際に命に係わる脅迫をされた。
57	2024年 9月	カルト教団問題について耳にした。市で適切な対応や支援をしてほしい。相談窓口や対応策について教えてほしい。
58	2024年 9月	宗教団体への寄付について。現在の宗教は続けたいが、生活困窮しているのに少額だからと寄付を求められて困っている。
59	2024年 10月	別居中の母が、カルト宗教にはまり母と同居のB型事業所に通う兄の給料を搾取している。家庭裁判所に相談したいが繋がらない。
60	2024年 10月	高齢の母は私が生まれた頃から宗教に傾倒し今までに家一軒建つくらいのお布施をしている。今後どう対応していけばいいだろうか。
61	2024年 12月	他県に住む高齢で認知症の母は生活が困窮しているにもかかわらず宗教団体に毎年お布施を渡している。霊感商法に該当するか。
62	2025年 1月	職場の先輩に連れられて、よく当たるといふ先生に15回通い、その度不安を煽られてお布施を強制的に払った。返金してほしい。
63	2025年 2月	某宗教団体の元信者である。行政等相談窓口は必要な生活費までも献金しようとする信者に対して寄附をやめるよう助言して欲しい。

(3) 警察に対する協力要請

政府は、「旧統一教会」（世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあつせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、令和4年8月から「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議⁵⁴を開催し

⁵⁴ 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議」については、令和6年1月11日をもって廃止され、同会議における決定事項については同年1月16日付けで発足した「「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」に引き継がれている。

ている。

同連絡会議の構成員には、消費者庁次長のほか警察庁生活安全局長も含まれており、警察庁においては、「適切な警察相談対応」、「違法行為の取締り」などを一層推進することとし、都道府県警察に対し

- ・ 「旧統一教会」問題に関連する相談を受理等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切に対応
- ・ 寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進

するよう指示をしている。

そこで消費者庁においては、寄附の不当な勧誘に係る被害者等が被害の申告又は相談を行う先として身近な行政機関である警察署、交番等を選択する可能性は十分あり得ると推察し、警察において当該被害申告等を受け付けた場合の対処要領などについて、改めて消費者庁から実務を担当する都道府県警察本部の担当課に対して教示するなど、消費者庁の取組に対する協力要請等を行うこととした。

ア 各都道府県警察本部担当課に対する協力要請

各都道府県警察に対する法の周知については、警察庁生活安全局から書面にて行われているところ、これに加えて

- ・ 成立経緯、運用方法の詳細を含めて法の周知を再徹底
- ・ 違法情報の把握要領、把握した場合の対処要領の教示
- ・ 寄附勧誘対策室との連絡窓口の構築

などを確実にを行うため、図表5-29のとおり、寄附勧誘対策室職員が各都道府県警察本部に直接赴き、担当課の幹部職員に協力要請等を行った。

【図表5-29】都道府県警察に対する協力要請実施状況

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
1	北海道警察本部	生活安全部生活経済課	R5.11.2	補佐
2	青森県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.9.21	室長
3	岩手県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
4	宮城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
5	秋田県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.22	室長
6	山形県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.28	室長
7	福島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.29	室長
8	警視庁	生活安全部生活経済課	R5.7.27	室長

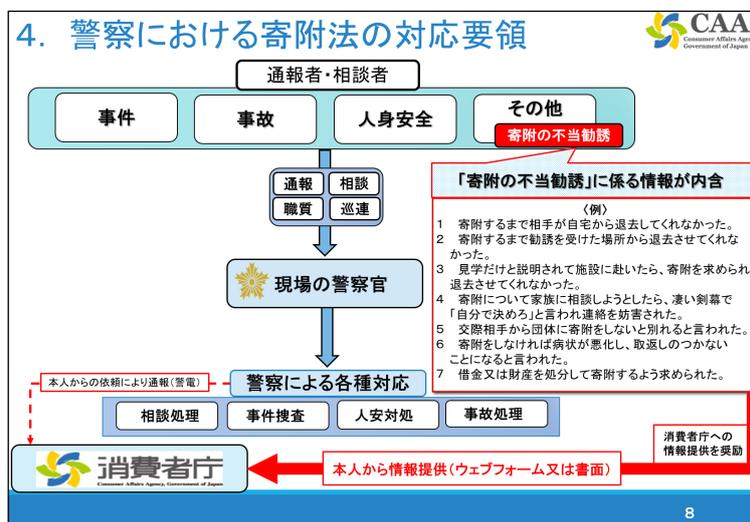
	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
9	茨城県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.12.15	室長
10	栃木県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.17	室長
11	群馬県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.9	室長
12	埼玉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.1	室長
13	千葉県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.3	室長
14	神奈川県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.28	室長
15	新潟県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.10	室長
16	山梨県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.12.8	室長
17	長野県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.7	室長
18	静岡県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.8.21	室長
19	富山県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.8	室長
20	石川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.10.31	室長
21	福井県警察本部	生活安全部生活環境課	R6.10.30	室長
22	岐阜県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.8.22	室長
23	愛知県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.8.21	室長
24	三重県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.5	室長
25	滋賀県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.12	室長
26	京都府警察本部	生活安全部生活保安課	R5.7.11	室長
27	大阪府警察本部	生活安全部生活経済課	R5.7.11	室長
28	兵庫県警察本部	生活安全部生活経済課	R5.10.30	室長
29	奈良県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.7.11	室長
30	和歌山県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.9.6	室長
31	鳥取県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.28	室長
32	島根県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.27	室長
33	岡山県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R5.10.31	室長
34	広島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
35	山口県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.19	補佐
36	徳島県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.2.8	室長
37	香川県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.2.9	室長
38	愛媛県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.28	補佐
39	高知県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R5.11.29	補佐
40	福岡県警察本部	生活安全部生活経済課	R6.7.5	室長

	都道府県警察	担当課	実施日	実施者
41	佐賀県警察本部	生活安全部生活安全企画課	R6.12.9	室長
42	長崎県警察本部	生活安全部生活安全捜査課	R6.11.6	室長
43	熊本県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.2	補佐
44	大分県警察本部	生活安全部保安課	R5.11.21	室長
45	宮崎県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.11.22	室長
46	鹿児島県警察本部	生活安全部生活環境課	R5.10.3	補佐
47	沖縄県警察本部	生活安全部生活保安課	R5.6.29	参事官

イ 幹部警察官に対する寄附法講義

法の周知、消費者庁の取組に対する協力要請などの実効性を一層高めるため、第一線で活動する幹部警察官に対して直接教養を行う機会を得るべく、関係機関に働き掛けを行い、令和6年度からは警察大学校（警部任用科⁵⁵）並びに各管区警察学校及び北海道警察学校（いずれも警部補任用科⁵⁶）の入校生に対して不当寄附勧誘防止法に係る講義を実施している。当該講義の資料及び実施状況はそれぞれ図表5-30及び図表5-31のとおりである。

【図表5-30】警察官に対する講義資料（抜粋）



⁵⁵ 警部任用科は、警部昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の課長等として必要な知識及び技能を修得させるための教養を行う課程。

⁵⁶ 警部補任用科は、警部補昇任者（予定者を含む。）に対し、警察署の係長等として必要な知識及び技能を習得させるための教養を行う課程。

【図表 5-31】警察官に対する講義実施状況（令和6年度）

	実施場所	主な受講警察	実施日	受講者数
1	警察大学校	全都道府県警察	R6. 5. 14	約 60 人
2			R6. 8. 29	約 80 人
3			R6. 10. 31	約 70 人
4			R7. 2. 4	約 70 人
5	北海道警察学校	北海道	R6. 12. 13	約 50 人
6			R7. 1. 31	約 60 人
7	東北管区警察学校	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島	R6. 6. 4	約 60 人
8			R6. 9. 12	約 60 人
9			R6. 11. 22	約 70 人
10			R7. 2. 6	約 80 人
11	関東管区警察学校	茨城、栃木、群馬 埼玉、警視庁 千葉、神奈川 新潟、山梨、長野 静岡	R6. 5. 8	約 260 人
12			R6. 7. 2	約 270 人
13			R6. 9. 12	約 230 人
14			R6. 11. 11	約 290 人
15			R7. 1. 27	約 240 人
16	中部管区警察学校	富山、石川、福井 岐阜、愛知、三重	R6. 5. 30	約 80 人
17			R6. 8. 22	約 80 人
18			R6. 11. 8	約 90 人
19			R7. 1. 22	約 110 人
20	近畿管区警察学校	滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良 和歌山	R6. 5. 10	約 90 人
21			R6. 6. 25	約 110 人
22			R6. 10. 11	約 100 人
23			R6. 11. 21	約 120 人
24			R7. 2. 21	約 120 人
25	中国四国管区 警察学校	鳥取、島根、岡山 広島、山口、徳島 香川、愛媛、高知	R6. 6. 11	約 70 人
26			R6. 9. 25	約 80 人
27			R6. 11. 28	約 90 人
28			R7. 1. 17	約 90 人
29	九州管区警察学校	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島、沖縄	R6. 7. 5	約 100 人
30			R6. 10. 1	約 80 人
31			R6. 12. 10	約 100 人
32			R7. 2. 14	約 110 人
	延べ実施回数	32 回	累計受講者	約 3,570 人

參考資料

(参考資料1) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

令和四年法律第百五号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 寄附の不当な勧誘の防止
 - 第一節 配慮義務（第三条）
 - 第二節 禁止行為（第四条・第五条）
 - 第三節 違反に対する措置等（第六条・第七条）
- 第三章 寄附の意思表示の取消し等（第八条―第十条）
- 第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）
- 第五章 雑則（第十二条―第十五条）
- 第六章 罰則（第十六条―第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
 - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）
 - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二節 禁止行為

（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破

綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五

条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 寄附の意思表示の取消し等

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。
- 4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同

様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項(第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。)(同法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を

講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国务大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日
- 二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「、第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(参考資料 2) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく
消費者庁長官の処分に係る処分基準等について (令和 5 年 4 月 17
日消政策 136 号)**

消政策第136号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の
処分に係る処分基準等について

令和 5 年 4 月 17 日

消費者庁長官 新井 ゆたか

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく消費者庁長官の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項の規定による処分基準等については下記のとおりとする。

下記の各措置は、法第 12 条に規定するとおり、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないことに留意して行うものとする。

記

1. 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第 6 条）

(1) 勧告

法第 6 条第 1 項の規定による勧告は、法人等が法第 3 条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、行うものとする。

上記の「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」については、例えば、①法人等による寄附の勧誘を受けている個人が自由な意思を抑圧されているという場合において、その抑圧の程度や期間の長さが著しいときや抑圧状態に置かれている個人が多数に及んでいるとき、②個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき、③法人等が不特定又は多数の個人に対して被災者支援等の公益目的のための寄附であると偽って使途を誤認させ、過度に経済的な負担を生じさせるような寄附の勧誘を行

っているとき、が考えられる。

また、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合や、民事調停や独立行政法人国民生活センターの重要消費者紛争解決手続において法人等の弁明を経た上で第三者の判断により著しい支障が生じていることが客観的に認められた場合が考えられる。

「更に同様の支障が生ずるおそれが著しい」については、例えば、今後とも配慮義務を遵守していない状態が改善される見込みが薄く、このまま放置すると同様の支障が生じ続けることが認められる場合が考えられる。

なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。

(2) 公表

法第6条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定による勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときに、当該法人等による法第3条の規定や当該勧告に係る不遵守の悪質性、個人の権利の保護について生じている支障の程度、更に同様の支障が生ずるおそれの有無等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 報告徴収

法第6条第3項の規定による報告徴収は、同条第1項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、法第3条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関して行うものとし、1(1)に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う。

2. 禁止行為に係る報告、勧告等（法第7条）

(1) 報告徴収

法第7条第1項の規定による報告徴収は、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関して行うものとする。

具体的には、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などに行うことが考えられる。

(2) 勧告

法第7条第2項の規定による勧告は、法人等が不特定又は多数の個人に対して法第4条又は第5条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、法第7条第1項の規定による報告徴収等によって明らかになった組織性、悪質性、禁止行為が将来にわたって継続する蓋然性等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 命令及び公表

法第7条第3項の規定による命令は、同条第2項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときに当該法人等に対し行い、同命令を行ったときは、同条第4項の規定により、その旨を公表するものとする。「正当な理由」については、大規模な災害等により連絡を行うことが困難になるなど、例外的な場合に限り認められるものと考えられる。

(参考資料3-1) 執行アドバイザーの委嘱について (令和5年3月31日)



令和5年3月31日

執行アドバイザーの委嘱について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の行政措置等に関する規定については、令和5年4月1日に施行されます。

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法の行政措置を行う際には、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しながら、行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるように、令和5年4月1日付けで各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱することとしています。委嘱することとしている有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

石井 研士 國學院大學神道文化学部教授

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

（敬称略、五十音順）

(参考資料3-2) 執行アドバイザーの委嘱について (令和7年4月1日)



令和7年4月1日

不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーの委嘱について

消費者庁における法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮することが求められています（不当寄附勧誘防止法第12条）。

消費者庁では、当該運用上の配慮を含めた消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用の適正を確保するため、各分野の有識者に「不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー」を委嘱することとしています。令和7年度に委嘱する有識者の氏名等は、別紙を御参照ください。

<別紙>

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター理事

藤本 頼生 國學院大學神道文化学部教授

（敬称略、五十音順）